目次

第一章 会計検査院関係 (第一条)

第二章 内閣官房関係(第二条—第六条)

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係 (第七条—第十二条)

第二節 公正取引委員会関係 (第十三条)

第三節 国家公安委員会関係 (第十四条—第十九条)

第四節 金融庁関係(第二十条—第二十七条)

第五節 消費者庁関係 (第二十八条—第三十二条)

第四章 総務省関係(第三十三条—第六十八条)

第五章 法務省関係 (第六十九条—第九十条)

第六章 外務省関係 (第九十一条)

第七章 財務省関係(第九十二条—第百四条)

第八章 文部科学省関係(第百五条—第百十六条)

第九章 厚生労働省関係 (第百十七条—第百八十五条)

第十章 農林水産省関係(第百八十六条—第二百十一条)

第十一章 経済産業省関係(第二百十二条—第二百六十二条)

第十二章 国土交通省関係(第二百六十三条—第三百十九条)

第十三章 環境省関係 (第三百二十条—第三百三十三条)

第十四章 防衛省関係(第三百三十四条—第三百四十二条)

附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第 一条 会計検査院法 (昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二 第一項中 「第十八条」を「第十九条第一項」に、 「第四十二条」を 「第四十三条第一項」

に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二章 内閣官房関係

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三 第百三条第五項の審査請求に対する裁決

第十七条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十一条第一項中 行行 政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成二

十六年法律第六十八号)」に改める。

第八十九条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、 「不服申立期間」 を「審査請求をすることがで

きる期間」に改める。

第九十条の見出しを (審査請求)」 に改め、 同条第一項中 「行政不服審査法による不服申立て (審査

請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改め、 同条第二項中 「行政不服審査法による不服申立て」を

審 査 請 求 に改 め、 同 条第三項中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に、 「第二章第一節から第三節まで」 を

「第二章」に改める。

第九十条の二の見出しを「 (審査請求期間)」に改め、 同条中「不服申立て」を「審査請求」に、 六

十日」を「三月」に改める。

第九十一条第一項中 「不服申立て」を「審査請求」に、 「ただちに」を「直ちに」 に改める。

第九十二条の二の 見出 し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「又は異議申立て」 及 び 又

は決定」を削る。

第百三 一条第 五. 項中 「六十日」を「三月」に、 「行政不服審査法による異議申立て」を 「審査 請 求 に改

め、 同条第六項中 「異議申立て」を「審査請求」に改め、 同条第七項中 「第五項の異議申立て」を 「第五

項 (T) 審 査請求」に、 「異議申立てについて」を「同項の審査請求について」に、 「決定せられた」を 「裁

決された」に改める。

第百六条の三第五項及び第百六条の四第八項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」 に

改める。

第百八条の三第四 項ただし書中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 「決定又は」 を削る。

特 莂 職 の職! 員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職 の職 員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第一条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 行政不服審查 会の 常 勤 0 委員

第一条第五十八号の 次に次 の 一 号を加える。

五十八の二 行政不服審査会の 非常 勤の 委員

地方財政審議会委員

「地方財政審議会委員」 行政不服審査会の常勤 の委員

に改める。

を

般職の職員の給与に関する法律 の一部改正)

別表第一官職名の欄中

第四条 般職  $\mathcal{O}$ 職員の給与に関する法律 (昭 和二十五年法律第九十五号) の 一 部を次のように改正する。

第十九条の六第六 · 項 中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「 審 査

請求」に改める。

(公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正)

第五条

公務員等の懲戒免除等に関する法律

(昭和二十七年法律第百十七号)

の一部を次のように改正する。

第八条中「、異議申立て」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第六条 国家公務員退 職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号) の一部を次のように改正する。

第十三条第四 項中 行行 政不服審查 法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第十四 条第 項又は第四 十五条」

を 「行政不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」 に改める。

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正)

第七条 情報公開 個 人情報保護審查会設置法 (平成十五年法律第六十号) の 一 部を次のように改正する。

め、 四十三条第一項」に改め、 第二条中 同 条第二号中 「不服申立て」 「第十八条第二項」を を 同条第四号中「第四十二条第二項」を「第四十三条第一項」に改める。 「審査 一請求」 「第十九条第一項」 に改め、 同条第一 号中 に改め、 「第十八条」 同条第三号中 を 「第十九条第一 「第四十二条」 項」 を に改

第六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

· 第四十二条第二項」 第十九条第一 第八条第一項第一号中 項」 に改め、 を 「第四十三条第一項」 「第十八条」を「第十九条第一項」に改め、 同項第三号中 「第四十二条」を に改める。 「第四十三条第一 同項第二号中 項」に改め、 「第十八条第二項」を 同項第四号中

行 び第十六条において同じ。)」に、 政不 第九 条第四 服審査法 項中 (平成二十六年法律第六十八号) 「不服申 立て」を 「不服申立人等」を 「審査 一請求」 第十三条第四項に規定する参加人をいう。 に、 「不服 「審査請求人等」 申立人、 参加人」 に改める。 を 「審査請 求 人、 次条第二 参加 一項及 人

第十条第一項中 「不服申立人等」 を「審査請求人等」に改め、 同条第二項中「不服申立人」を 「審査請

求人」に改める。

第十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十二条中 「又は保有個 人情報」 を 「若しくは保有個 人情報」 に、 「不服申立人等」 を 審 査 請求

」に改める。

め、 第十三条の見出しを「(提出資料の写し 同項を同条第四項とし、 同条第一項中「不服申立人等」を の送付等)」に改め、 「審査請求人等」に改め、 同条第二項中 「前項」を 「第二 「資料 項  $\mathcal{O}$ 閲覧」 に改

の 下 に (電 磁的記録にあっては、 記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの 閲覧)

を加え、 同項を同条第二項とし、 同項の次に次の一 項を加える。

又は

前

項の

規定による閲覧をさせようとするときは、

当該

3

審

査

会は、

第一

項の規定による送付をし、

送付又は閲覧 に係る る意 見書 又は資料を提 出 L た審 査 請 求 人 等  $\mathcal{O}$ 意見、 を聴 かなけ ればならない。

審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十三条に第一項として次の一項を加える。

審 査会は、 第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があっ たと

きは、 当該意見書又は資料 の写し (電磁的 記録 (電子的方式、 磁気的方式その他 人の知覚によっては

識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理  $\overline{\mathcal{O}}$ 用に供されるものを

いう。 以下この項及び次項において同じ。 にあっては、 当該電磁的記録に記録された事項を記 載 した

書 画 を当該 意見書又は資料を提出 した審査請求 人 、等以外 0) 審 査 請 求人等に送付するものとする。 ただ

第三者 の利益を害するおそれがあると認められるとき、 その他正当な理由があるときは、 この 限 り

でない。

第十五条の見出しを「 (審査請求の制限) 」 に改め、 同条中「により」を「による」に、 「がした処分

を  $\overline{\mathcal{O}}$ 処分又はその不作為」 に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て

を「審査請求」に改める。

第十六条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

公益社団法 人及び公益財 寸 法 人の 認定等に関する法 は律の一 部改正

第八条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九号) の一部を次の

ように改正する。

第四十三条第三項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による異議申立て」 を 「審査請

求」に、 「決定」 を 「裁決」 に改め、 同項各号中 「異議申立て」 を 「審査請 求 に改める。

第四十五条第三項第四号中 「異議申立て」 を 「審査請求」に、 「決定」 を 「裁決」 に改める。

般社団法 人及び一 般財 寸 法 人に関する法 は律及びは 公益社 団 法 人及び 公益財 団法・ 人の 認定等に 関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律 :の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号) の <u>ー</u> 部を次のように改正す

る。

第百三十三条第四 項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による異議申立て」 を 「 審 査

請求」 に、 「決定」 を 裁裁 決 に改 め、 同項各号中 「異 議申立 \_ て \_ を 「審査 請 求 に 改 8 る。

第百三十五条第二 項第五号中 「異議-申 立て を 「審査請求」 に、 「決定」 を 裁決」 に改

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第十条 公文書等 の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) の一部を次のように改正する。

第十八条第四 頃中 「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四 項第二号」に改める。

第二十一条の見出しを削り、 同条の前に見出しとして「(審査請求及び公文書管理委員会 へ の )諮問)

を付し、同条を次のように改める。

条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、 国立公文書館

の長に対し、審査請求をすることができる。

2

利用請求に対する処分又は利用請

求に係る不作為に係る審査請求については、

行政不服審査法

( 平成

二十六年法律第六十八号) 第九条、 第十七条、第二十四条、 第二章第三節及び第四節並びに第五十条第

二項の規定は、適用しない。

3 利 用 請求 に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の

規定 の適用 に . つ い ては、 同法第十一 条第二項中 「第九条第 項の規定により指名された者 ( 以 下 審 理

員 という。)」とあるの は 「第四・ 条の規定により 審査請り 求がされた行政庁 (第十 应 条 0 規定に より引

継ぎを受けた行政庁を含む。 以 下 「審査庁」という。)」と、 同法第十三条第一項及び第二項中 審 理

員 とあるのは 「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、 又は審理員から第四十条に規定

する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、 同法第四十四条中

「行政不服審査会等」とあるのは 「公文書管理委員会」と、 「受けたとき(前条第一項の規定による諮

間 会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。 とき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一 れたとき、 を要しな い場合 同 項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) にあっては審理員意見書が提 項第四号中 「審理員意見書又は行政不服審 を経 出さ 查 た

- 4 長は、 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 公文書管理委員会に諮問しなければならない。 国立公文書館等の
- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 第二十二条の見出しを削り、 とする場合 裁決で、 審査 (当該 請 求 特定歴史公文書等の の全部を認容し、 同条中 「第十九条及び」を「第十九条第二項及び」に、 当該審 利 用について反対意見書が提出されてい 査請. 求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させること る場合を除く。) 「前条の」を「前

項中 同項第二号中 条第一項の」に、 「前項」に、 「開示請求者」に、 「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に、 「異議申立てに」を「審査請求に」に、 「同条第三号中 「開示決定等」 「第十九条中「前条第二項」を を「同項第三号中 「同条第二号中 「法人文書の 「開示請求 「第十九条第二 水者」を 開示」に

利 用請 求に対する処分につい . て \_ を「特定歴史公文書等 (公文書管理法第二条第七項に規定する特定

歴史公文書等を いう。 以下同 ľ 0) 利用について」に、 法 人文書を開 示する」 とある  $\mathcal{O}$ は 特 定 歴 史

公文書等 (公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。 以下この号にお いて同 ľ,

を利用させる」と、 「法人文書の開示」とあるのは 「特定歴史公文書等を」を「開 示請求」 とあるのは

利用 請 求」と、 「法人文書」とあるのは 「特定歴史公文書等」と、 「開示する旨」 とあるの は 「利用させ

る旨」と、  $\bigcup_{i=1}^{n}$ 開示」とある のは 「を」に改め、  $\neg$ 同 条第四項中 「不服申立て」 とある 0) は 「異 議 申立

て」と、 不服申立人」 とあ るの は 異議申立人」と、 「不服・ 申立人等」 とある <u>0</u> は 異 議 申 <u>八</u> 人等

同 法第十条から第十三条までの 規定中 「不服力 申立 一人等」 とある (T) は 異 議 申立 人等」 同 法 第十

条第二 項及び第十六条中 「不服申立人」とあ るのは 「異議申立人」と」 を削 り、 「又は保有個 人情 報」

を「若しくは保有個人情報」」に改める。

附則第一条第二号を次のように改める。

## 二削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十条中「(厚生労働大臣による処分を除く。)」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六

十号)による」を削る。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条 削除

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十二条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第七項を次のように改める。

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、 第三十条、第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項

及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。 この場合にお いて、 同節中 「審理員」 とあるのは、 国

家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

第二十四条第六項を次のように改める。

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審查法第二章第三節(第二十九条、 第三

十条、 第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定

を準用する。この場合において、 同節中「審理員」 とあるのは、 「国家戦略特別区域会議」 と読み替え

るものとする。

第二節 公正取引委員会関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十三条 私的 独占の 禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次の

ように改正する。

第七十条の十二中 「公正取引委員会がした」を「公正取引委員会の」に、 「よつて審査官がした」を「

よる審査官の」に、 「よつて指定職員がした」 を「よる指定職員の」に改め、 「含む。)」 の下に「又は

その不作為」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請

求」に改める。

第百十八条中「基づいて」を「よる」に、 「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、 「行政不服

審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三節 国家公安委員会関係

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第十四 条 銃 砲 刀剣類所持等 取 締法 (昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二の 見出 し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改 め、 同 条中 「行政不服審 査法 (昭和三十

七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査 請求」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十五条 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百十三条の三の見出し中 「不服申立て」 を「審査 請求」に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十

七年法律第百六十号)による不服申立て」 を 「審査請求」 に改める。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一 部改正

第十六条 犯罪被害者等給付金 の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法 律 (昭 和五十五年法律第三十

六号)の一部を次のように改正する。<br/>

第二十条の二中「第二百五十五条の二の」を「第二百五十五条の二第一項の」に、 「第二百五十五条の

二第一号」を「第二百五十五条の二第一項第一号」に改め、 「又は不作為」 を削る。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律  $\mathcal{O}$ 部改正)

第十七条 暴力 団 員による不当な行為 の防 止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) の — 部を次のよう

に改正する。

第三十七条の見出しを「(審査請求等)」に改める。

第三十八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号) の 一 部を次のように改正

する。

第二十一条第八項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を「審査請

求」に改める。

(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十九条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十

号)の一部を次のように改正する。

第十八条中 「第二百五十五条の二の」を「第二百五十五条の二第一項の」に、 「第二百五十五条の二第

号 を 「第二百五十五条の二第一項第一号」に改め、 「又は不作為」を削る。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四節 金融庁関係

(金融商品取引法の一部改正)

第二十条 金融 商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十七条」を「第二百二十六条」に改める。

第六十四条の九中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」 を削り、 同条に後段とし

て次のように加える。

この場合において、 内閣 総理大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 協会

の上級行政庁とみなす。

第百五十二条第三項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」 に改める。

第百八十五条の二十一の見出しを (審査請求)」に改め、 同条中 「よつてした」を「より行う」に、

「よつて審判官がした」 を「より審判官が行う」に改め、 「含む。)」 の下に「又はその不作為」を加え

「行政不服審査法による不服申立て」を 「審査請求」 に改める。

第百九十五条の見出しを「(委員会に対する審査請求)」に改め、 同条中「行政不服審査法による不服

申立て」を「審査請求」に改める。

第二百二十七条を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第二十一条 公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二 第一項中 行行 政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同条第

中 「なんら」を「何ら」に改め、 「前項の」を削り、 同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、 内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五

条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政

庁とみなす。

第二十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 同条第三項中 「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」 と読み替

えるものとする。

第三十四条の十の十二第一項中「行政不服審査法による」を削り、 同条第二項中「前項の」を削り、 同

条第三項を次のように改める。

3 六条第二項の規定の適用については、 前二項の場合において、 内閣総理大臣は、 日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十

第三十四条の十の十四第三項に後段として次のように加える。

この場合におい て、 同条第三項中 「第四十六条第二項」 とあ るのは、 「第四十六条第一項」 と読み替

えるものとする。

第三十四条の六十六の見出しを「(審査請求)」に改め、 同条中「よつてした」を「より行う」に、「

よつて審判官がした」を「より審判官が行う」に改め、 「含む。)」 の下に「又はその不作為」を加え、

「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十九条の四の次に次の一条を加える。

(審査会に対する審査請求)

第四 |十九条の四 \_ の 二 審査会が 前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料  $\mathcal{O}$ 提出の命

令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為 (同条第五項の規定により財

務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。)についての審査 請求は、

審査会に対してのみ行うことができる。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第二十二条 損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和二十三年法律第百九十三号) の一部を次のように改

正する。

第十一条の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百

六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十三条 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号) の一部を次のように改

正する。

第二百二十五条の二の見出しを「(委員会の命令に対する審査請求) に改め、 同条中 「行政不服審 査

法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十四条 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第百三十九条の二の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三

十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

## (貸金業法の一部改正)

第二十五条 貸金 業法 (昭和 五十八年法律第三十二号) の一部を次のように改 正する。

第二十四条の二十四中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段

として次のように加える。

この場合において、 内閣 総理大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用 につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十四条の三十五 中 「行政不服 審 査法による」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合に、 おいて、 内閣 総 理大臣は、 行政不服 審 査法第二十五条第二項及び第三 項、 第四十六条第二

項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 協会の上級行政庁とみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十六条 資 産 の流 動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)の一 部を次のように改正する。

第二百九十一 条の見出しを (委員会の命令に対する審査請求) \_ に改め、 同条中 「行政不服 審 査法

昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」 に改める。

(社債、 株式等の振替に関する法律の一 部 改正)

第二十七条 社債、 株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) の一部を次のように改正する。

第二百七十八条第四項中「第一条ノ八」を「第一条ノ九」に改める。

第二百八十七条の見出しを「(委員会の命令に対する審査請求)」に改め、

同条中「行政不服審査法

昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を 「審査請求」 に改める。

第五節 消費者庁関係

(不当景品類及び不当表示防 止 法の一 部改正

第二十八条 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) の一部を次のように改正す

る。

第十二条第十項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求

に改める。

(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一 部改正)

第二十九条 生活関連物資等 の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 (昭和四十八年法律第四

十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第三十条 健康増進法 (平成十四年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを 「(再審査請求等)」に改め、 同条中 「及び前条第三項」 を削り、 同条に次の一

項を加える。

2 保 健 所を設置する市又は 特別区の長が第二十七条第一項 (第二十九条第二項にお いて準用する場合を

含む。 )の規定による処分をする権限をその補 助 機関である職員又はその管理に 属する行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長に

委任した場合において、委任を受けた職員又は行 政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 地

方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査 請求の裁決があったとき

は、 当該裁決に不服がある者は、 同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例によ

り、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三十四条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第三十一条 独立行政法人国民生活センター法 (平成十四年法律第百二十三号) の一部を次のように改正す

る。

第三十八条の見出し中 「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為

を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立て」 を 「審査請求」に改め

る。

(食品表示法の一部改正)

第三十二条 食品 表示法 (平成二十五年法律第七十号) の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(再審査請求等)」 に改め、 同条中「第一号法定受託事務」 の下に「(次項にお

て単に 「第一号法定受託事務」という。)」を加え、 同条に次の一項を加える。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が前条第五項の規定によりその行うこととされた事務のうち第

号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に

委任した場合において、 委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 地

方自治法第二百五十五条の二 一第二 項  $\mathcal{O}$ 再 審 査 請 求 0 裁決が あったときは、 当該 裁 淡決に不明 服 が ある者 は、

同 法第二百五十二条の十七 0) 兀 第 五. 項から第七項までの規定の例により、 内閣 総理大臣に対して再々審

査請求をすることができる。

第四章 総務省関係

(恩給法の一部改正)

第三十三条 恩給法 (大正十二年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

第十三条第 項 中 「 異 議 申 立二 関 スル行政 不服 審 査 法 (昭和三十七 年法律第百六十号) 第四 十五条」 を

審 査 請 求 二関 スル 行 政 不服 審査法 平 成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一 項本文」 に改め、 以以

内」を削り、同条第二項を次のように改める。

行政不服審査法第十八条第二項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第十五条中 「第十三条第一項 ノ異議申立ノ決定」を「恩給ニ関スル行政上ノ処分又ハ其ノ不作為ニ関ス

ル審査請求ノ裁決」に改める。

第十五条ノ二を削る。

(地方自治法の一部改正)

第三十四条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百四十三条第三項中「不服がある者」を「ついての審査請求」に、 「審査請求をすることができる」

を「対してするものとする」に改め、 同条第四項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第

十四条第一項本文」を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」 に改め、

「以内」を削る。

第二百六条第三項中 「及び 前項に規定する機関」 を削り、 第一 項の」を 「第二百三条から第二百四 条

まで又は 前条の 規定による」に、 「処分庁の直近上級行政庁」 を 当 該 機関 の最上級行政庁」 に改 め、 同

条第四項中 「第一項」を「前項」に改め、 「異議申立て又は」 及び「(同項に規定する審査請求を除く。

)」を削り、同条第一項、第二項及び第六項を削る。

第二百二十九条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条第一項を削り、 同条第二項中

前項に規定する機関」 を 「普通地方公共団体の長」に、 「処分庁の直近上級行政庁」 を 「当該機関 め最上

用 級行政庁」 料 加 入金 に改 又は め、 手 **数料** 同 項を同条第一項とし、 0 徴 収に関する」 にこ 改 同条第三項を削 め、 「又は異議 り、 申 立て 同条第四 を削 |項中 り、 前 同 項 項  $\hat{O}$ を同条 を 次第二 「分担金、 使

同 条第一 五. 可を同り 条第三項とし、 同 条第六項中 「第四項」を 「第二項」に改め、 又は異議申立て」及び「

又は決定」を削 り、 「第三項」を「同項」に改め、 同項を同 条第四項とする。

最 上 第二百三十一条の三第五項中 級行政庁」 に改め、 同条第六項を次のように改める。 「前四項」 を 「前各項」に、 「処分庁の直近上級行政庁」 を 「当該機関

 $\mathcal{O}$ 

6 第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ り普 通 地 方公 共 団 体  $\mathcal{O}$ 長が . 地方: 税  $\mathcal{O}$ 滞納 処 分  $\bigcirc$ 例により行う処分に つい . \_  $\mathcal{O}$ 審査請

求 について は 地方税法 昭 和二十五年法 :律第二百二十六号) 第十 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 0) 規定を準 用 す

第二百三十一 条の三第七 項中 「又は異議申立て」 を削り、 同条第 九項中 「又は異議申立て」 及び 「又は

決定」を削る。

第二百三十八条の七の見出し中「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条第一項及び第二項を削り、

同条第三項中 「及び委員会」 を削り、 「処分庁の直近上級行政庁」 を 「当該機関 の最上級行 政庁」 に改め

同項を同条第一項とし、 同条第四項中 「異議申立て又は」 及び 「(第一項に規定する審査請求を除く。

を削 り、 同 項を同条第二項とし、 同 条第五項を同条第三項とし、 同 条第六項を削

第二百 四十 -条第四 項第一号中 「(昭 和二十五年法律第二百二十六号)」 を削 る。

第二百四十三条の二第十項を削り、 同条第十一項中 前 項の規定にかかわらず、 」を削り、 「行政不服

審査法による不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第十二項中 「第十 項 の 規

定による異議申立て」を「第三項の規定による処分についての審査 請求」に改め、 同項を同条第十一

項と

同 条第十三項を同 条第十二項とし、 同条第十四項を同条第十三項とする。

第二百 四十二 匹 条の 兀 0) 見 出 . し 中 「不服申 立て」を 審 査 請求」 に改め、 同条第一 項及び第二項を削 り、

同 条第三 一項中 及び 前項に規定する機関」 を削 り、 処分庁 の直 近 Ē 級 行 政庁」 を 「当該 機 関 0 最 上 級 行

政庁」 に改め、 同 項 を 同 条第 項とし、 同 条第四 項中 「 異 議 申立て又は」及び ( 第 一項に 規定する審 査

請 求を除く。)」 を削り、 同項を同条第二項とし、 同 条第五 項を同条第三項とし、 同条第六項を削る。

第二百四十五条第三号中「、異議申立て」を削る。

第二百五十一 条第一項中 「この法律の規定による」 を 「第百四十三条第三項 (第百八十条の五 第八項及

び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。) のに、 再審査請求、 を 「又はこの法律  $\mathcal{O}$ 

十五 五. 規定による」 十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、 条 の五 に、 を 「第二百五十 「又は審決の申 五 条の · 請 五第一 を「若しくは審決の申 項」 に改め、 「若しくは再審査請 清 再 審 査 に改め、 請 求 を削 同条第三項第六号中 求 り、 を削る。 同 項第七号中 第二百 五.

第二百五十二条の十七の四第四項中 「第二百五十五条の二の規定による」を「第二百五十五条の二第一

項の」 に改め、 同条に次の三項を加える。

5 分に 政 若しくは審 れ た事務の 機 再 市 つき、 関 町 々審査請求をすることができる。 村長  $\mathcal{O}$ 長に のうち法定受託 査 第二百五十五条の二第二項 が (委任) 請求の裁決又は当該処分を対象として、 第二百五十二条の十七の二第一 した場合において、 事務に係る処分をする権限をその補助機関である職 この場合において、 委任を受けた職 0 再審查 項の条例の定めるところにより市 請 求 0 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基 裁決があつたときは、 員又は 再々審査 行 政 機 関 請求は、  $\mathcal{O}$ 長がその 当 員又は 当該処分に係る再審・ 該 町村が処理することとさ 委任に基 裁決に不服が その管 づい 理 に ある者 てし 属する行 查請 た処 求 は

づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。 前 頭の再 々審査請求 については、 行政不服審查法第四 章の規定を準用する。

6

法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十五 条の二中 他 この法律に にこ 特 別の定めがある場合を除くほ か、 を削 り、 「処分又は不作為 に

不服 のある者」 を「次の各号に掲げる処分及びその不作為についての 審査請 求」に、 「次の各号に掲 げる

をすることができる」を 「するものとする」 に改め、 同 条に後段とし て次の ように加える。

「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」に、

行政不服審査法による審

査請:

求

区分に応じ」を

この 場合において、 不作為につい て  $\mathcal{O}$ 審 査請 求 は 他  $\mathcal{O}$ 法 律 に 特 別 0 定  $\Diamond$ が あ る場合を除 < ほ か、 当

該各号に定 8 る者に代えて、 当該 不 侟 為 に 係 る 執 行 機 関 に 対 L てすることもできる。

第二百 五. 五 条の二各号中 「又は不 -作為」 を削 り、 同 条に 次 の 一 項 を加 え る。

2 普 通 地方 公共団 体 の長そ 0 他の 執 行 機関 が法定受託 事 務に係る処分をする権限を当該執行 機 関  $\mathcal{O}$ 事務

を補 助する職 員若しくは当該 執行 機 関 0 管理に属する機関  $\mathcal{O}$ 職員又は当該執 行機 関 の管 理 に 属する行政

機関 の長に委任した場合にお いて、 委任を受けた職員又は行政機関 の長がその委任に基づい てし た処分

に係 る審 査 請 求につき、 当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、 他 の法律に特別 の定め が ある場

合を除る くほ か、 当該裁決に不服がある者は、 再審査請求をすることができる。 この 場合にお いて、 当該

再審 査請求 は、 当該 委任をし た執行党 機関が自ら当該 処分をしたものとした場合におけるその処分に係る

審査請求をすべき者に対してするものとする。

第二百五十五条の三第二項から第四項までを削る。

第二百五十五条の四中「異議申立て、」を削る。

第二百五十五 条の 五中 っは 都道府県 の事 務に関し、 」を「又は」に、 「は市町村 の事務に関し、 この法

1 · て 準 甪 する場合を含む。) のに、 (第二百五 十五五 条の二の規定による審 査 請求を除く。 再 審 査

律の

規定による」を

「に対し

て第百四十三条第三項

(第百八十条

の 五

第八項及び第百八十四

条第二項

に

お

請 求 (第二百 五. 十二条の十七 0) 兀 第四 項  $\mathcal{O}$ 規定による 再審査請求を除く。)、」 を 「又はこの法 律  $\mathcal{O}$ 規 定

による」に、 「又は・ 審決の申 請」を「若しくは審決の申 · 請 に、 審査請求、 再審査請 求 審 査 0 申立

て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるとき」を 「は、 総務

大臣又は都道府県知事」 に改め、 「若しくは再審査請求」 を削り、 同条に次のただし書を加える。

ただし、 行政不服審查法第二十四条 (第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定

により当該 審 査 請 求、 審 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 申 立て又は 審決 0) 申請を却下する場合は、 こ の 限 りで な

第二百五十五条の五に次の三項を加える。

2 前 項に規定する審査請求については、 行政不服審查法第九条、 第十七条及び第四十三条 の規定は、 適

用 しない。 この場合における同法 の他 の規定の適用についての必要な技術的読替えは、 政令で定める。

3 第 項に規定する審査 の申立て又は 審決の 申請については、 第二百五十八条第 項にお *\*\ て準 用する

行 政不 服 審 査 法第-九条の規定は、 適用しない。 この 場合における同 項にお ζ) て準 用する行 政 不服 審査 法

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 につい 7  $\mathcal{O}$ 必要な技術的 読替えは、 政令で定め る。

4 前三 項 E 規 定す Ź Ł 0) 0 ほ か、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による自 沿紛 争処 理 委員の審 理に関 し必要な事 項は、 政

令で定める。

第二百五十八条中 「第十三条まで、 第十四条第一項ただし書、 第二項及び第四項、 第十五条第一 項及び

第四 項、 第十七条から第十九条まで、 第二十一条から第三十五条まで並びに第三十八条から第四 十四四 条 ま

で を 「第十四 条まで、 第十八条第一項ただし書及び第三項、 第十九条第一項、 第二 項、 第 匹 項 及び

項第三号、 第二十一条、 第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、 第二十三条から第三十八条まで、

第四 1十条、 から第四十二条まで、 第四 十四 条、 第四十五条、 第四十六条第一 項、 第四 十七条、 第四 十八条並

びに 第 五. 十条 か ら第五十三条まで」 に改め、 同 条に次 の 一 項を加える。

2 前 項にお いて準用する行政不服審 査法の 規定 に基づく処分及びその不作為については、 行政不服審查

法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

(消防法の一部改正)

第三十五条 消防: 法 (昭 和二十三年法律第百八十六号) の一部を次のように改正する。

第五 条  $\mathcal{O}$ 兀 中 「又は異議申立て」 を削り り、 「行政不服 審 査法 (昭 和三十七年法律第百六十号) 第十四条

第一 項本 文又は 第四 十五 一 条 」 を 「 行· 政不服審查法 平 成二十六年法律 第六十八号) 第十八条第 項本文」

に改め、「以内」を削る。

第六条第一項中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 「若しくは決定」 を削る。

第十三条の二十二中「行政不服審査法による」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 総務大臣は、 行政不服審查 法 第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第 項 及

び第二 項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につい ては、 指定試 **談機関** の上級行政庁と

みなす。

第二十一条の十六中 「に不 服がある者」を「又はその不作為について」 に、 「に対して行政不服審査」 法

による」を「に対し、」 に改め、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 総務大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一

項 及

び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 協会又は第二十一条の三第

項の規定による登録を受けた法人の上級行政庁とみなす。

(政治資金規正法の一部改正)

第三十六条 政治 <u>"</u>資 金規正法 法 (昭和二十三年法律第百 九十四号) の — 部を次のように改正する。

第十 九条の十六第二十一項中 「開示決定等に係る不服申立て」 を 開示決定等若しくは 開 示 請 求 小に係る

不作為に係る審査請求」に、 「対する決定」を「対する裁決」に、「これに係る不服申立て」を 開 示決

定等若しくは開 示請求に係る不作為に係る審査請求」に改め、 同条第二十二項中「これに係る不服申立て

に対する決定」 を 「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」 に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第三十七条 公職 選挙法 (昭 和二十五年法律第百号) の 一 部を次のように改正する。

第二十四条第三項を次のように改 めめ る。

3 行政不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第四項、 第十九条第二項 (第三号及び第五号

項及び第三項、第三十九条、 を除く。)、 第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条 第四十一条第一項及び第二項、 第四十四条並びに第五十三条の規定は、 (第五項を除く。)、第三十二条第 第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 異議 の申出について準用する。 この場合において、これらの 規定 (同 法第四十四条 (T) 規定を除く

中 審 理 員 とある 0 は 「審査庁」と、 同法第九条第四 項中 「審査庁」 とある <u>0</u> は 「公職 選挙法第

条第 項 中 第四十 五 条第 項又は第四 十九 条第一 項の規定に基づき、 庁 裁決で」 とあるの は 「決定で」

二 十 四

条第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 異

議

の申

出を受けた選挙管理委員会

( 以 下

「審· 査

という。)」

と、

同

法

第二十四

と 同法第三十一条第二項中 「審理関係人」とあるのは 「異議申出人」 と、 同法第四十四条中 「行政不

服 審 査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しな い場合 (同 項第

二号又は第三号に該当する場合を除く。) にあって は審理員意見書が提出されたとき、 同 項 第二号又

第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは 「審理

手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

第三十条の八第二項を次のように改める。

2 行政不服 審 查法第九条第四 項、 第十九条第二項 (第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十

十 一 兀 条第一項及び第二項、 第二十七条、 第三十一条 第四十四条並びに第五十三条の規定は、 (第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、 前項において準用する第二十四条第 第四

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 異議  $\mathcal{O}$ 申 出について準用する。 この 場合において、これらの 規定 (同 法第四 一十四条 (T) 規定を除く

中 審 理 員 とあ る 0 は 「 審 査庁」と、 同法第九条第四 項中 「審査庁」 とあるの は 「公職 選 挙法第

三十条の八 第 項に お 1 て準 用する同法第二十四 条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 異 議 0) 申 出を受けた選挙管 理委員· 会 ( 以 下

審 査庁」 という。)」 と、 同法第二十四 [条第 項中 「第四 十五 条第一 項又は 第四 十九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定

に基づき、 裁決で」 とあるのは 「決定で」と、 同法第三十一条第二 項中 「審理関係人」とあるの は 「異

同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前

条第

一項

議

申出·

人

と

 $\mathcal{O}$ 規定による諮問を要しない · 場合 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。 )にあ って は 審 理

意見書が提出されたとき、 同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規

定する議を経たとき)」 とあるのは 「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

第二百十六条を次のように 改 める。

(行政不服 審査法 .. (T) 準用)

第二百十六条 第二百二条第一 項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもの

 $\mathcal{O}$ か、行政不服審査法第九条第四項、 第十一条から第十三条まで、第十九条第二項 (第三号及び第五

号を除く。)及び第四項、 第二十三条、 第二十四条、 第二十七条、 第三十条第二項及び第三項、 第三十

第三十八条 (第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、 (第六項を除く。)、 第三十九条、 第四十一 条第一項及び第二項、 同条第三項 審 理 手 続

第三十三条、

第三十五

条から第三十七

条まで

条

を終結した旨 (T) 通知 に関する部分に限る。)、第四 十四条、 第四: + 五 条第 項及び 第二項 並 び に 第 五. +

三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定 (同法第十一条第二項及び第四十 匝 条の 規定

を除く。) 中 「審理員」とあるのは 「審査庁」と、 同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは 「公職 選

挙法第二百二条第 項又は第二百六条第一項の異議 の申出を受けた選挙管理委員会 ( 以 下 査庁」と

いう。)」と、 同法第十一条第二項中「第九条第一 項の規定により指名された者 ( 以 下 「審理員」 とい

係人 条 第 とあるのは れぞれ」とあるのは はこれを参 う。 (異議: 項のに とあるのは 規定による諮問を要しない場合 加 申出人及び参加 「条例」と、同法第四十四条中 人及び 処分庁等に、 「異議申出人に」と、 「審査庁」と、 人をいう。以下同じ。)」と、 参加 同法第三十条第三項中 人 同法第三十一条第二項中 とあるの 「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) にあって は 「参加· 同法第三十八条第四項及び第五項中 「審査 人 と 請求 「審理関係人」とあるのは 人から反論書の提 審 査 請 求 人及び処分庁 出が あったとき 等に、 審 「政令」 理関 ( 前 そ

2 行政不服審 第二百二条第二項及び第二百六条第二 及び第四項、第二十三条、 査 法第九条第四項、 第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第 第十一条から第十三条まで、 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 査 の申立てについては、 第十九条第二項 この章に規定する (第三号及び第五号を除く ŧ  $\tilde{\mathcal{O}}$ 0 ほ 五. 項、 か、

三号に規定す

る議を経たとき)」とあるの

は

「審理手続を終結したとき」

と読み替えるも

は

審

理員意!

見

書が提出されたとき、

同

項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同

項第二号又は第

十九条、

第四十一条第一項及び第二項、

同条第三項

(審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る

第三十条から第三十三条まで、

第三十五条から第三十七条まで、

第三十八条

(第六項を除く。)、

条第二 きは、 理 るの 員 る。 管理する選挙管理委員会をいう。 二項の審査 員会」と、 法第二十 第九 員意見書 項 とある は この  $\bigcirc$ 条第 項中 第四 規定による諮問を要しない場合 「条例」と、 場 九条 同 が 0) 合に + の申立てを受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、 第 項の は 審理 匝 提出されたとき、 匹 法第九条第四項中「審査庁」とあるのは おい 条 「審査庁」と、 関 項 規定により指名された者  $\mathcal{O}$ 中 規 第四 て、 同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき 係 人 定に 審 これらの 十五 とある ょ 査 条第 り 庁 当 同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号 か 「処分庁等」とあるのは 7.ら指: 規定 以下同じ。)」と、 該  $\mathcal{O}$ は 審 項及び第二項、 査 名されたときは、 (同 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) 審  $\mathcal{O}$ 法第十 理 申 ( 以 下 関係 立てを却 人 「審理員」という。)」 条第二 第五十二条第 (審査 同法第三十八条第四 下する場合を 「公職選挙法第二百二条第二項又は第二 直ちに」とあるの 「当該選挙に関する事務を管理する選挙管 項 申立人、 及び 第四 除き、 項 並 参加人及び当 十 びに第五 兀 |項及び 速やか とある は 条 0 審 規定を除 第五項中 該 に  $\overline{\mathcal{O}}$ 十三条 査 同法第十一条第二 選挙 は  $\mathcal{O}$ 申立 と 審 に の規定 に 査庁」 関 同 てがされたと 「政令」 あ す 法第三十一 る事 百 中 を準 って ( 前 と、 一六条第 とあ 項 審 は 条第 用 務 理 を 同 委 理

に規定する議を経たとき)」とあるのは 「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

第二百六十五条の見出しを「 (審査請求の制限) に改め、 同条中 「行為」 の下に「又はその不作為」

を加え、 「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」 に改める。

(電波法の一部改正)

第三十八条 電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 審査請求及び訴訟

第八十三条 の見出しを「 (審査請 求の方式) 」に改め、 同条中「異議申立て」を「審査請求」 に、 「異

議申立書」を「審査請求書」に改める。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条及び第八十六条中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改める。

第八十八条第一項、 第九十条第三項、 第九十一条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五 (見出し

を含む。)中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第九十三条の三の見出しを「 (審査請求の制限)」に改め、 同条中「した処分」を「する処分又はその

不作為」に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」 に改

める。

第九十三条の四中 「基き」を「基づき」に、 「決定案」を 「裁決案」 に改める。

第九十三条の 五中 「行政不服審査法第四十八条において準用する同法第三十四条第二項」 を 「行政不服

審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項」に、 聞 かなければ」 を 「聴か なけ ń ば に

改める。

第九十四条の見出しを「(裁決)」に改め、 同条第一項中 「異議申立てについての決定を行う」を 審

査請求につい ての裁決をする」に改め、 同条第二項中「決定書」を「裁決書」に改め、 同条第三項中 決

定を」 を 「裁決を」に、 「第四十八条において準用する同法第四十二条」を「第五十一条」に、 「決定書

」を「裁決書」に改める。

第九十六条の二中 「異議申立てに対する決定」 を 「審査請求に対する裁決」 に改 いめる。

第九 十七条中 「異 議 申立てを却下する決定」 を 審 査請求を却下す る裁決」 に改 8 Ź.

第九十九条の十二第五項中 「行政手続法」の下に「 (平成五年法律第八十八号)」を加え、 同条第六項

中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第百四条の三第二項中 「第八十五条から第九十九条まで」を「第七章」に、 「「総合通信局長」を「、

総合通信局長」 に改め、 「異議申立てに対する決定」 とあるのは 「審査請求に対する裁決」 کے を

削る。

第百四条の四第一項に後段として次のように加える。

この 場合に、 おいて、 総務 大臣 は、 行 政不 服審 查法第二十五条第二 項及び第三項、 第四十六条第一 項 及

び第二 一項並 びに第四十七条の規定の適用については、 指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第百四条の四 第二項中 「第八十五条」を 「第八十三条及び第八十五条」に改め、 第九十六条の二中

異 議 申立てに対する決定」とあるのは 「審査請求に対する裁決」と」を削る。

(放送法の一部改正)

第三十九条 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) の一部を次のように改正する。

第百 八十条の見出し中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改 め、 同 条中 「この法律」 の 下 に 「又はこの法

律に基づく命令」を加え、 「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四十条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中 「本条」を「この条」に、 「不服申立て」 を「審査請 求 に改め、 議申立て

(異

又は 審 査請求をいう。 以下同じ。)」 を削る。

第十七条 0 兀 第一 項中 「 掲 げる日」 を 「定める日」 に改め、 同項第二号中 「不服申立て」 を 「審査請 求

に改 め、 「決定若しくは」を削る。

第十七条の六第一項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、 「決定若しくは裁決」を「裁決」 に改

める。

第十九条中 「不服申立て」を 「審査請求」に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 」 を

「行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

第十九条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十 九 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 見出しを (審 査 請 求 期 間 0 特 例) \_ に 改め、 同条中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に

改め、同条第一号中「三十日」を「三月」に改める。

第十九条の五 (見出しを含む。) 中「不服申立て」を「審査請求」 に改める。

第十九条の六の見出し中「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第 項中 「不服申立て」 を 「審査

請求」 に改め、 「決定又は」を削り、 「かえる」を「代える」に改め、 同条第二項中 「不服申立て」 を

審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十 九条  $\mathcal{O}$ 七 0) 見出 し 中 「不服申立て」 を 「 審 査 一請求」 に改め、 同条第 項 中 「不服申立ては」 を 審

査 清 求 は に 改 め、 同 項ただし書中 「差し押えた」 を 「差し押さえた」に、 「本条」 を 「この 条」 に、

不服申立て」を 「審査請求」に改め、 「決定又は」を削り、 同条第二項中「不服申立て」を「審査 **計**請求」

に、「すでに」を「既に」に改める。

第十九条の八中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の九を次のように改める。

## 第十九条の九 削除

の審査 二号中 ベ き」に、 第 + 請 九条 「不服申立て」 求  $\bigcirc$ 「本号」を「この号」に、 に改め、 +第 項中 を 同 項第一 「審査請求」 「不服申立てが」 号 中 「不服申立て」を に改め、 「すでに行なわれてい を 審 同条第二項中 査 請 求 「審査請求」に、 が に、 る」を「既に行われている」に改め、 「不服申立て」 「長は、 「行なわれるべき」を その不服申立て」 を「審査請求」に改め、 を 「行わ 「長は、 同 項第 れ 決 そ る

第十九 条の十二の 見出 し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「異議申立て又は」 及び 決

定又は」を削る。

定又は」

を削る。

第二十条の五の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一項及び第三項、 項及び第四項、 十八条第一項及び第三項並びに第三百二十八条の十一 第七十一条の十四第一項及び第三項、 第七十二条の四十六第一項及び第三項、 第百三十二条第一項及び第三項、 第七十一条の三十五第二項及び第四項、 第百四 第一項及び第三項中 第七十四条の二十三第一項及び第三項、 一十四条の四十七第一項及び第三項、 「不服申立て」 第七十一条の五 を 「審査 十五第二 第二百七 第九十条 一請 : 求

に改め、「決定、」を削る。

第三百六十四条の二第六項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を「審査請求」 に改める。

第三百九十条の見出し中 「異議申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「異議申立てに対する決定」 ーを

「審査請求に対する裁決」に改める。

第三百九十九条の見出し中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、 同条中

異議申立てに対する決定」を 「審査請求に対する裁決」に、 「その決定」を「その裁決」に改める。

第四 百十七条の見出し中「すべて」を「全て」に改め、 同条第四項中 |異議申立てに対する決定| を

審査請求に対する裁決」に改める。

第四百三十二条第一 項中「後六十日」を「後三月を経過する日」に、 「から六十日」を「から三月」 に

改め、同条第二項を次のように改める。

2 行政不服審査法第十条から第十二条まで、第十五条、 第十八条第一項ただし書及び第三項、 第十九条

(第三号及び第五号を除く。) 及び第四項並びに第二十三条の規定は、 前項の審査 一の申 出 [の手続

について準用する。 この場合において、 同法第十一 条第二項中 「第九条第一項の規定により指名された

者 あるのは 定資産 (以 下 評 価 「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。 「審理員」という。)」とあるのは 審 查委員会(以下 「 審 査庁」という。)」 「地方税法第四百三十二条第一項 と、 同法第十九条第二項中 の審査の申出を受けた固 「次に掲げ る事 項 لح

第四百三十二条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四百三十三条第三項中「対し」の下に「、 相当の期間を定めて」を加え、 同条第十項中「第三項の規

定によつて提出させた資料又は」を削 り、 同条第十一項を次のように改める。

11 項及び第三項、 行 了政不服<sup>2</sup> 審查法第二十四条、 第三十二条、 第三十四 第二十七条、 条から第三十七条まで、 第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、 第三十八条 (第六項を除く。)、 第三十条第一

九 条、 条、 第四十一条第一項及び第二 項、 同条第三項 (審理手続を終結した旨 の通 知 に 関する部分に 限

等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。)、 第四十四条、 第四十五条第一項及び第二項、 第五十条第一項 第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十三条 (審理員意見書並びに行 政不 服審查会

 $\mathcal{O}$ 規定は、 第一項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定 (同法第四 十四条

 $\mathcal{O}$ 規定を除く。 中 「審理員」 とあるのは 「審査庁」と、 同法第二十四条第一項中 審 査庁」 とあるの

いう。 のは 又は 申出がされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、 手 は 四百三十三条第二項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」 の写し」とあるの  $\mathcal{O}$ に掲げる書 法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、 同 地 他 法第三十七条第一項及び第三項中 ·続」と、 「地方税法第四百三十二条第一項の審査 方税法第四百三十三条第三項 地方税法第四百三十三条第三項の規定によって提出させた資料」と、 の物件」 「条例」と、 面 同法第二十九条第一項本文中「審査庁から指名されたときは、 とあ 又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の 「次節 は 同法第四十一条第二項第一号ホ中「第三十三条前段 るのは 「当該書類若しくは当該資料の写し」と、 に規定する審 「第三十二条第一項若しくは第二項の規定により 理手: 資料」と、 「第三十一条から前条までに定める審理手続」とあるのは 続 |の申出を受けた固定資産評価審査委員会 とある 同項第二号中 のは 同法第三十八条第一項中 同 法第四百三十三条に規定する 「口頭意見陳述」とあるのは 同条第四項及び第五項中 と、 同法第四十四条中 書類その他の物件」とあるのは 直ちに」とあるのは 提 規定により提出され 当 出された書類その 該 「第二十九条第四項各号 書面若 ( 以 下 しくは当該 「政令」とある 審 「地方税法第 「行政不服審 査 他 た書類そ 0 「地方税 審査 決定 一庁」と  $\mathcal{O}$ 物 類 件  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ を終結したとき」と、 号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは 又は第三号に該当する場合を除く。) 査会等から諮問に対する答申を受けたとき 他 の物件」とあるのは 同法第五十三条中「第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類そ 「地方税法第四百三十三条第三項の規定によって提出させた資料」 にあっては審理員意見書が提出されたとき、 (前条第一項の規定による諮問を要しない場合 同 項第二号又 (同項第二号 と読み替え 「審理手続 は 第三

第六百八十八条第一項及び第三項、 及び第三項中 第四 百八十三条第 「不服申立て」 項及び第三項、 を 「審査 第七百一 第五 請 求 百三十六条第一項及び第三項、 に改め、 条の十二第一 「決定、 項及び第三 \_ を削 項並 る。 第六百九条第一項及び第三項、 びに第七百一条の六十一 第 一項

るものとする。

第七百二条の八第二項中「不服申立て」を 「審査請求」に改める。

第七百二十一条第一項及び第三項並びに第七百三十三条の十八第二項及び第四項中「不服申立て」を「

審査請求」に改め、「決定、」を削る。

第七百四十四条 (見出しを含む。) 中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 「決定又は」 を削る。

第七百四十七条中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に、 「決定は」 を 「裁決は」に、 「裁決」 を 「決定

に改 め  $\delta_{\circ}$ 

、地方公務員法の一 部改正)

第四十一 条 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条第一項第十号及び第二項第二号中「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 「又は決定」 を削る。

第二十九条の二第一 項 中 「左に」を「次に」に、 「行政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」

を 「行政不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 」 に改める。

一章第八章 節 第四 款の款名を次のように改 らめる。

第四 款 不利益処分に関する審査 請求

第四十九条第四項中 「不服申立て」を「審査請求」に、 「不服申立期間」 を「審査請求をすることがで

きる期間」に改める。

第四十九条の二の見出しを (審査請求)」 に改め、 同条第一項中 「行政不服審査法による不服申立て

審 査請求又は異議申立て)」 を 「審査 請 求 に改め、 同条第二項中 「行政不服審査法による不服 申立て

を 「 審 査請 求 に改 め、 同 条第三項中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に、 「第二章第一節 か ら第三 一節 ま

で」を「第二章」に改める。

第四十九条の三の見出しを「 (審查請求期間) 」に改め、 同条中 「不服申立て」を「審査請求」に、

六十日」を「三月」に改める。

第五十条第一項中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第二 一項中 「不服申立て」 を 「審査請求」

に改め、「又は決定」を削る。

第五十一条 (見出しを含む。 中 「不服申立て」 を 「審査請 求 に改 8 る。

第五 十一条の二の 見出しを (審 査請求と訴訟との関係) に改め、 同条中 「又は異議 申立て」及び

又は決定」を削る。

第五十三条第四項ただし書中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 決定又は」を削る。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第四十二条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭 和二十五年法律第二百九十二号) の一部

を次のように改正する。

第一 条第二号チ中 「第九十七条第三項」 を 「第九十七条第四項」 に 改める。

第二十四条の二の見出しを \_ (審査請求の制限)」に改め、 同条中「よつてされた」を「よる」に、

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条第一項中 「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、 することができ

ない」 に改め、 同項ただし書中 「天災その他裁定の申請をしなかつたことについ てやむを得ない」 を 正

当な」 に改め、 同条第二項を削 に改 り、 |項を同 同条第三項を同条第二項とし、 同条第一 同 条第四項中 裁 定  $\mathcal{O}$ 申請 期 間

前二項に規定す

んる期

間

め、

同

条第三項とし、

五項

を削

る。

を

第二十五条の二第二項第一号中 「及び年齢又は名称並びに住所」 を 「又は名称及び住所又は居所」 に改

め、 同 項に次の一号を加える。

八 前条第 項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由 (同条第一項本文又は第二項本文に

規定する期間 の経過後に申請する場合に限る。)

第四十八条の見出しを (審査請求の制限) に改め、 同条中 「よつてされた」 を「よる」 に改め、

処分」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え、 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」 に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十三条 行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) の一部を次のように改正する。

第四条の十八中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この 場合におい て、 総務大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項

及び第三項、 第四十六条第 項及び第二 項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定 の適 用 につい 7

は、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第六条の三第一項中 「行政不服審査法による」 を削り、 同条第二項中「前項の」を削り、 同条第三項を

次のように改める。

3 前二 項の場合において、 総務大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条

第二項の規定の適用については、 日 本行 政書士会連合会の上級行政庁とみなす。

第六条の五第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 同条第三項中 「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」 と読み替

えるものとする。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」と

読み替えるものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 恩給: 法の一 部を改正する法律 (昭 和二十六年法律第八十七号) の一部を次のように改正する。

附則第十五項から第十八項までを削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十五条 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中 「、同条第十項中「処分に不服がある者は」とあるのは 「処分に不服がある者は、 当該普

通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、 その裁決に不服がある者は」と、 「した処分」 とある

のは

「した裁決」

と、

「審査請求をすることができる。

この場合においては、

異議申立てをすることもで

きる」とある のは 「再審査請求をすることができる」と、 同条第十二項中 「異議申立て」とあるの は

査請求」と」を削る。

第三十九条第一項中 「第十九条、」を「第十九条並びに」に改め、 「並びに行政不服審査法 (昭和三十

七年法律第百六十号)」を削り、 同条中第五項を第六項とし、 第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし

、第二項の次に次の一項を加える。

3 企業職員につい ては、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の規定は、 適用しない。 ただ

第三十四 条に おいて準用する地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定による処分を受けた場合

は、この限りでない。

(有線電気通信法の一部改正)

第四十六条 有線電気通信法 (昭和二十八年法律第九十六号) の一部を次のように改正する。

第八条第三項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請求」

に改める。

第十条の見出し中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第一 項 中 「総務大臣は、 を削り、 処

分 れば」を を却下する場合を除き」に、 に対する裁決 同 条第二項を削り、 の 下 に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなけれ 「又はその不作為 は、 行政 不服 同条第三項中 審 査法 「異議申立てを」を を加え、 (平成二十六年法律第六十八号) 「第一項」を 「異議申立てに対する決定をしようとするときは」 「審査請求を」に、 「前項」に、 「異議・ 第二十四 申立て」 「公開による意見の [条の] を 規定により 「審査請求」 聴 /当該: を 取 に改 ば を行 「審査 審 に改り め、 わ 査 なけ 請 請 同  $\dot{b}$ 求 求

3 聴 取 第 じこ 項に つい 規 7 定す は、 うる審査な 同 条第二 請 項 求 カゝ に たら第一 0 1 五項 て は、 べまで 行政 0 規定 不服審査法第三十一 を準 用する。 条の 規定は適用せず、 同 項 の意見の 項を同

条第二項とし、

同

条に次の一

項を加える。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 恩給: 法の一 部を改正する法律 (昭和二十八年法律第百五十五号) の一部を次のように改正する。

附 則第三十 五条の二第三項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を

「審査請求」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十八条 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同 条第二 項 中

「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、 同条に

次の一項を加える。

4 審査会は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第一項、 第三項及び第四項の規定

の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百二十条中「を受理したときは」を「がされたときは、 行政不服審査法第二十四条の規定により当該

審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百二十一条中「第二十七条」を「第三十四条」に、 「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十九条 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の四及び第三十二条を削り、第三十一条の三を第三十二条とする。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第五 十条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和四十二年法律第百十四号) の <u>ー</u> 部を次

ように改正する。

第九条の見出しを「(審査請求期間)」に改め、 同条第一項中 「異議申立て」を「審査請求」に、 「 行

政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六

十八号) 第十八条第一項本文」に改め、 「以内」を削り、 同条第二項中 「異議申立て」を 「審査 請求」に

「第四十八 条の規定にかかわらず、 同法第十四条第三項の規定は、 準用しない」 を 「第十八条第二項の

規定は、適用しない」に改める。

第十五条第二項を削る。

地方公務員災害補償法の一部改正)

第五十一条 地方公務員災害補 償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) の一部を次のように改正する。

第五 十一条第二項中「その決定」を「その裁決」に、「さらに」を 「更に」に改め、 同条第三項中 決

定」を 「裁決」に、 「みなして、 審査会に対して再審査 請求をする」 を「みなす」に改め、 同条第四項中

「前二項」を「同項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 審査会及び支部審査会は、 行政不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九 条第 項、 第三項及

び 第四 項 0) 規 定の 適 用 につい て は、 同 条第 項第二号に掲げ る機関とみなす。

第五 十六条の見出しを「(審査請 求 の前置) 」に改め、 同条中 「又は 再審査請求」 を削り、 「審査会」

の 下 に 「又は支部審査会」を加え、 同条ただし書及び各号を削る。

(公害紛争処理法の一部改正)

第五十二条 公害 1紛争処 理法 (昭 和四十五年法律第百八号) *(*) 部を次のように改正する。

第四 十六条の二の 見出 L を \_ ( 審· 査請求  $\mathcal{O}$ 制 限) \_ に改め、 同条中 「よつてされた処分」 を 「よる処分

又はその不作為」 に、 行行 政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 審 査請

求」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第五十三条 電気通信事 業法 (昭和五十九年法律第八十六号) の一部を次のように改正する。

第三十五条第十項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百七十一条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請 求 に改め、 同条第一項中 「処分」 の 下 に 「又はそ

条第三項中 法律第六十八号) 第二十四条 の不作為」 人」を削り、「上、」の下に を加え、 「第一項」を「前項」に改め、 「又は異議申立て」を削り、  $\dot{O}$ 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、 規定により当該審 「又は異議申立人」 査 「又は決定は」を「は、 請求を却下する場合を除き」に改 を削り、 同項を同条第二項とし、 行政不服審査法 同条第二項を削り、 め、 「又は」 (平成二十六年 異 同条に次 議 申 同 <u>\frac{1}{2}</u>

3 聴 取 第 に つい 項に規定する審査請求については、 ては、 同条第二項から第五項 までの規定を準用する。 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

の一項を加える。

える。 え、 第百七十三条の見出 行行 政不服審查法 . し 中 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 「処分」 を 「処分等」に改め、 同条中 「処分」 同条に後段として次のように加 の 下 に 「又はその不作為」 を加

び第二項、 この場合において、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 総務大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及 指定試験機関の上級行政庁と

みなす。

(行政手続法の一部改正)

第五十四条 行 政 (手続法 (平成五年法律第八十八号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「法令に基づいて」を「法令 (他の法令にお いて準用する場合を含む。) に基づ

て」に改め、 同項第十五号中 「異議申立て」を「再調査の請 求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

第二十七条の見出しを (審査請求 の制 限) 」に改め、 同条第一項中 「行政庁又は主宰者が」

を削り

り、

「基づいてした処分」 を 「基づく処分又はその不作為」に、 行行 政不 服 派審査法 (昭和三十七年法律第百六

十号)による不服申立て」 を 「審査 請 求 に改め、 同条第二項を削 る。

(政党助成法の一部改正)

第五十五条 政党助党 成法 (平成六年法律第五号) の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「 (審査請 求 の制限) 」に改め、 同条中 「行為」の下に「又はその不作為」を加

え、 「行政不服 派審査法 昭昭 和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」 を「審査請求」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十六条 行政機関の保有する情報 の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) の <u>ー</u> 部を次のよう

に改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第十三条第一項中「第十九条及び第二十条」を「第十九条第二項及び第二十条第一項」に改め、 同条第

三項中「第十八条及び」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審查請求等

第十八条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第十八条 開示決定等又は開 示請求に係る不作為に係る審査請求については、 行政不服審査法 (平成二十

六年法律第六十八号) 第九条、 第十七条、第二十四条、 第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項

の規定は、適用しない。

2 開 示決定等又は 開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章 の規定の適用

項中 四号中 項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、 受けたとき 長である場合にあっては、 匹 十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは 定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、 については、 第二十条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁 十四条中 「審理員」とあるのは とあ にあっては審 「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは る 「行政不服審査会等」とあるの (前条第 のは 同法第十一条第二項中 「第四句 理員意見書が提出されたとき、 項の 条 規定による諮問 別に法律で定め 「審査庁」と、 (行政 機関の保 「第九条第一 は 同法第二十五条第七項中「あったとき、 を要しない る審査会。 有する情 情 項の規定により指名された者 報公開 同項第二号又は第三号に該当する場合にあって 報 · 場合 第五 の公開 十条第 個 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除 人情報保護審 に関する法律 項第四号に 査会 同法第十三条第一項及び第二 (平成十一年法 「あったとき」と、 「情報公開 お ( 以 下 (審査庁が会計 同法第五十条第一 į١ 又は審理員から第 て同じ。 「審理員」 ·個人情報保護 (第十四条の規 律第四 検 という 同法第 査院 項 第 は 同 兀  $\mathcal{O}$ 

審査会」とする。

の開示」に、 参加人をいう。 「不服申立人」 を 第十九条の見 「審査請求人」に改め、 「不服申立人」 以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)」に改め、 出 を Ū 審 を 查請求 (審査会への諮問) を 同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書 人」に、 「審査請求人」に改め、 「参加 人 に改め、 を 「参加人 同条中 同条を同条第二項とし、 (行政不 「前条」を 服審 査 「前項」 法第十三条第四 同条第二号中 同条に第一項として次の に改め、 同 項 「不服申立人 (Z 条第 規 %定する 号中

をすべ 8) (審 る審査会) 開 查請求 示決定等又は開示請求に係る不作為について審査 き行 に 政 に諮問 機関 対する裁決をすべき行  $\mathcal{O}$ しなければならない。 長 は、 次の 各号の 政 機 いずれかに該当する場合を除き、 関  $\mathcal{O}$ 長が会計検査院の長である場合にあっては、 請求があったときは、 情報 公開 当該審査請求に対する裁決 個 人情 別に法 報保 護 律 審 で定 査 会

項を加える。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (当該行政文書の 裁決で、 審査請求 開示につい の全部を認容し、 て反対意見書が提出されている場合を除く。 当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合

第二十条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等に おける手続等) 」に改め、 同条中

裁決又は決定を」を 「裁決を」 に改め、 同 条第一号中 「不服申立て」 を 審 査請求」 に改り め、 又 は 決定

を削り、 同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を 審 査請求に係る

開示決定等 (開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。) を変更し、 当該審査請求」に

改め、「又は決定」を削り、同条に次の一項を加える。

2 開 示決定等又は 開示請求に係る不作為についての審査請求については、 政令で定めるところにより、

行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第二十一条第 一項中 訴 訟 又は開示決定等」 の 下 に 「若しくは開 示 請求に係る不作為」 を加え、 「不服

申立て」 を 審 査 請求」 に改め、 「若しくは決定」 を削り、 「これ」 を 「開示決定等若しく は 開示 請 求 に

係る不作為」 に改め、 同条第二項中「これ」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に、 不服

申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第五十七条 総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) *(*) 部を次のように改正する。

「第二款 地方財政審議会(第九条—第十

目次中「第二款 地方財政審議会(第九条―第十七条)」を

第二款の二 行政不服審査会 (第十七条

七条)

に改める。

第八条第二項中

「行政不服審査会

「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会」を

国地方係争処理委員会」

に改める。

第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 行政不服審査会

第十七条の二 行政不服審査会については、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号。 これに基づ

く命令を含む。)の定めるところによる。

、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一 部改正

第五十八条 特定機器に係る適合性評価 手 続 の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成十三年法

律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中 「処分又は」の下に 「その」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)

による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 主務大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項

及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について

は、機構又は指定調査機関の上級行政庁とみなす。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五 十 九 条 独立 一行政法-人等 の保有する情報  $\mathcal{O}$ 公 開 に関する法律 (平成十三年法律第百四十号) の — 部を次

のように改正する。

目次中「異議申立て等」を「審査請求等」に改める。

第十四条第 項 中 「第十九条」を「第十九条第二項」に改め、 同条第三項中「第十八条及び」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求等

第十八条の見出しを (審 査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) に改め、 同

条第 項中 行行 ]政不服 審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による異 、議申立て」 を 「審査 請求」 に改め

、同条第二項を次のように改める。

2 開 示決定等又は開 示請求に係る不作為に係る審査請求については、 行政不服審査法 (平成二十六年法

\ <u>`</u>

律第六十八号)

第九条、

第十七条、

第二十四条、

第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、

適用

しな

第十八条に次の一項を加える。

3 に **つ** 開 ζ, 示 ては、 決定等 文は 同法第十一 開 示 請求 条第二項中 に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二 「第九条第 項の 規定により 指 名され た者 (以 下 審 章 理 の規定の適 員 という 用

た行政庁を含む。 とあ る のは 以 下 「第四 「審査庁」という。)」と、 条  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 規定により 審査請 求がされた行政庁 同法第十三条第一項及び第二項中 (第十四 1条の1 規定により引継ぎを受け 審 理員」 とある

のは 「審査庁」と、 同法第二十五条第七項中「あったとき、 又は審理員から第四十条に規定する執行停

止 をすべき旨 の意見書が提出されたとき」 とあるのは 「あったとき」と、 同法第四十四 条中 行行 政 不服

審査会等」 とあるのは 「情報公開 個人情報保護審査会」と、 「受けたとき (前条第一項の規定による

諮 たとき)」とあるのは「受けたとき」と、 されたとき、 問 を要しな い場合 同 項第二号又は第三号に該当する場合にあっては (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) 同法第五十条第一項第四 同 項第二号又は第三号に規定す |号中 にあ 「審理員意見書又は行政不 っては審理員意見 Ź 書 が 議 .. 提 服審 を経 出

査会等若しくは審議会等」とあるのは

「情報公開

・個人情報保護審査会」とする。

審査 条第二号中 查法第十三条第四 前 第十九条の見出しを「(情報公開 項\_ 請 求に係る法人文 に改め、 「異 議申 項に規定する参加 同条第一号中 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{</u> へ書の開 人 を 示に、 「 審· 「異議-査 請 人をいう。 個 申立人」 求 「異議 人 人情報保護審査会への諮問) に 申立人」 改 を 以下この項及び次条第二号に め、 審 を 同 査請求人」に、 「審査 条第三号中 請求 人 「異 「参加人」 に改 (議申: に改め、 め、 <u>\f</u> お てに係る いて同じ。)」 を 同条中 同 条を同条第二 「参加人 る開 「前条第二項」 示 決定等」 (行政不服 に改 め、 を を 同 審

号 0 開 **,** \ 示決定等又は開 ずれ かに該当する場合を除き、 示請 求に係る不作為について審査請求があったときは、 情報公開 個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 独立行政法人等は、次の各 同

条に第一項として次の一項を加える。

審査請求が不適法であり、却下する場合

裁決で、 審査 請求の全部を認容し、 当該審査請求に係る法 人文書の全部を開示することとする場合

(当該法 人文書の 開示に ついて反対意見書が提出されてい る場合を除く。

第二十条の見出し中 「異議申立て」を「審査請求」に改め、 同条中 「決定を」を 「裁決を」 に改め、 同

条第一号中 「異議申立て」を 「審査請求」に、 「棄却する決定」を「棄却する裁決」 に改め、 同条第 一号

中 「異議申立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を 「審査請求に係る開示決定等 (開 三示請: 求

に係る法 人文書 の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、 当該審査請求」に、 「旨 の決定」

を

「山

の裁決」に改める。

第二十一条第 一項中 訴 訟 一文は開 示決定等」 の 下 に 「若しくは開 示 請求に係 る不作為」 を加 え、 異 議

申立て」 を 審 査請求」 に、 「対する決定」を「対する裁決」に、 「これ」 を 開 示決定等若しくは開示

請求に係る不作為」 に改め、 同条第二項中「これ」を 「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に、

異 議 申立て」 を 「審査請求」に、 「対する決定」を 「対する裁決」 に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第六十条 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) の一部を次のように改

不作為」を加え、 第三項中 律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、 第三十 を削り、 · 九 条 「 第 一 上、 の見出し中 項 「又は異議申立て」を削り、 の下に「同法第十一 を 「前 「不服申立て」 項」 に改め、 を 条第二項に規定する審理員が」を加え、 「又は異議申立人」 「審査請求」 「又は決定は」を に改め、 を削り、 こ「は、 同 条第一 同項を同条第二項とし、 行政不服 項中 「処分」 同条第二項を削 審 査法 の 下 に (平成二十六年法 「又は異議 同条に次 「又はそ り、 申立· 同  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 

3 聴 取 第 に つい 項に · 規 7 定す は、 る審査請求については、 同条第二 項 へから 第 五. 項 くまでの 行政不服審査法第三十一  $\mathcal{O}$ 規定 を準 用する。 条の 規定は適用せず、 同 項 の意見

 $\mathcal{O}$ 

項を加え

える。

行 政手 ,続等に おける情報 通 信 の技術 の利用に関する法律の一 部 改正)

第六十一 条 行政 手続等における情報通信 この技術の  $\mathcal{O}$ 利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) の <u>ー</u>

部を次のように改正する。

別 表国 税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) の項中 「第八十一 条第三項」 を 「第八十一条第四項」

に改める。

電 子署名等に係る地方公共団体情報システム機構 の認証業務に関する法律の一部 改正)

第六十二条 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ステム機構の認 証業務に関する法律 (平成十四年法律第

百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 総務大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項

及び第三項、 第四十六条第 項及び第二項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項の規定の適用について

は、機構の上級行政庁とみなす。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第六十三条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次の

ように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第 項 中 「第四十三条及び第四十四条」 を 「第四十三条第二項及び第四 十四条第 項 に改

め、 同 条第三項 中 「第四十二条及び」 を削る。

第 四 [章第] 匹 節 の節名を次のように改める。

第四節 審 査 請 求

第四十二条を次のように改める。

(審 「理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 示決定等、 決定等、 用停止決定等又は開 示請求、 訂正請求若しくは利

開

訂

正

利

用

停

止

一請求に

係る不作為 に 、係る審点 査 請 求 に つい ては、 行政 不服 審 査法 (平成二十六年法 律 第六十八号) 第九

七 · 条、 第二十 兀 条、 第二章 -第三節1 及び 第四 節 並 びに 第五十条第二項の規定 は、 適用 L な

2 開示決定等、 訂正 一決定等、 利用停止決定等又は 開 示 請求、 訂正 請 求若しくは 利 用 停止 請 求に係る不作

為に係る審査 請求についての行政不服審査法第二章 の規定の適用については、 同法第十一条第二項中

第九条第一項の規定により指名された者 (以 下 「審理員」という。)」 とあるのは 「第四条 (行政機関

の保有する個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第四十四条第二項の規定に基づ

服 よる諮問 律 を経たとき)」とあ 提 き旨の意見書が提出されたとき」とあるのは 査庁」と、 を含む。 く政令を含む。 出 とあ 審 で定める審 されたとき、 査会等若しくは審議会等」とあるのは 問 るのは 以 下 を要しな 同 査会。 法第二十五条第七項中「あったとき、 「情報公開 「審査庁」 同 の規定によ 7 場合 るのは 項 第五十条第一 第二号又は第三号に該当する場合にあ という。)」 同 個 「受けたとき」と、 り審査す 項第二号又は第三号に該当する場合を除く。 人情報保護 項第四号において同じ。)」と、 請 と、 求 審査会 がされた行政庁 同 情 法第十三条第 「あったとき」と、 報公開 同法第五十条第一 (審査庁が会計検査院長である場合にあっては、 又は審理員から第四十条に規定する執行停 個 (第十四条 人情 っては 項 報保 及び 同法第四十四条中 項第四号中 護審査会」とする。 同 第二 O「受けたとき 項第二号又は 規定により引継ぎを受け |項中 に 審 審 あ 理員」 理 0 (前条第 て 員意見 第三号に規 「行政不服 は とあ 審 え書又は 理 項 員 る 止 た 定す 意見  $\mathcal{O}$ 審査会等  $\mathcal{O}$ をすべ 行 行 別 規 は 政不 書 定に に法 政庁 る 審 が

中 る参加人をいう。 第四 示 服 十三条 申立· 人 の見出しを を 以下この項及び次条第一項第二号において同じ。 「審査  $\neg$ 請求人」 (審査会 に、 への諮問) 「参加・ 人 に改め、 を 「参加 同条中 人 (行政 「前条」 不服 に改め、 を 審查法第十三条第四 「前 項」に改め、 同条第二号中 同 項に規定す 「不服申立 条第 一 号

を 「 審 査 請 求人」 に改め、 同条第三号中 「不服申立てに係 る開示決定等」 を 「審査請 求に係る保 項とし 有個

報  $\mathcal{O}$ 項を加える。 開 示 に、 「不服申立 人 を 「審査 |請求人| に改め、 同条を同条第二項とし、 同条に第一

て次の一

開 示決定等、 訂正決定等、 利用停止決定等又は開示請求、 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作

為 に ついて審査請求があったときは、 当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、 次の各号の

いず

れかに該当する場合を除き、

情報公開

個

人情報保護審查会

(審査請

求

に対する裁決をすべ

き行政

機関 0 長が会計検査院長であ る場合にあっては、 別に法律で定める審査会) に諮問 L なければならない。

審 査 請 求 が 不適法であ ŋ 却下する場合

裁決で、 審査請 求 の全部を認 容し、 当 |該審 査 請求に係る保有個 人情報( の全部を開示することとする

(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

場合

三 裁決で、 審査請求の全部を認容し、 当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

兀 裁決で、 審査請求の全部を認容し、 当該審査請求に係る保有個 人情報の利用停止をすることとする

場合

第四 十四条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第一 項中 「裁決又は決定を」 を 「裁

決を」 に改め、 同 項第 号 中 「不服申立て」 を 審 査請求」 に改め、 「又は決定」 を削 り、 同 項 第二 一号中

「不服申立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を「審査請求に係る開 示決定等 (開 示 請求に

係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、 当該審査請求」に改め、 「又は決定」

利用停止決定等又は開示請求、

訂正請求若しくは利

用 停 止 請求に係る不作為」に、 「第五条第二項」を 「第四 条] に改める。

を削

り、

同条第二項中「又は利用停止決定等」を

独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 一行政法-人等の保有する個 人情報 の保護に関する法律  $\mathcal{O}$ 部 改正

第六十四条 独立 行政 法 人等  $\mathcal{O}$ 保 有する個 人情報  $\mathcal{O}$ 保 護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) の 一 部

を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「第四十三条」を「第四十三条第二項」に改め、 同条第三項中「第四十二条及び」

を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

## 第四節 審査請求

第四 十二条 O見出 を (審査請 求 及び審 1理員による審理手続に 関する規定 0 適 用 除外等) に 改

同 条第 項中 「行政 不 服 審査法 (昭和三十 七 年法律第百六十号)による異議申立て」 を 審 査 請 求 に改

め、同条第二項を次のように改める。

2 開 示決定等、 訂正決定等、 利用停止決定等又は開示請求、 訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作

為に係る審 査 請求については、 行政不服 審査法 平 成二十六年法律第六十八号) 第九条、 第十七条、 第

<del>二</del> 十 -四条、 第二章第三節 及 び第五 + -条第二 一項の 規定 は、 適 用 L な 

第四十二条に次の一項を加える。

3 開 示決定 訂 正 決 定 利用 停 止決定等 又は 開 示 請求、 訂 正 請 求若 しく は 利 用停止 請 求 に 「係る不知 作

為に係る審 査 請求について の行政不服審査法第二 章 O規定の適用に っつい て は 同法第十 条第二 項中

第九条第一項の規定により指名された者 (以 下 「審理員」という。 ) 」とあるのは 第 匹 条の 規定によ

り 審 查請 求が された行政庁 (第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。 以 下 「審査· 产 とい

う。 ٢, 同法第十三条第一 項及び第二項中 「審理員」 とあるのは 審 査庁」 と、 同法第二十五条第

き と 七 該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは 第三号に該当する場合を除く。) にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に 人情 項中 同 :報保護審査会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合 とある 法第五十条第 「あったとき、  $\mathcal{O}$ は 「あ ったとき」と、 項第四1 又は 審理員 |号中 から第四十条に規定する執 「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」 同 法第四十四条中 「 行 政 行停止 不服 審 査会等」 をすべき旨 とあ の意見書が提 るのは (同 「 情 「受けたとき」 項第二号又は とあるのは 出され 報 公 開 たと 個

を 同条第二号中 審 第四 查法第十三条第四 「前 査 請求に係る保有個 項」 十三条 に改 0 「異議申立人」 見出 め、 項に規定する参加人をいう。 同 L 条第一 を 人情 を (情 号 中 報  $\mathcal{O}$ 報 「審査請求人」 開 公開 異 示に、 議 申 個 人情報保護審查  $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 人 に改め、 異議申立人」 以下この項及び次条第二号におい を 審 査 同条第三号中 請 会 を 求 ^ の諮 人 「審査請求人」 に、 問) 「異議申立てに係る開 「 参 に改 加 に改め、 人 め、 を て同じ。)」 同 条中 「 参 同条を同条第二項 加 一前 人 示決定等」を 条第二項」 **行** に改め、 政 不服

情

報公開

個

|人情|

報保

護

審査会」

とする。

とし、

同条に第一項として次の一

項を加える。

開 示決定等、 訂正決定等、 利用停止 決定等又は 開 示 請求、 訂 Œ 請 武求若, しくは 利用停止 請 求 に係る不作

為に つい て 審 査 請 求 があったときは、 独 立 行 政法 人 、等は、 次 の各号 Ō 1 ず れかに該当する場合を除き、

裁決で、

審査請求の全部を認容し、

当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする

情報公開

• 個

人情報保護審

査会に諮問

L

なければならない。

審査請 求が不適法であり、 却下する場合

場合 (当該保有個 [人情報  $\mathcal{O}$ 開示につい て反対意見書が提出されてい る場合を除く。)

三 裁決で、 審査 請 求 の全部を認容 Ĺ 当該 審査 請求 に係る保有個 人情報  $\mathcal{O}$ 訂 正をすることとする場合

几 裁 決で、 審査請 求 の全部を認容 Ü 当該 審 査 請 求に係る保 有個 人情 報  $\mathcal{O}$ 利 用停止をすることとする

場合

第四十四条の見出し中 「異議申立て」を「審査請求」 に改め、 同条中 「決定を」を「裁決を」 に改め、

同 条第 一号中 「異議申立て」を 「審査請求」に、 「棄却する決定」を 「棄却する裁決」に改め、 同 条第二

号中 「異議申 立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等 (開示請

求に係る保有個 人情報の全部 を開示する旨の決定を除く。) を変更し、 当該審査請求」 に、 「旨の決定」

を「旨の裁決」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第六十五条 地方 独立 行 政法人法 (平成十五年法律第百十八号) の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第二号中「行政不服審査法 昭 和三十七年法律第百六十号)」 を 「行政不服審査法

平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六十六条 市 町 村  $\mathcal{O}$ 合 併 0 特 例 に関 する法 律 (平成十六年法律第五十九号) の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第十四項」を「第十三項」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

5 前 項の規定により合併 特 例 区の 長が審査庁となる場合における行政不服審査法 (平成二十六年法律第

六十八号) の規定の適用については、 同法第四十三条第一 項 中 「審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若

しくは内閣 府 設置法第四十 -九条第 一項若しくは第二項若 しくは 国家行政 組織法第三条第二 項 E 規定する

庁 の長である場合にあっては行政不服審査会に、 審査庁が 地方公共団 団体の長 (地方公共団 体  $\mathcal{O}$ 組 温合にあ

れ 7 第四号中 第二項に規定する合併市町村をいう。 っては、 とある 長、 「行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関 とあるのは 0) は 管理者又は理事会) 「合併市 町 村 市 である場合にあっては第八十一条第一 町村の合併 以下同じ。) の特例 の第八十一条第一項又は第二項の機関に」と、 に関する法律 (平成十六年法律第 項又は第二 (以下「行政不服審査会等」と 「行政不服審査会等に 項の機関に、 五十 九号) それぞ 第 同 項

行 政 とあるのは 項及び第二 以不服審 査 会等」 項中 当 該機関に」 「規定により」 とあ 「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、 る 0) と、 は 「合併市 とある 同項第五号、  $\overline{\mathcal{O}}$ 町 は 村の第八十一 「規定 第四十四 市 条 第 町村 条並びに第五十条第一項第四号及び第二項中 の合併の 項又は第二項 特例に関する法律 0 機関」と、 の規定により読 第八十 条第

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

み替えて適用する場合を含む。)

により」とする。

第六十七条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二十五条第二項を次のように改める。

庁 政不服 が き、 議を経たとき)」 による諮問を要しな 人 項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。 項及び第三項、第三十九条、 を除く。)、 項 提出されたとき、 行政不服 E という。 裁決で」 らの規定 お 審査 同法第四十四条中 7 法第九 審 て準用する公職 査法 とあるのは 第二十三条、 (行政不服審査法第四十四条の規定を除く。) と、 とあるのは 条第四項中 (平成二十六年法律第六十八号) 同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する い場合 同法第二十四 「決定で」と、 第二十四条、 選挙法第二十 「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理 第四十一条第一項及び第二項、 「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。 「審査庁」 [条第 とあるのは 同法第三十一条第二項中 四条第一 第二十七条、 項 中 第 項 第九条第四項、 0 几 「日本国憲法 異 第三十 十五条第一 議 の申出を受けた選挙管理委員会 中 第四十四条並びに第五十三条の規定は、 一 条 「審理員」とあるのは 項又は第四 の改正手続に関する法律第二十五条第 (第五項を除く。) 審理関係 第十九条第二項 人 十九 とあ 条第 この場合において、 (第三号及び第五 る 「審査庁」と、行 第三十二条第 項  $\mathcal{O}$ は 0 ( 以 下 規定に ||員意| 項 異  $\hat{O}$ 議 「 審 基 見 規定 申 前 書 出 査

第三十九条第二項を次のように改める。

2

四条、 査庁」 四 十 四 不服 兀 は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは 第二号又は第三号に該当する場合を除く。) 第二十四 二十四条第 十一条第一項及び第二項、 1条第 行 一審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しな 政 とあ 同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは 一項中 条の規定を除く。) 第二十七条、 **不服** [条第 る 審 0 項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定 査 「第四十五 法第 項の は 日 第三十一条 異 九条第 本 議 条第 の申 国 中 第四十四条並びに第五十三条の規定は、 匝 憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一 項、 出を受け 「審理員」 項又は第四十九条第一項の (第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、 第十九条第二項 た選挙管理委員会 とあるのは にあっては審理員意見書が提出されたとき、 (第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、 「審査庁」と、 ( 以 下 規定に基づき、 「異議申出人」 「審査庁」 前項において準用する公職 行政不服審査法第九条第四 項に と、 裁決で」 という。 お 同法第四 į, て準用 とあ ) 」 と、 (行政不服 十 る する公職 同 ·四条中 い場合 のは 同 項第二号又 選挙 項中 法第二十 審 「決定で 選挙法 査 行行 (同 第四 法第 法第 審 審 項 政

理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

第百三十九条の 見出 しを ( 審 査 請 求 0) 制 限 に 改 め 同条中 「行為」 の 下 に 「又はその不作為」 を

加え、 「行政不 服審査法による不服申立て」 を 「審· 査 請求」 に改める。

(戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部改正)

第六十八条 戦後強 制抑留者に係る問題に関する特別措置法 (平成二十二年法律第四十五号)の一 部を次の

ように改正する。

第六条第一 項中 「行政不服審査法 昭昭 和三十七年法律第百六十号)による」を削 り、 同条第二 項中 「 行

政不服 審 査法 第 十 应 [条第 項本文」 を 「行政不服 審 査 法 (平成二十六 年法律第六十八号) 第十八 条第 項

本文」 に改め、 以 内 を削 り、 同条第三項中 「第十 四条第三項」 を 「第十八条第二 項」に改める。

第五章 法務省関係

、外国法人の登記及び夫婦 財 産契約の登記に関する法律の一 部改正

第六十九条 外国法人の 登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律 (明治三十一 年法律第十四号) の一部を

次のように改正する。

第八条中 「第百五十七条第 項から第三項まで」 の 下 に 第五項及び第六項」 を加える。

(供託法の一部改正)

第七十条 供託 法 (明治三十二年法律第十五号) の一部を次のように改正する。

第一 条 ブ四中 「ヲ不当トスル」を「ニ不服アル者又ハ供託官 ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル」に

改める。

第一 条ノ五中 「供託所ニ審 査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス」 を「供託官ヲ経由シテ之ヲ為 スコ  $\vdash$ ヲ要ス」

に改める。

第 条 ノ六第 項中 供 託 官 の 下 に 「処分ニ付テノ」 を、 理 由アリ」 の 下 に 「 ト 認 ム ル トキ 又

審 査 請 求 二係 ル不作為 ニ係ル処分ヲ為スベキモ ノ を加え、 「処分ヲ変更シテ」を 「相当ノ処分ヲ為シテ

に改 め、 同 条第二項中 審 査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ」を「供託官ハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク

ノ外」に、 附 シ審査請求書 ノ提出」 を「付シ審査請求」に改め、 同項に後段として次のように加 える。 。

十八号)第十一条第二項ニ規定スル審理員ニ送付スルモノトス

此

ノ場合ニ於テ監督法務

湯又ハ

地

方法務局

ノ 長

ハ当該意見ヲ行政不服審査法

(平成二十六年法律第六

第 条 ノ七中 長 ハ の下に 「処分ニ付テノ」 を加え、 理 由 アリ 1 ス ル を 理 由 ア IJ Ĺ 認 ム ル 1 丰

又 審 査 請 求 = 係 ル 不 作 為 =係 ル処分ヲ為ス べ 丰 干 ノト 認  $\Delta$ ル に 改 め、 同 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

法 務 局 又 地 方法務! 局 ノ 長 審査 請 求 = 係 ル 不作 為 二係 ル 処分ノ申 · 請 ヲ 却下 ・スベ キモ ノト 認 7 ル トキ

供託官ニ当該申請ヲ却下スル処分ヲ命ズルコトヲ要ス

第一条ノ八を次のように改める。

第一条ノ八 第 一条 ノ 四 ノ 審 査 請求 = 関 ス ル 行政不服 審査法 1 規定 ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第五 項

中 「処分庁 等」 トアル ハ 審 査庁」 <u>۲</u> 弁 朔 書  $\mathcal{O}$ 提 Ш トア ル ハ 供 託 法 (明 治三十二年 法 律 第 十五

号) 第 条 ノ六第二 項 12 規 定する意見の 送付」 **/** 同 法第三十条第 項中 弁 朔 書 トアル ハ 供 託 法

第一条ノ六第二項の意見」トス

第一条ノ八の次に次の一条を加える。

第一条 ノ 九 行 政 不服 審査法 第十三条、 第十八条、 第二十一条、 第二十五条第二項乃至第七項、 第二十九

条第 項乃至 第四 項、 第三十一条、 第三十七条、 第 四 十五条第三項、 第四· 十六条、 第四十七 第四 +

九条第三項 (審査請 求 二係 ル不作為ガ違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除 ク 乃至第五項 及ビ第

五十二条ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

(戸籍法の一部改正)

第七十一条 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項第五号中「、 異議申立て」を削り、 同項第六号中 「異議申立て」を 「審査請求」 に改

める。

第百二十三条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百

六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百二十四条中 「した処分」を「行う処分又はその不作為」 に改める。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条 削除

(弁護士法の一部改正)

第七十二条 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五条の三に次の一項を加える。

5 する却下の処分を除く。) 前 条第一 項の 規定による申 又はその不作為について 請 に 係 る処分 (申請: 者 が の審査請 第五条各号の 求については、 ١ ر ずれにも該当しないことを理 行政不服審査法 (平成二十 由と

六年法律第六十八号)第二章第四節の規定は、適用しない。

(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削る。

第十二条第四

項中「行政不服審査法

第十二条の二 第一項中 行行 政 不服審査法による」 を削り、 同 条に次の二項を加える。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 審 査 請 求に つい ては、 行 政不服審查法第九条、 第十七条、 第二章第三節及び )第五· 十条第二項

の規定は、適用しない。

4 第一 第 項の規定 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 により指名された者 査 請 求に関する行政不服審査法の規定 ( 以 下 「審理員」という。)」とあるのは の適用につい ては、 同法第十一 「日本弁護士 条第二 項中 連合会の資格 「第 ・ 九条

審査会」と、 同法第十三条第一項及び第二項中 「審理員」とあるのは 「第十一条第二項の資格 審 査 会

と 同法第四 十四四 条中 行行 政不服官 審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第 項の規定によ

る諮問を要し ない場合 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提

出されたとき、 同 項第二号又は第三号に該当する場合にあっては 同 項第二号又は第三号に規定する議 を

経たとき)」とある のは 弁 護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) 第十二条の二 一第一項 0 議 決が あ

たとき」とする。

第十四条第一 項 中 「登録取消」を「登録取消し」に、「六十日」を「三箇月」に改める。

第四十九条の三の見出し中

「不服申立て」

を

「審査請求」に改め、

同条中

日

本弁護士連合会がこの法

律に基づいてした処分」を「この法律に基づく日本弁護士 連合会の処分又はその不作為」 に、 「行政不服

審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五 九条中 「行政 不服: 審 査 法による」 を削 り、 同 条に次の二項を加える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 審 査 請求につい ては、 行政不服 審査法第九条、 第十七条、 第二章第三節及び第五十条第二 項

規定は、適用しない。

3 第 項の審点 査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、 同法第十一条第二項中 「第九条

第 項 の規定により指名された者 ( 以 下 「審理員」 という。 とあるのは 「日本弁護士 連合会の 懲戒

委員会」と、 同法第十三条第一項及び第二項中 「審理員」 とあるのは 「第十一条第二項の懲戒委員会」

る諮 と、 経たとき)」とあるのは「弁護士法 出されたとき、 問を要し 同法第四十四 ない場合 同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を 条中 「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) (昭和二十四年法律第二百五号)第五十九条第一項の議決があ にあっては審理員意見書 (前条第 一項の規定によ った が 提

第六十四条第二項中「六十日」を「三箇月」に改める。

とき」とする。

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第七十三条 司 法 書士 法 (昭 和二十五年法律第百九十七号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一 項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条第二項中

前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、 前二項の場合において、 法務大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 日本司法書士会連合会の上級行政庁 第二十五条第

とみなす。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」と読

み替えるものとする。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第七十四条 土地 家屋 調査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号)の一 部を次のように改正する。

第十二条第 項 中 「行政不 -服審査 法 (昭 和三十七年法律第百六十号)による」 を削り、 同条第二項中

前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二 項の場合において、 法務大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、 調査士会連合会の上級行政庁とみな

す。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、 第十二条第三項中 「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」 と読

み替えるも のとする。

出 入国 管理 及 び難 民 認定 法 0 部 改

Ē

第七十五条 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)の一 部を次のように改正する。

第六十一条の二の 匹 [第五] 項 第一号中 「異議・ 申立て」 を 「審査請 求 に改め、 同 項第二号中 「異議申立て

を 「審査請求」に、 「却下」 を「却下し」 に、 「決定」 を 「裁決」 に改める。

第六十一条の二の 九 の見出 しを 「(審· 査 請 求 に改め、 同 条第一 項中 「に不 服 が ある外国 人は」

\_

を

又は 不 - 作為に つ *(* ) 7  $\mathcal{O}$ 審 査 請 求 は、 法務大臣 に対 に、 書 面 を 審 査 請 求 書 に、 法 路大臣 12

対 Ù 兾 議 申立て をすることができる」 を  $\overline{\mathbb{L}}$ なけ れば、 ならない」 に改 め、 同 項第二号を同項第三号とし

同 項第 号の 次に次の一 号を加える。

第六十 一条の二第一項  $\mathcal{O}$ 申請 に係る不作為

第六十一条 の 二 の 九第二項中 「前項 の異 議 申立てに関する行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十

第四十五条」 を 「前項第一 号及び第三号に掲げる処分につい ての・ 審 査 請 求 に関 する行 政不 服 審 査 法

平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」 に改め、 「以内」を削り、 同条第三項中 「異議申立

て を 「審査 一請求」 に、 「決定」を 「裁決」 に改め、 同 条第四項中 「異議申立て」を 「審査 請求」に、

第四 十七 条第 項又は第二項」 を「第四十五 条第一 項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二

項」 「決定」を「裁決」に改め、 同条第五項及び第六項を次のように改める。

難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、

同法の規

定を適用する。

十九条、

第四

十一条第二項

( 第 一

号イに係る部分に限る。)

第二章第四節及び第五十条第二

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定

5

6 第 項の審・ 査請求については、 行政不服審查法第九条第一項、 第十四条、 第十七条、 第十九条、 第二

は 適 用しな 7 ものとし、 同 法  $\mathcal{O}$ 他 |の規定  $\mathcal{O}$ 適 用につい ては、 次の表  $\mathcal{O}$ 上欄 に掲 げ る同 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 同 表  $\mathcal{O}$ 

中 欄 に 掲げる字句は、 同表 0 下欄 に 掲げる字句とするほか、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

十六年政令第三百十九号。以下「入		
出入国管理及び難民認定法(昭和二	次条	第十八条第三項
記み者える中在	記み者ジャオで守在	法の規定
ب	ナ	読み替えられる行政不服審査

実であっても、何らの難民となる事		
の他の申立人の主張に係る事実が真		
場合又は申述書に記載された事実そ	場合	第三十一条第一項ただし書
申述書	反論書	第三十条第三項
申述書を	反論書を	
° )		
載した書面(以下「申述書」という	論書」という。)	
意見その他の審査請求人の主張を記	る反論を記載した書面(以下「反	
号に掲げる処分又は不作為に対する	た弁明書に記載された事項に対す	
入管法第六十一条の二の九第一項各	前条第五項の規定により送付され	第三十条第一項
入管法第六十一条の二の九第一項	第十九条	第二十三条
九第一項		
管法」という。) 第六十一条の二の		

_	-	
ない。		
は、処分庁等を招集することを要し		
の各号のいずれかに該当する場合に		
してさせるものとする。ただし、次		
を指定し、全ての審理関係人を招集		
人から聴取した上で、期日及び場所		
問の有無及びその内容について申立	るものとする。	
る事件に関する処分庁等に対する質	全ての審理関係人を招集してさせ	
審理員が、あらかじめ審査請求に係	審理員が期日及び場所を指定し、	第三十一条第二項
場合		
えることが適当でないと認められる		
情により当該意見を述べる機会を与		
由を包含していないことその他の事		

	員意見書が提出されたとき、同項	
	る場合を除く。)にあっては審理	
	(同項第二号又は第三号に該当す	
	の規定による諮問を要しない場合	
	る答申を受けたとき(前条第一項	
審理員意見書が提出されたとき	行政不服審査会等から諮問に対する	第四十四条
申述書	反論書	第四十一条第二項第一号口
ことを要しないと認めるとき。		
聴取の結果、処分庁等を招集する		
二 前号に掲げる場合のほか、当該		
き。		
しない旨の意思の表明があったと		
一 申立人から処分庁等の招集を要		

	第二号又は第三号に該当する場合
	にあっては同項第二号又は第三号
	に規定する議を経たとき)
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会   審理員意見書
	等若しくは審議会等の答申書
第八十三条第二項	第十九条(第五項第一号及び第二人管法第六十一条の二の九第一項
	号を除く。)

第六十一条の二の十第一項及び第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(破壊活動防止法の一部改正)

第七十六条 破壞活動防止法 (昭和二十七年法律第二百四十号) の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、 同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法

律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第七十七条 売春防· 止法 (昭和三十一年法律第百十八号) の一部を次のように改正する。

第二十八条第 二項中 「行政不服審 査法 (昭 和三十七年法律第百六十号) による」 を削

第二十九条中「第九十七条」を「第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律にお いて準用す

る更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求につ

いて、更生保護法第九十七条」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第七十八条 行 政 事 件訴 訟法 昭昭 和三十七年法律第百三十九号) の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、異議申立て」を削る。

(商業登記法の一部改正)

第七十九条 商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第百四十二条中「を不当とする」を「に不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請 した」 に改

める。

第百四十四条中 「登記官は、 の下に「処分についての」 を、 「ある」 の下に「と認め、 又は審査請求

に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加える。

第百 四十五: 条 中 審 査 請 求 を理· 由 が な ζ, · と認い めるときは、 その請求」 を 「前条に規定する場合を除き、

審査請求」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 当該法務局又は地方法務局 の長は、 当該意見を行政不服審査法 (平成二十六年法

律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

第百 四十六条中 「長は、 \_ の 下 に 「処分についての」 を、 「ある」の下に 「と認め、 又は審査 請求に係

る不作為に係る処分をすべきもの」 を加 え、 同 条に次 0 項を加える。

2 第百 四 十二条の )法務局 又は 地 方法務局 0 長 は、 審 査 請 求に係る不作為に係る処分について 0) 申 請 を却

下すべきも 0) と認めるときは、 登記官に当 該申請を却下する処分を命じなけ ればならな

第百四十六条の次に次の一条を加える。

第百四十六条の二 第百四十二条の審 査請求に関する行政不服審査法の規定 の適用については、 同法第二

+ 九 条第五 項中 「処分庁等」 とあるのは 「審査庁」と、 「弁明書 の提出」 とあるの は 商 業 登 記 法 (昭

和三十八年法律第百二十五号) 第百四十五条に規定する意見の送付」 と、 同法第三十条第一項中 「弁明

書」とあるのは「商業登記法第百四十五条の意見」とする。

第百四十七条を次のように改める。

(行政不服審査法の適用除外)

第百四十七条 行政不服審査法第十三条、 第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項か

ら第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、 第三十一条、 第三十七条、 第四十五条第三項、 第四

十六条、第四十七条、 第四十九条第三項 (審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨 の宣言に係る

部分を除く。 から第五項まで及び第五十二条の規定は、 第百四十二条の審査請求については、 適用

ない。

外 国 弁護士による法律事務  $\mathcal{O}$ 取扱いに関する特別措置法の一 部 改正)

第八十条 外国 弁護士による法律事務 の取扱いに関する特別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号)の一部

を次のように改正する。

第五十八条の三を第五十八条の四とし、 第五十八条の二の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法の適用除外)

第 五· 十八条の三 行政 不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章第四 節  $\bigcirc$ 規定は、 法務 大臣 が · 第

+ 条第 四項 (第十四 **|条第|** 匹 項、 第十六条第二項 及び 第二十条第三項に お 1 て準 用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 

規定により 日 本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、 第十四条第一項から第三 項まで

 $\mathcal{O}$ 規定による承認  $\mathcal{O}$ 取消しの処分、 指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定

の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

第五 十九条の 見出し中 「不服: 申立て」 を 「審査請 求 に改め、 同 条中 「日本弁護士連合会がこの 法律に

基づい てした処分」 を ر ر 0 法律に基づく日 本 -弁護士 連 合会の処分又はその不作為」 に、 行 政 不 -服審-査

法 昭昭 和三十 七 年 法 律第百六十号) による不 -服申立 \_ て \_ を 「 審· 査 請 求 に · 改  $\Diamond$ る。

第六十三条第三号中 異 議 申 立て、 審 査 請 求 を 審 査 請 求 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 にこ 改 かめる。

動 産 及び債 権  $\mathcal{O}$ 譲渡 0 対 抗要件に関する民法の特例等に関する法 律の一 部 改正)

第 八十一 条 動 産 及び 債 権  $\mathcal{O}$ 譲 渡  $\mathcal{O}$ 対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成十年法律第百四号)

の一部を次のように改正する。

第十九条第 項 中 「を不当とする」 を「に不服がある者又は登記 官の不作為に係る処分を申請し たし に

求 改 め、 その に 係 この場合において、 請求」を る不作 同 条第三 為 項 に係 「前項に規定する場合を除き、 中 る処分をすべきも 「登記・ 当該法務局又は地方法務局 官は、 の 下 に <u>0</u> を加 「処分に 審査 え、 の長は、 請 同 つ 条第 *(* ) 求」に改め、 7 四 <u>の</u> 当該意見を行政不服 項 を、 中 審 同 ある」 項に後段として次のように加える。 査 請 求 を理 の下に 審査法 由 が 「 と 認 な 1 (平成二十六年法 と め、 認 8 又 は るときは 審 査 請

律第六十八号)第十一条第二 項に規定する審理員に送付するものとする。

係る不作為に係 第十九条第 五. 項中 る処分をすべ 「長は、 \_ きも 0 下に  $\bigcirc$ を加え、 「処分についての」 同条に次 の二項 を、 を加 「ある」の下に える。 「と認め、 又は 審 査請求に

6 きも 第  $\mathcal{O}$ と認 項  $\mathcal{O}$ 8 法 務局 るときは、 又 は 地 登記 方 法 官に当 務 局  $\mathcal{O}$ 長 該 申 は 請 審 を却下す 査 請 求に係 る処分を命じなけ る 不作 為 に係 ń ぶる処 ば 分に なら な 0 7 7  $\mathcal{O}$ 申 · 請 を 却 下 す ベ

7 庁等」 る民法 法第三十条第一項中 第 とあるのは 項の審売 の特 例等に関 査請求に関する行政不 「審査庁」と、 する法律 「弁明書」 (平成十年法 とあるのは 「弁明 服 審査法の規定 書の 律第百四号) 「動産及び債権 提出」 とあるのは の適用につい 第十九条第四項に規定する意見の送付」 の譲 渡の対抗要件に関する民法 動 ては、 産及び債権 同 法第二十九条第 の譲 渡の 対 の特 抗 五. 要件 項中 例等に関 に 「処分 関 同 す

する法律第十九条第四項の意見」とする。

第二十条を次のように改める。

(行政不服審査法の適用除外)

第二十条 行政不服審査法第十三条、 第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二 項から第

七 項まで、 第二十九条第一項から第四項まで、 第三十一条、 第三十七条、 第四十五条第三項、 第四· 十六

条、 第四十七条、 第四十九条第三項 (審 査 |請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分

を除く。) か ら第五 項まで及び第五十二条の規定は、 前条第 項  $\mathcal{O}$ 審 査 請 求 に ついては、 適 用 L ない。

無差別大量殺 人行為を行った団 体 の規 制に関する法律 .. の 一 部 改 Ē

第八十二条 無差 別大量殺人行為を行 · つ た団体 (T) 規制 に関する法律 (平成十一 年法律第百四十七号)の一 部

を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「 (審査請求の制限) 」に改め、 同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第八十三条 後見登記等に関する法律 (平成十一 年法律第百五十二号) の 一 部を次のように改

改め、 求に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加え、 第十 同 五. 条第 条第三項中 項中 「登記官は、」の下に「処分についての」を、 「を不当とする」 を に で不服がた 同条第四 あ る者又は 1項中 登記 「審査請求を理由 官 「ある」の下に 0 不作為に係 が る処分を 「と認め、 ないと認めるときは 申 又は 請 審查 た 請 に

律第六十八号)第十一 この 場合におい て、 条第二 監督法務局又は地方法務局 項に規定す る審理員に送付するも の長は、 当該意見を行政不服 のとする。 審 查法 (平成二十六年法

を

「前項に規定する場合を除き」に改め、

同項に後段として次のように加える。

係る不作為に係る処分をすべきもの」 第十五 条第 五. 項 中 長 は、 \_\_ 0) 下に を加え、 「処分につい 同条に次の二項を加 7 *Ø*) を、 「ある」の下に える。 「と認っ め、 又は 審 查請 求 に

- 6 認 めるときは、 法 務 局 又は 地方法務局 登記官に当該 0 長は、 (申請を却下する処分を命じなければならない。 審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと
- 7 庁等」 第 項の審点 とあるのは 査 請求に関する行政不服審査法 「審査庁」 と、 「弁明 書  $\mathcal{O}$ 提出」 の規定 の適 とあるのは 用 に つい 「後見登記等に関する法律 ては、 同法第二十九条第五 (平成十一年 項中 「処分

法律第百五十二号) 第十五条第四項に規定する意見の送付」 と、 同法第三十条第 項 中 「弁明 書 とあ

る 0 は 「後見登記等に関する法律第十五条第四 項の意見」とする。

第十六条を次のように改める。

(行政不服審査法の適用除外)

第十六条 行政不服審 查法第十三条、 第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第

七項まで、 第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、 第三十七条、 第四十五条第三項、 第四十六

条、 第四十 -七条、 第四十九条第三項 (審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に 係る部分

を除く。 から第 五. 項まで及び第五 十二条の 規定は、 前条第 項の・ 審査請 求 につい ては、 適 用 L な

犯罪被害者等  $\mathcal{O}$ 権 利利 益  $\overline{O}$ 保護を図るため 0) 刑 事 手 続に付随する措 置に関する法 律 の 一 部 改 É

第八十四条 犯罪 被害者等の権 利利益の保護を図るため 0 刑事手続に付随する措置に関する法律 (平成十二

年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中 「又は」の下に「その」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」

を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合におい て、 法務大臣は、 行政不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項

及び第三項、 第四十六 条第 項及び 第二項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項  $\mathcal{O}$ 規定 の適用につい 7

は、日本司法支援センターの上級行政庁とみなす。

(不動産登記法の一部改正)

第八十五条 不動 産 屋登記法 (平成十六年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第百 五十六条第一 項 中 「を不当とする」を 「に不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請 した

一に改める。

第百 五. 十七七 条第 項中 「登記· 官は、 の 下 に 「処分についての」 を、 「ある」 の 下 に 「 と 認 め、 又 は 審

査 言請 求 に 係 る不作為に係る処分をすべきもの」 を加え、 同条第二項中 「審· 査 請求を理 由 Iがな 1 لح 認  $\otimes$ ると

きは、 その請求」 を 「前項に規定する場合を除き、 審査請求」 に改め、 同項に後段として次のように加え

る。

この場合において、 当該法務局又は地方法務局 の長は、 当該意見を行政不服審査法 (平成二十六年法

律第六十八号) 第十一 条第二項に規定す る審理員に送付するものとする。

求に係る不作 第百 五. 十七条第三項中 . 為 に係る処分をすべきも 「長は、 の 下 に *Ō* を加い 「処分について え、 同 条に次 の の二項を加える。 を、 「ある」の下に 「 と 認 め、 又は 審 査 請

5 すべ 前 条第一 きものと認めるときは、 項の法務局又は 地方法務局 登記官に当該 0 長は、 申請を却下する処分を命じなければならない。 審査 請求に係る不作為に係る処分について っ の 申 請を却下

6 0 処分庁等」とあるのは 百二十三号) は 前 条第一項の審査請求に関する行政不服審査法 「不動 産 第百五 登記 法第百 十七条第二項に規定する意見の送付」 審 五. + 査庁」と、 七条第 二項 「弁明書の提  $\widehat{\mathcal{O}}$ 意見」とする。 の規定の適用については、 出」とある と、 のは 同法第三十条第一 「不動産登記 同法第二十九条第五 項 中 法 (平成: 弁 十六 明 書 年 項中 とある 法 律 第

第百五十八条を次のように改める。

(行政不服審査法の適用除外)

第百五十八条 ら第七項まで、 十六条、 第四十七条、 行政不服審查法第十三条、 第二十九条第一項から第四項まで、 第四十九条第三項 第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二 (審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨 第三十一条、 第三十七条、 第四 十五条第三項、 の宣言に係る 項 第 か 兀

部分を除く。 から第五項まで及び第五十二条 の規定は、 第百 五十六条第 項 の審査請 求については、

適用しない。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第八十六条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成十六年法律第百五十一号) の一部を次の

ように改正する。

第九条第一 項中 「異議申 立て を 「審査請求」に、 「決定」を 「裁決」 に改め、 場合には」 の 下 に

行 政 不 服 審 査 法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条  $\mathcal{O}$ 規定により当該審査請 求 を却 下する場合

を除き」を加え、同条第三項中「決定」を「裁決」に改める。

第十 · 条 第 一 項中 「異議-申 立て を 「審査 請 求 に改 め、 同 条第二項中 「行政不服審査法 (昭 和三十 七

法律第百六十号) 第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書」を 「行政不服審 査法第三

十一条第一項」に、 「異議-申 立 人 を 「審査請求人」に、 「参加人」 を 「同法第十三条第四 項に規定する

参加人」に、 「これらの者」 を 「同法第二十八条に規定する審理関係人」 に改める。

第十二条第四項及び第二十三条第六項中 「異議申立て」 を 審 査請. 求 に、 「決定」 を 「裁決」 に改め

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第八十七条 刑事 収容施設及び被収容者等の 処遇に関する法律 (平成十七年法律第五十号) の一部を次のよ

うに改正する。

第三十三条第一項第九号中 「審査庁」 を 「審査の申請をすべき行政庁」 に改める。

第百五十七条第一 項 中 者 は の下に、、 政令で定めるところにより」 を加える。

第百五十八条第三項を次のように改める。

3 刑 事 施設 の長が · 誤 0 て 法定 0) 期間 より も長 1 · 期間· を審査 の申請期間として教示 した場合に お いて、 そ

 $\mathcal{O}$ 教示され た期間内に審 査 0 申 請がされたときは、 その・ 審査 の申 -請は、 法定の期間内にされ たも のとみ

なす。

第百五 十九条中「行政不服審查法第十五条第一項、 第二項及び第四項、 第十八条第一項及び第四 項、 第

十九条、 第二十一条、 第三十四条第 一項、 第二項及び第六項、 第三十五条から第三十七条まで」 を 「 行· 政

不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十五条、 第十八条第三項、 第十九条第二項及び第四 項、 第

七条 二項」を「第二十五条第二項」に、 二十二条第一項及び第五項、 十二条第一項」に、 項」を「第四十五条第一項及び第二項、 第百六十一条第二項中「第四十条第一項から第五項まで、 (ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、 「第十八条第一項中 「第四十二条第三項」 第二十三条、 「正本及び副本を処分庁又は」 「とあるのは 第四十六条第一項本文及び第二項 第二十五条第一項、 「第五十一条第三項」 「職権で」」を「とあるのは、 第五十条第一項及び第三項、 第四十一条、 とあ 第二項及び第六項、 るの は 改める。 「正本を」 第四十二条並びに第四 (第二号を除く。)、 「職権で」」 と、 第五十一条並 第二十六条、 同法 第三十 に改 び 十三条第 第二十七 第四十 め に第五 应 る。 条第

第三十九条、 九条第二項及び第四項、第二十三条、 項、第四十二条、 第六項、 条第三項及び第四項、 第百六十二条第一 第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、 第四十六条第一項本文及び第二項 第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条」を 項中 第十五条第一項、第二項及び第四項、 「者は」の下に 第二十五条第一項、 政令で定めるところにより」 (第二号を除く。)、 第四十条第一 第二項及び第六項、第二十六条、 第二十一条、 第四十七条(ただし書及び第二号を 項から第五項まで、 「第十五条、第十八条第三項、 第三十四 を加え、 条第一 同条第三項中 項、 第四十一条第 第二項 第 及び 十四四

を

に

除く。 並びに第六十四 第四十八条、 [条第一 項から第三項まで」に、 第五十条第 一項、 第五十一条、 「第三十四条第二項」を「第二十五条第二項」に、 第五十二条第一項及び第二項、 第六十二条第二項 「第四

十二条第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第百六十三条第三項中「第百五十八条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、 「第十四条第四項

第十九条、第二十一条、第三十六条」を「第十八条第三項、

第二十二条第

第十八条第一項及び第四項、

項及び第五項、 第二十三条、 第二十七条」に改め、  $\overline{\phantom{a}}$ 同法第十八条第一項中 「正本及び副本を処分庁

又は」 とある のは、 「正本を」 と読み替えるものとするほ か、 を削 る。

第百六十四条第三項中 「及び」を「並びに」に、 「第四十一条」を 「第五十条第 項及び第三項」 に改

める。

第百六十五条第三項中「第十四条第四項、第二十一条、 第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項

を「第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項」に改める。

第百八十条第一項第八号中 「審査庁」を 「審査 の申請をすべき行政庁」に改める。

第二百二十九条第一項中「者は」 の 下 に 政令で定めるところにより」 を加え、 同条第三項を次のよ

行政不服審

查法第十五条、

第十八条第三項、

第十九条第二項及び第四項、

第二十二条第一

項及び

第

五.

項

3 第 百 五. 七条第二項、 第百五十八条第二項及び第三項、 第百六十条並びに第百六十一条第 項 並 びに

第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、 第四· +

五条第一項及び第二項、 第四十六条第一項本文及び第二項 (第二号を除く。)、第四十七条 (ただし書

及び第二号を除く。)、 第四十八条、 第五十条第一 項及び第三項、 第五十一条並 びに第五十二条第 一項

及び第二項の規定は、 審 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 申 . 請 に つい て準用する。 この場合におい て、 第百 五. 十八条第三項 及び第 百

六十条第二項 中 「刑事 施 設 0 長 とある 0 は 留留 置業務管理 者」 と、 同条及び第百六十一 条 第 項 中

繑 正 管区 一の長」 とあ るのは 警察本部長」 と 同法第二十五条第二 項 中 審 査 請 求 人の申 立て に より又

は 職権で」とあるのは 職 権で」と、 同法第五十一条第三項中 「掲示し、 かつ、 その旨を官報その 他  $\mathcal{O}$ 

公報 又は新聞 紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは 「掲示して」と読み替えるものとするほ か、 必

要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十条第一項中 「者は」 の下に、 政令で定めるところにより」を加え、 同条第三項中 「第十四

並 項、 除く。)、第四十八条、 第三十九条、 第六項、 九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、 条第三項及び第四 び に第六十四 第四十二条、 第三十五条か 第四十六条第一項本文及び第二項 条第 第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条」を 項、 項 ら第三十七条まで、 第十五条第一項、 第五 から第三項まで」に、 十条第一項、 第二項及び第四 第五十一条、 第三十九条、 (第二号を除く。)、 「第三十四条第二項」 第四 項、 第五十二条第一項及び第二項、 第二十一条、 十条第一 を 第四十七条 項から第五項 「第十五条、 「第二十五条第二項」に、 第三十四条第一 (ただし書及び第二号を べまで、 第十八条第三項、 第六十二条第二項 項、 第 匹 第二項 十一 条 第四 第十 第 及び

事施 及び第三項」 八条第三項、 十八条第一項及び第四 第二百三十一 設の長」 に、 第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十七条、第三十九条並びに第五 とあるのは 条第三 「おいて、 一項中 項、 「留置業務管理者」 第十九条、第二十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十一 「第百五十八条第二項」 第百六十条」を と、 「おいて、 同条」 の 下 に 第百五十八条第三項及び第百六十条第二 に、 「及び第三項」を加え、 「第百六十条第二項中 「刑事施設 「第十四条第 条」を 十条第  $\mathcal{O}$ 長 項中 四 項、 「 第 とあ 一項 刑 + 第

十二条第三項」

を

第

五

十 一

条第三

項」

に改

8

る。

るのは 「留置業務管理者」と、 第百六十四条第四項」 を「同項」 に改め、  $\neg$ 同法第十八条第一 項 中 正

本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と」を削る。

第二百三十二条第三項中「第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一

項」を「第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項」に改める。

第二百四十一 条第一項第八号中「審査庁」 を「審査 の申請をすべき行政庁」に改める。

第二百七十五 一条第一 項中「者は」 の 下 に 政令で定めるところにより」を加え、 同条第三項を次のよ

うに改める。

3 第百 五十七条第二項、 第百五十八条第二項及び第三項、 第百六十条並びに第百六十一 条第一 項 並 びに

行政不服審 査 法第十五条、 第十八条第三項、 第十 九条第二項及び第四項、 第二十二条第 項及び 第 五. 項

第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、 第四十

五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条 (ただし書

及び第二号を除く。)、 第四十八条、 第五十条第一項及び第三項、 第五十一条並びに第五十二条第 一項

及び第二項の規定は、 審査 0 申請について準用する。 この場合において、 第百五十八条第三項及び第百

旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは 0 六十条第二項中 申 項 中 立てにより又は 矯 正 管区 「刑事  $\mathcal{O}$ 職権で」 長」 施設 とあ の長」 とあるのは るの とある は 管 のは 区 「職権で」と、 海 上保安本部長」 「海上保安留置業務管理者」 同法第五十一条第三項中 と、 同 法第二十五条第二項中 と、 「掲示して」と読み替えるも 同条及び第百六十 「掲示し、 審 かつ、 査 請 そ 条 第 求  $\mathcal{O}$ 人

項並びに第六十四条第一項から第三項まで」 び第六項、 四条第三項及び 十九条第二項及び第四 項、 第三十九条、 第二百七十六条第一  $\mathcal{O}$ とするほ 第四十二 第三十五 第四十八条、 か、 第四十六条第一項本文及び第二項 一 条、 第四 必要な技術的読替えは、政令で定める。 第四十三条第一 条から第三十七条まで、 項、 項中 項、 第十五 第五 第二十三条、第二十五条第一項、 「者は」 条第 十条第一項、 の 下 に 項及び第二項並びに第五十五条」 項、 第二項及び第四  $\overline{\ }$ に、 第五十一条、 第三十 政令で定めるところにより」 (第二号を除く。)、第四十七条 「第三十四条第二項」を「第二十五条第二項」に、 九 条、 第四 項、 第五十二条第一項及び第二項、 第二項及び第六項、 一十条第 第二十一条、 を 項か 「第十五条、 を加え、 ら第一 第三十四 第二十六条、第二十七条 五. 項 (ただし書及び第二号 くまで、 [条第 同条第三項中 第十八条第三 第六十二条第二 項、 第四 第二 + 項 「第十 一項及 条第 第 第

四十二条第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

八条第 長」 事施 及び第三項」 八条第三項、 十八条第一項及び第四項、 第二百七十七条第三 とあ 設 の長」 項 中 る  $\overline{\mathcal{O}}$ に、 第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十七条、第三十九条並びに第五十条第 とあるのは は 「正本及び 「海上保安留 「おいて、 一項中 副本を処分庁又は」 「海上保安留置業務管理者」と、 第十九条、 「第百五十八条第二項」 第百六十条」を「おいて、第百五十八条第三項及び第百六十条第二項中 置 皇業務管 習 第二十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十一条」を 1理者」 とあ と、 る 第百六十四条第四 の 下 に 0) は 「正本を」 同条」に、 「及び第三項」を加え、 と [項] 「第百六十条第二項中 を削 を 同 る。 項\_ に改め、 第十四条第四 刑 事 同法第十 項、 施 「第十 設 一項 刑  $\mathcal{O}$ 第

項」を「第十八条第三項、 第二百七十 八 条第三項中 第二十三条、第二十七条、 「第十四条第四項、 第二十一条、 第三十九条及び第五十条第一項」に改める。 第三十六条、 第三十. 九条及び第四十一条第一

犯 罪被害財 産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改 正

第八十八条 犯罪被害 財 産等による被害回復給付金の支給に関する法律 (平成十八年法律第八十七号)

部を次のように改正する。

第四 1十条 0 見出 しを削 り、 同条の 前 に見出 しとして 「(検察庁 の長に対する審 査 の申立て)」 を付い

同 条第 項 中 又は 裁定」 を 裁定その他 の行為」 に 改 め、 書 面 により」 を削 り、 同 項 (Z 次 の一号

を加える。

五. 前 各号に掲げるもののほか、 この法律に基づく手続に係る検察官の行為で法務省令で定めるもの

法務省令で定める日

第四十条第二 一項中 「天災その 他同項に規定する期間内に審査の申立てをしなかったことについ てやむを

得ない」 を 正 当な」に、 「その理 由 が Þ んだ日  $\mathcal{O}$ <u>翌</u> 日 から起算し て — 週間以内 に 限り」 を 「その 期間 を

経過した後であっても」に改める。

第四十条の次に次の三条を加える。

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく法務省令の規定により検察官に対して処分等についての申

請 をした者は、 当 該 的申請 か ら相当の 期間 が経過したにもか かわらず、 検察官の不作為 (この法律又はこ

 $\mathcal{O}$ 法 律に基づく法 !務省令の規定による申請に対して何らの処分等をもしないことをいう。 以下同

が ある場合には、 当該不作為に係る検察官が所属する検察庁の長に対し、 当該不作為につい 7 の審査  $\mathcal{O}$ 

申立てをすることができる。

(審査申立書の提出)

第四十条の三 前二条の規定による審査の申立ては、 法務省令で定めるところにより、 審査申立書を提出

してしなければならない。

2 第四十条第一項各号に掲げる処分等についての審査申立書には、 次に掲げる事項を記載しなければな

らない。

一 審査の申立てに係る処分等の内容

一 審査の申立ての趣旨及び理由

三 その他法務省令で定める事項

3 前条に規定する不作為についての審査申立書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該不作為に係る処分等についての申請の内容及び年月日

一 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第四十条の四 審査の申立ての審理は、書面による。

第 匹 十一条中 「前条第一項第三号」 を 「第四・ 十条第 一項第三号」 に改める。

第四十二条の見出しを削り、 同条の前に見出しとして「(裁決)」を付し、 同条第一項第一号中

その他不適法であるとき」を「場合その他不適法である場合」に改め、同項第二号中「とき」を 「場合

に改 め、 同項第三号中 「申立てが」を「申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合にお

いて、その申立てが」に改め、同項に次の四号を加える。

兀 前号の 規定により、 検察庁の 長以外 の検察官が したこの法律又はこの法律に基づく法務省令 の規定

に よる申 請 を却下し、 又は 棄却する処分等を取り消す場合にお į١ て、 当該 申 · 請 に 対して一定  $\mathcal{O}$ 処 分等

をすべきも のと認めるとき 当該処分等に係る検察官に対し、 当該処分等をすべき旨を命ず る 裁決

五. 第三号の規定により、 検察庁の長がしたこの法律又はこの法律に基づく法務省令の規定による申請

を却下し、 又は棄却する処分等を取り消す場合において、 当該申請に対して一定の処分等をすべきも

のと認めるとき 当該処分等をする裁決

六 当該審 査 の申立てに係る処分等が検察庁の長以外の検察官のした事実上の行為である場合において

その申立てが 理由があるとき 当該 事 実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、 当

該 事 · 実 上 0 行為に係る検察官に対し、 当該事実上 の行為を撤廃 į 又はこれを変更すべき旨を命ずる

裁決

七 当該審査の申立てに係る処分等が検察庁の長のした事実上の行為である場合において、その申立て

が 理 曲が、 あるとき 当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、 当該事実上の行

為を撤廃し、又はこれを変更する裁決

第四十二条第二項中 「に定める処分等を変更する裁決において」 を 第六号又は第七号の場 合にお

検察庁の長」 に改め、 「当該処分等を」 の 下 に 「変更し、 又は当該事 実上の行為を変更すべきことを

命じ、 若しくはこれを」を加 え、 同条 の次に次の一 条を加える。

第四十二条の二 検察庁の長は、 第四十条の二の規定による審査 の申立てについては、 次の各号に掲げる

区分に従い、当該各号に定める裁決をしなければならない。

当該審立 査 の申立てが不作為に係る処分等についての申 請 から 相 当の 期間が経過しないでされたもの

である場合その他不適法である場合 当該審査 の申立てを却下する裁決

当該審古 査 の申立てが理 由がな い場合 当該審査 の申立てを棄却する裁決

三 当該 審 査 の申立てに係る不作為が検察庁 の長以外の検察官によるものである場合において、 その申

立てが理由があるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、 当該申請に対して

定の処分等をすべきものと認めるときは、 当該不作為に係る検察官に対し、 当該処分等をすべき旨

を命ずる裁決

匹 当該審 査 の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、 その申立てが理由が

あるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、 当該申請に対して一定の処分等

をすべきものと認めるときは、当該処分等をする裁決

第四十三条中 「前条第一項各号」 を「第四十二条第一項各号及び前条各号」に改める。

第四十四条を次のように改める。

(行政不服審査法の準用)

第四十四条 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十条から第十五条まで、 第十八条第三項

第二十一条、 第二十二条第一項及び第五項、 第二十三条、 第二十五条第一項、 第二項及び第四項から

第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条

まで、 第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、 第五十一条第四項、 第五十二条第一項から第三

項まで並びに第五十三条の規定は、 第四十条第一項及び第四十条の二の規定による審査の申立てについ

て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

という。)		
た検察庁の長(以下「審査庁」		
規定による審査の申立てがされ		
十条第一項又は第四十条の二の		
給付金の支給に関する法律第四	下「審理員」という。)	
犯罪被害財産等による被害回復	第九条第一項の規定により指名された者(以	第十一条第二項
言な者できる。	言さみ者ごうずって	服審査法の規定
売み掛える許可	売み替えってる字可	読み替えられる行政不

権利(被害回復給付金の支給を	権利	第十五条第六項
	条第二項に規定する審査請求録取書	
審査申立書	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一	第十四条
		三十九条
		で及び第五項並びに第
		条第一項から第三項ま
		十六条まで、第三十八
		、第三十三条から第三
		項、第三十二条第三項
		三十条第二項及び第三
		二項、第二十八条、第
審査庁	審理員	第十三条第一項及び第

審査申立書を提出した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該	第二十一条第三項
	匣じ°)	
	。第二十九条第一項及び第五十五条において	
	規定により陳述の内容を録取した書面をいう	
審査申立書	審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の	第二十一条第二項
	を陳述する	
	十九条第二項から第五項までに規定する事項	
審査申立書を提出する	審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第	第二十一条第一項
十条第一項に規定する期間		
給付金の支給に関する法律第四	」という。)	
犯罪被害財産等による被害回復	前二項に規定する期間(以下「審査請求期間	
審査申立書	次条に規定する審査請求書	第十八条第三項

第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
第二十二条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調	審查申立書
	査の請求録取書	
第二十三条(見出しを	審查請求書	審查申立書
含む。)		
第二十三条	第十九条	犯罪被害財産等による被害回復
		給付金の支給に関する法律第四
		十条の三
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第七項	あったとき、又は審理員から第四十条に規定	あった
	する執行停止をすべき旨の意見書が提出され	
	た	
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下

給付金の支給に関する法律第四		
犯罪被害財産等による被害回復	法令の規定により公示された処分	第五十二条第三項
	に限る。)	
参加人	参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等)	第五十一条第四項
当該書類	当該書面若しくは当該書類	
項又は	十二条第一項若しくは第二項若しくは	
第三十二条第一項若しくは第二	第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三	
	定により審理手続が終結するまでの間	
参加人は	参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規	第三十八条第一項
、これを審査請求人に	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ	
	これを参加人及び処分庁等に、参加人	
参加人	審査請求人から反論書の提出があったときは	第三十条第三項

		公示しなければ	当該処分が取り消され、	
			又は変更された旨を	
なければ	れ、又は変更された旨を公告し	、当該処分又は決定が取り消さ	法務省令で定めるところにより	又は同項第二号に掲げる決定

第四 十五条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請 求 に改め、 同 . ( 条 中 「処分等」 の 下 に 「及び第四十条

の二に規定する不作為」 を加え、 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」 に改 いめる。

二項に規定する処分等又は裁決の取消しの訴え」 第四十七条中第四 項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 に改め、 同項を同条第三項とし、 同 条第二項中 「前項に規定する訴え」 同条第一 項の次に次 を 「前 0

項を加える。

2 第四十条の二に規定する不作為に係る第四十二条の二各号に定める裁決の取消しの訴えは、 当該不作

為に係る検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(更生保護法の一部改正)

第八十九条 更生保護法 (平成十九年法律第八十八号) の 一 部を次のように改正する。

目次中「第九十六条」を「第九十六条の二」に改める。

第四条第二項第二号中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成

二十六年法律第六十八号)」に改める。

第七十三条第六項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十二条中「行政不服審査法による」を削る。

第九十三条第二項中 「の正本を審査会に、 副本を」 を「を審査会及び」に改め、 同条第三項中 「第十四

条」を「第十八条」に改める。

第九十四条中 「第三十四条第三項」を「第二十五条第三項」に、 「うえ」を「上」 に改める。

第九十五条中「を受理した日」を「がされた日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正す

べきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)」に改める。

第七章第二節中第九十六条の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法の特例)

第九 十六条の二 この 法 律 の規 定による処分又はその不作為に 0 7 --0) 審 査 請 一球に係る る行 政不 服 審 査 法 第

三十八条第 0 て、 行政 機 関 項 E の保有する個 規 定する提 人情 出 書 報 類等 の保護に関する法律 又 は 同 法第七 + 凣 条第 (平成十五 項に 規定す 年法律第五十八号) る主 張 書面若 第四 しく 十五 は 資 条第 斜 で あ

が 項 記 の規定に 載され、 ょ 又は記 り同法第四 録されたものについての行政不服審査法 章 の規定を適用しないこととされた同法第二条第三項に規定する保有個 の規定 の適用につい ては、 同 法第三十八条 人情 報

第 項 前段中 「又は当該 書 面若しく は当 該 書類 の写 し若しくは当該 電磁的 記 録に 記 記録され · た 事 項 を記れ 載

L た 書 面 の交付を求める」 とある 0 は 「を求め る と 同 項 後段及 び 同法第七 十八条第 項 後 段 中 閲

覧又 は交付」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 閲 覧 と、 同 法第三十八条第二 項 及び 第七 十八八 条第二 項 中 閲 覧をさせ、 又

は るときは、 同 項 0) 規定による交付をしようとするときは、 当該 閲覧」と、 同 条第 項前 段中 若 当 しくは資料の閲覧」 該 閲 「覧又は交付」 とあ とあるのは る 0 は 「又は 「閲覧 資 をさせようとす 料  $\mathcal{O}$ 閲 覧」 لح

「又は当該 主張書 面若しくは当該資料の写 し若 しくは当該電磁的記 録に記録され た事 項 (を記: 載 L た 書

面 の交付を求める」 とある 0) は 「を求める」 とし、 同法第三十八条第四項及び第五 項並びに第七十八条

第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2 第五 十二条第一項、 第四 項又は第五項 の規定による保護観 察所 の長 の処分に うい ての審点 査 請求に つい

ては、行政不服審査法第二章第四節の規定は、適用しない。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十条 刑法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第四十九号) の一部を次のように改正する。

第三条中更生保護法第八十六条第三項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

は第六項」に改める。

第九十六条の二第二項中

「第五十二条第一項、

第四項又は第五項」

を

「第五十二条第一項、

第五項又

第六章 外務省関係

外務公務員法の一部改正)

第九十一条 外務公務員法 (昭 和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の前 の見出しを「 (懲戒処分についての審査請求) 」に改め、 同条第一項中 「き損した」を「

毀損した」に、 「行政不服 審 査法 (昭 和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求」に

改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条第一項中 「不服申立てを受理した」を「審査請求がされた」 に改め、 同条第五項中 「不服申立

て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第二十一条中「除く外」を「除くほか」に、 「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十二条の見出しを「 (審査請求と訴訟との関係)」に改め、 同条中「異議申立て又は」及び「決定

又は」を削る。

第七章 財務省関係

(相続税法の一部改正)

第九十二条 相 続 税法 (昭和二十五年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

附則 第三項ただし書中 「所轄税務署長が」を「所轄税務署長又は国税局長が」に、 「不服申立て」を

再調査の請求」に改める。

(税理士法の一部改正)

第九十三条 税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 平成

一十六年法律第六十八号)」に、 「及び不服申立て」を 「及び審 査請求」 に改める。

「何ら」に改め、 第二十四条の二第一 「前項の」を削り、 項 中 「行政不服審査法の定めるところにより」 同条第三項中 「附記し」を「付記し」に改め、 を削り、 同 条第二項中 同条第四項を次のよ 「なんら」 を

うに改める。

4 第一 項又は第二項の場合において、 国税庁長官は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並び

に第四十六条第二項の規定の適用については、 日本税理士会連合会の上級行政庁とみなす。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 同条第四 ]項中 「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一 項 と読 み替

えるものとする。

第三十五条第三項中 「地方公共団体の長」を「行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若

しくは地方公共団体の長が指名した者」に、 「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条第四項中「不服

申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

当該懲戒処分に係る審査請求について、 行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしよう

とするときも、同様とする。

(連合国財産補償法の一部改正)

第九十四条 連合国財産補償法 (昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項本文」を「行政不

第十八条第二項中「行政不服審査法

服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」に改め、 「以内」を削る。

(関税法の一部改正)

第九十五条 関税法 (昭和二十九年法律第六十一号)の一 部を次のように改正 立する。

第八十九条の見出し及び同条第一 項中「異議申立て」を 「再調査の請求」に改め、 同条第二項を削り、

同条第三項中 「第一項」を「前項」に改め、 同項を同条第二項とする。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

(とん税法の一部改正)

第九十六条 とん税法 (昭和三十二年法律第三十七号) の 一 部を次のように改正する。

第十 条 中 「第八十-九条から第九十一条まで (不服申立て) \_ を 「第八十 九条 (再調査 の請求) 及び第

九十一条(審議会等への諮問)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九十七条 国家公務員共済組 合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

(昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、

同

条第二

一項中

六十日以内に しなけ れ ば ならない」を 「三月を経過したときは、 することができない」に改 め、 同条に次

の一項を加える。

第百三条第一

項 中

「行政不服審査法

4 審 査 会は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第一項、 第三項及び第四 項の規定

の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百六条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審

査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百七条中 「第二十七条」 を 「第三十四条」 に、 「を陳述させ」を 「の陳述を求め」 に改める。

## (国税徴収法の一部改正)

第九 十八 条 玉 税 徴 収 法 (昭 和三十四 年 法 律 第百四十七号) の <u>ー</u> 部を次 のように 改 Ē す うる。 る。

申 立 第百七十一 期間)」 条第一 に、 「異議-項 中 申 「異 立てを」を 議 申立て 「不服申立てを」に改め、 を 「不服申立て こに、 「経過したもの」の下に \_ **(**異 、議申立て 0 期間) 「 及 び を 同 法第 ( 不 服 七

十 五 条第三項又は第四 項 (国税に関する処分についての不服申立て) の規定による審査請 求 を加

当該 各号に掲げ Š を 当 該各号に定める」 に改め、 同 項第 号中 二月」 を 三月」 に改 め、 同 条第二

項中 第 七 + 五. 条第 項第二号口 若 しく は 第 匝 項 **金** 審 的 審 査 請 求  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る審 査 請 求 又 は 同 法 を

削 ることができる り、 **(**異 議 期間を経過し 申 立 7  $\mathcal{O}$ 期 間 たも を  $\mathcal{O}$ 及び 同 法 服 第 申 立 七 + 期 五 間 条第三 に、 項 又は 異 第 議 匹 申 項 立てをす (国 国 税 12 Ź 関 を する 示 処分に 服 申 立 0 7 1 をす て  $\mathcal{O}$ 

不服申立て) の規定による審 査請求」 に改め、 当該 訴えについては」 を削 り、 提起する」 の 下 に

ことができる期間 を経過した もの を加え、 同条第三項中 「異議-申 立て又は前項に 規定する審 査 請 求 を行

う を 同 頃に 規定する不服申立てをする」 に、 異 議 申 立 書 を 「再調査 一の請求 書」に、 「第八十二条

第一 項 (税務署長経由による異議申立て) 」 を 「第八十一条第二項 (再調査 一の請求・ 水書の記れ 載事 項等) に

「第七十七条第五項」を「第七十七条第四項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第九十九条 玉 税 通則法 (昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 「異議 申立て」を 「再調 査 の請求」に、 「第百十三条」を「第百十三条の二」 に改める。

第三十四条の六第三項中「をいう」の下に \_\_\_ 第九十七条の三第一項 (審理関係人による物件  $\mathcal{O}$ 閲覧等

)において同じ」を加える。

第七 十五条第 項中 「当該各号に掲げる」 を 「当該各号に定める」 に改め、 同 項 第一号を削 ij 同 項 第

二号中 |国税| に改め、 局 長が 同号イ中 ľ た処分」 国 を 税局長」 「税務署長、 を 「税務署長、 国税! 局 長又は 国税 税関長が 局長又は税関長」 した処分 に、 (次項に規定する処 異議申立て」 を 分 を除 「再

調 査 一の請求」に改め、 同号を同 項第一号とし、 同項第三号中 「異議申立て」を「審査請求」 に改め、 同号

を同 頭第二号とし、 同 頂第四号を削り、 同 項第五号を同項第三号とし、 同条第二項中 「掲げる行 政 機関  $\mathcal{O}$ 

長」 を 「定める国税局長又は国税庁長官」に改め、 「したものと」の下に 「それぞれ」を加え、 「当該行

政機関 「の長に対して異議申立て」 を 「国税局長がしたものとみなされた処分については当該国税局長に対

異議 項を削 異議 又は ħ する 立. を て に か 「再 声 前 改 申  $\mathcal{O}$ 申 立て 調 不 <u>\f</u> を り、 調 項 め、 服申 てを 査 査 ( 第 一 「第 同 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 条 請 条第三 請 L 立てをし、 第五 求期間 た日 項 号に係る部分に限る。)」 求 次 第 又は 項中 項中  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 翌 日 号 イ 各号の 国 に、 玉 税 第一 「第 文は 税 不 か *\* \ 5 庁 服 「その申立て」を「その請求」に、 項 第 一 項 第 一 第二 長官が 起算 ずれかに該当する場合に 審判 項 所 L 号、 号、 長に て三月を経過 したものとみなされた処分に ( 第 一 に、 第二号イ若しくは第四号又は第二項第一 第二号イ若しくは第四号又は前項第一号」を 対する審 号に係る部分に限 「 異議· し 査 清ポ ても異議 申立て」を は、 のうちその 当該 る。 申 再 <u>\\</u> 「再調 第五 7 調 つ に 査  $\mathcal{O}$ 1 処分に不服 つ 規定 項」 査 ては  $\mathcal{O}$ の請 請 1 を「次項」 に 求 7 玉 脱广 0) ょ 求」に、 に 決定 が る 号 の 長官に ある者 改 再 め、 調 が 規定 に改 な 査 第 「異 対 の選 同 1  $\mathcal{O}$ 請 ときは め、 する 議 項 による異 項 第 一 12 求 申 択 かする 審 立 次 同 に、 |条第| 期間  $\mathcal{O}$ 査 号イ 当 各号 議 請 1 ず 該 兀 申 求

正 ても当該 すべきことを求 再 調 査 の請求をした日 医再調査 水められ の請求につい た場合にあつては、 (第八十一条第三項 7 の決定がない 当該 (再調査 、場合 不備を補正した の請求書の記載事 旦 の翌日から起算して三月を経過 ·項等) の規定により不備を補 を加える。

その他再調 (査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

第七十五条第五項を同 条第四 項とし、 同条第六項を同条第五項とする。

第七十六条の見出しを「(適用除外)」に改め、 同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる処分については、前条の規定は、適用しない。

第七十六条第一号中「又は行政不服審査法」を「又は行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

に、 「第八十条第二項」 を 「第八十条第三項」に改め、 同条第二号中 「第四条第一 項第七号」を 「第七

条第一項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この 節 0 規定による処分その他不服申立てについてする処分に係る不作為については、 行政不服審 査

法第三条 (不作為についての 審査請 求 の規定は、 適用しない。

第七十七条第一項中 「第五項 (異議申立て」を 「第四項 (再調査 の請求」に、 「第四項」を「第三項」

に、 「二月以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、 同項

に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七十七条第二項中 「第八十四条第三項 (異議決定 の手 ·続) を 「第八十四条第十項 (決定の 手 続等)

ることができない」に改め、 に、 異 議 決定書」 を 一再 調 同項に次のただし書を加える。 査決定書」 に、 「以内 にしなけ ればならない」 を「を経過したときは、 す

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七十七条第三項を削 り、 同条第四項を同条第三項とし、 同条第五項中「第八十二条第一項 (税務署長

経由による異議申立て) 又は第八十七条第二項 (審査請求書 「の記載事 項) に規定する異議申立書」 を 示

服申立てに係る 再調査 の請求書」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第六項を削 ŋ, 同条 Ď 次に次の一

条を加える。

(標準審理期間)

第七十七条の二 玉 税庁長官、 国税不服審判所長、 国税局長、 税務署長又は税関長は、 不服申立てがその

事 務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべ き標準 -的な期 間

を定めるよう努めるとともに、 これを定めたときは、 その事務所における備付けその他の適当な方法に

より公にしておかなければならない。

第七十八条第 7一項中 「審査: 請求」 の 下 に (第七十五 条第一項第二号及び第二項 (第二号に係る部分に

限る。) (国 税に関する処分についての不服申立て) の規定による審査請求を除く。 第三款 (審査 求

において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八十条第一項中「に対する不服申立て」の下に「(次項に規定する審査請求を除く。)」を加え、

第二章第一節 から第三節まで」 を「第二章及び第三章」に改め、 同条第二項を同条第三項とし、 同条第

項の次に次の一項を加える。

2 第七 十五 **一**条第一 項第二号又は第二項 (第二号に係る部分に限る。) (国税に関する処分につい ての不

服 申立て) の規定による審査 |請求については、この節 (次款及び第三款 (審 査 請求) を除く。) その他

国 税 に関する法律に · 別段 の定めがあるもの を除き、 行政不服審査法の定めるところによる。

第八章第一節第二款の款名を次のように改める。

第二款 再調査の請求

第八十一 条の見出しを (再調 査 一の請求 書の記載事項等)」 に改め、 同条第一項中 「異議申立ては」 を

「再調査の請求は」に改め、同項第一号を次のように改める。

## 一 再調査の請求に係る処分の内容

書 兀 項中 審理庁」に、 あると認めるときは、 類 項とし、 第 提 八 「異 + 出 者 (議申・ の氏 条 同条第二 <u>\f</u> 第 名、 人 異議申立てが 項 |項中 を 第 住 相当 所及び 再 一号 「異議 0) 調 か 番 期 査 5 国税に関する法律の規定に従つてい 4の請求・ 号の 第四 間を定めて、 申立てがされ」 号まで 記 |載等) 人 に、  $\mathcal{O}$ 規定中 0) その補 を 規 「異 定 再 Ē に 議 耳異 調 違 申立て」 を 一反する場合 議 查 一の詩 申立て」 再 を 調 求がされ」 ない 査 再 を に  $\mathcal{O}$ 請求 は、 調査の もので補正することができるも 一再 に、 書が 相 調 当 請 査 前二 一の請  $\mathcal{O}$ 求 「異議・ 期 間 項又は第百 に改め、 求 審理庁」を を定め、 に改 め、 同 二十 その 項 同 を 再 期 应 条 同 。 で 間 条 第三 条第 調 内 査

に 不 備 を補 正 すべきこと」に 改 め、 同 項を 同 条第三項 とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項を. 加 える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 書 面 ( 以 下 一再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 書」 という。 に は、 同 項に 規 定す る 事 項  $\mathcal{O}$ ほ か、 第 七 + 七 条 第

項ただし書又は第三項ただし書に規定する正当な理由を記載し なければならな 

第八十一条に次の一項を加える。

項又は第三項

(不服申立

期

間

に規定する期間

の経

過

後に

再

調

査

の請求をする場合にお

1

て

は、

同

条第

5 第三 項 の場 一合に お 7 て 再 調 査の 請 求 人が 同項の 期間 内に不備を補 正 しないとき、 又は再調 査 一の請い 求が

5 不適 第六 法 項 であ ま つて補 で (決定 正することができないことが明ら の手 続 等) に定い め る審 理手続 を経ない か なときは、 で、 第八十三条第一項 再 調 査 審 理 庁 は、 (決定) 第八 十四四  $\mathcal{O}$ 規定に 条第 項 基 カン

き、

決定で、

当該

再調

査

0

請

一求を却下することができる。

以下 立て 二項」  $\mathcal{O}$ 請 第八十二条の見出しを 求 を 異 を 書」 議 「第七 一再 に 申 改 <u>\f</u> 調 書 め、 査 十五条第二項  $\overline{\mathcal{O}}$ という。 請求」に、 「又は」 玉 (税務署長を経由する再 税 (第一号に係る部分に限 庁 「お を 長 官 いては」 再 を 調 削 査 を り、  $\mathcal{O}$ 請 「お 求 同 調 書 条 1 第三 て、 る。 査 に改  $\mathcal{O}$ \_ 請 項 再調 中 め、 求)」に改め、 に改め、 査 異 同  $\mathcal{O}$ 請 議 条 第二 申 求人は」に、 立 「又は」 項中 期 同条第 間 国税庁」 「異 を 議 「前 項 中 再 申立 を削 条第 調 査 書 「第七 り、  $\mathcal{O}$ 項 を 請 十五条第 求  $\mathcal{O}$ 再 異 書 期 間 調 議 面 査 申

請求」 審理 ときは、 第 宁 八十三条第一項中 に、 を 異 議 「場合には、 「ときは、 審 理 庁 異議 を 「異議 再 「場 調 審 理 査 合には、 申立て」 庁 審理庁」 を を 再 「 場 に改 調 一再 合には、 査 審 め、 調 理庁」 査 同条 一の請 再調 に改 第二 求 査 に、 審 め、 項 理庁」 中 同 「異議 「とき、 条第三項中 に改め、 申立て」 を 同項ただし書中 「異 「場合」に、 を 議 「再調査 申立て」 0 「ときは、 請 を 「異 求 再 議申立人 に、 調 異議 査  $\mathcal{O}$ 

に、

異

議

申

<u>\f</u>

書

を

一再

調

査

 $\mathcal{O}$ 

請

求

書

に、

異

議

申

立て

を

再

調

査

 $\mathcal{O}$ 

請

求

に

改

 $\Diamond$ 

る。

」を「再調査の請求人」に改める

第八十四条第一項を次のように改める。

再 調 査審! 理庁 は、 再調 査 0) 請求: 人又は 参加人 (第百九条第三項 (参加人) に規定する参加人をいう。

以下この款及び次款において同じ。)から申立てがあつた場合には、 当該申立てをした者 (以下この条

に お いて「申立人」という。)に 口頭で再調査 の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなけ

れ ば ならない。 ただし、 当該. 申立人の 所在その他 0 事 情により当該 意見を述べる機会を与えることが困

難であると認められる場合には、この限りでない。

第 八十四 条第六項 中 「異 議 審 理 庁 は、 審 査 清 求をすることができる処分に係る異議申 立てにつ ١ ر て決定

をする場合に は、 異議 決定書に、 当該」 を 再 調 査 審 理庁は、 第七 項 0) 再 調 査 決定書 (再調 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 請 求 に係

る処分の全部を取り消す決定に係るものを除く。)に、 再調査の請求に係る」 に改め、 「できる旨」 の 下

に (却下の決定である場合にあつては、 当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができ

る旨) を加 え、 「これを」を 「これらを」 に改め、 同項を同 条第九項とし、 同 条第五項中 「異 議 申立 7

を 再 調査 の請求」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第三項及び第四項を削り、 同条第二 項中 「異

議 審 理庁」 を 「再調 査 審理庁」に、 「ときは」 を '場合には」に、 「前項の 規定による異議 申 立 人の 意見

 $\mathcal{O}$ 陳述をきか せる」 を 一 口 頭 意見陳 述を聴か \*せる」 に 改 め、 同 項 を同り 条第四 項とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 次に 次 の三 項

を加える。

5  $\Box$ 頭意見陳述において、 再調 ・査審理庁又は前項の職員は、 申立人のする陳述が事件に関係のない 事項

にわ たる場合その他相当でない場合には、 これを制限することができる。

6 再 調 査 一の請 求人又は参加 人は、 証 拠書 類又は一 証 拠 物を提出することができる。 この場合において、 再

調 査 審 理庁 が、 証 拠 書 類 又 は証拠物 を提 出 ロすべ き相 当の 期間、 を定めたときは、 その )期間· 内にこれ を提 出

しなければならない。

7 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に 0 *( (* ての決定は、 主文及び理由を記載し、 再調 査審理庁が記名押印した再調 査 決定書

によりしなければならない。

第八十四条第一項の次に次の二項を加える。

2 前 項本文の規定による意見の陳述 (以下この条において「口頭意見陳述」という。) は、 再調査審理

庁 が期日及び 場所を指定し、 再調査 一の請 求人及び参加人を招集してさせるものとする。

る。

第八十四条に次の三項を加える。

10 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求につい ての決定は、 再調 査 の請 求人 (当該再調 査 の請求が処分の相手方以外の者のした

ŧ  $\mathcal{O}$ である場合における前 条第三 項 0 規定による決定にあつては、 再調 査  $\mathcal{O}$ 請求人及び処分の 相手方)

に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。

11 再 調 査 審 理 庁 は、 再 調 査 決 定書  $\mathcal{O}$ 謄 本 を参 加 人に送付 しなけ れ ば なら うない。

12 再 調 査 審 理 庁 は、 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に 0 1 7 0) 決定をしたときは、 速 Þ カゝ に、 第六項 0 規定 に ょ り 提 出さ

れ た 証 拠 書 類 又は 証 拠 物 をそ  $\mathcal{O}$ 提 出 人に 返 還 L な け れ ば なら な 1

第八十五条  $\mathcal{O}$ 見出 L を **(納** 税地 異 動  $\mathcal{O}$ 場合 に お け る再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 先等) に改 め、 同 条第 項 中 「第

七 十五 条第一 項 第一 号若しくは第二号イ又は第二項第一号」 を 「第七 十五条第 項 第一号イ又は 第二 項

第 号に係る部分に 限る。) \_ に、 「異 議 申立て」 を 一再 調 査 の請求」 に改め、 同 条第二 項中 異 議 申立

て を 再 調 查 一の請 求 に、 異議申立 書 を 一再 調 査  $\mathcal{O}$ 請求 書」 に改 め、 同 条第三 |項中 異 議 争立 書

を 再 調 査 0 請 求 書 に改 め、 同 条第四 項 中 異 議 申 <u>\frac{1}{1}</u> 書 を 一再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 書 に、 異 議 申 立 を

「再調査の請求人」に改める。

て 「再 を 第八十六条の を 調 再 査 再 の請 調 査 調 の 請 査 求」に、 見出 0) 請求」 求 L に、 を 「はじ に、 耳異 **(**)再 め 異議 八議申・ 調査 を 立 申立書及び」 の請求事 「初め」に、 人 を ・件の決定機関の特例) 」 「再 を 調 「行なう」を「する」に改め、 査 再 の請求人」に改め、 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 書及び」に、 に改め、 同条第二項中 同条第一 同条第三項中 「異 議申立 項中 「異 書等」 議 「異 申 異 議 <u>\f</u> 開 立 を \_ て 議 申立 一再 を 7

調

査

 $\mathcal{O}$ 

請

求

書

等

に、

異

議

申

立

人

を

再

調

査

 $\mathcal{O}$ 

請

求人及び参加

人

に改

が る。

三号 る正 再調 第 当な理・ 査 0 八 (特別な場合の 下に 決定書」 + 七 由 条 **一**の を、 第 内容」 に改め、 項 同 『条第五 中 審査請 を加 審 同 求) 項 条第二項中 え、 査  $\mathcal{O}$ 請 規定により異 の規定により異議申立てをしな 同 求 は 項第二号中  $\mathcal{O}$ 「 以 下 」 下 に 、議申立てについ の 下 に 異 議 政 申 令で定めるところにより」 立て 「この款にお 7 を いで審 の決定を経ない 一再 V 調 て 査請求をする場合には 査  $\mathcal{O}$ を加え、 請 求 · で審 を加 に、 査 え、 「第七十 請求をする場合には 異 同項第 議 同 五 決 号に 一条第四 定 号 中 !規定<sup>`</sup> 項第 を 処 す

異議

申立

てをした年月日」

を

「次の各号に掲げる場合に

おい

ては、

当該各号に定める事項」

に改め、

同項

に次の各号を加える。

第 七十 五. |条第四 項第一 号 (国税 に関する処分に つい 7 の不服申 立 て ) の規定により再調 査 0 請 求 に

つい ての決定を経ないで審査請求をする場合 再調 査 0) 請 求を し た年月 日

第七十二 五条第四項第二号の規定により再調査 の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合

同号に規定する正当な理由

第七十七条第一 項 から第三項 くまで (不服: 申立期間) に規定する期間の経過後におい て審 査請求をす

る場合 これらの各項のただし書に規定する正当な理由

第八十七条第四項から第六項までを削る。

第八 十八九 条 O見出し を (処分庁を経 由する審 査 請 求 \_ に 改 め、 同 条第 項中 「異議-申立 \_ て \_ を 一再

調 査 0 請 求 に、 「お いては」 を「お いて、 審査請 求人は」 に改め、 同条第二項中  $\overline{\mathcal{O}}$ 正本」 を削る。

第 八十九条第一 項中 「異議 申立て」 を 「再調 査 の請求」 に、 「異議 申立人」 を 「再調査 の請 求人」 に改

め、 同 条第二 項中 「異議-申立 て を 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に、 「附記し」 を 「付記 に改め、 同 条第三 項 中

に 規定する異議申立て」 を  $\overline{\mathcal{O}}$ 河調査 の請求」 に、 「異 、議申立書等」 を 「再調・ 査  $\mathcal{O}$ 請求書等」 に、 「異

議 申 立 人 を 再 調 査 の請 求 人及び 参加: 人 に、 「異議 申 立 書 は を 一再 調 査 0) 請 求 書は」 に 改 いめる。

第 九 一条第 項 中 異 議 申 <u>\frac{1}{12}</u> を 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に、 異 議 申 <u>寸</u> 書 等 を 一再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 書 等 に

異 議申立人」 を 再 調 査 一の請求・ 人 に改 め、 同 条 第二 一項中 「異議 申立て」 を 「再調査  $\mathcal{O}$ 請 求 に、

異議. 申 立 書等」 を 「再調 査  $\mathcal{O}$ 請 求書等」に、 「異議-申 立 人 を 再 調 査の請求 人及び参加 人 に改 め、 同

項中 「異議申立書等」 を 「再調査 の請求書等」 に、 「異議申立て」 を 「再調・ 査 の請求」 に改 め る。

第九十一条の 見出しを (審査請 求書の補正) \_ に改め、 同 条 第 項 中 審 査 請 求 が 国税 に関する法律

0 規定に 従 いつてい な 1 Ł 0 で補 正することができるも (T) であると認 8 るときは 相 当 (T) 期 間 を定めて、 そ

 $\mathcal{O}$ 補 正 を 審 査 請 求 書が 第 八 十七 条 金審 査 請 求 書  $\mathcal{O}$ 記 載 事 項 等) 又は 第百二十 匹 条 書 類 提 出 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

住 所 及び番目 号  $\mathcal{O}$ 記 載 等)  $\mathcal{O}$ 規定に違 反する場合には、 相当  $\mathcal{O}$ 期間を定め、 その 期 間 内に不 備 を補 正すべ

きこと」に改める。

第九十二条を次のように改める。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第九十二条 前条第 項の場合において、 審査請な 求 人が 同項の期間内に不備を補正 しないときは、 国税不

服 審判所長 は、 次条 か :ら第九 十七条 0 兀 ]まで (担当審判官等 の審理手続) に定め る審問 理手: 続を経 な 1 で

第九 十八 条第一 項 (裁決) の規定に基づき、 裁決で、 当該. 審 査 請 求を却下することができる。

2 審 查請求 が不適法であつて補正することができないことが明らかなときも、 前項と同様とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(審理手続の計画的進行)

第九十二条の二 審査請な 求人、 参加人及び次条第一項に規定する原処分庁 ( 以 下 「審理関係人」 という。

並 がに担め . 当 [審判] 官 は 簡 易 迅速 か つ公正 な審 理  $\mathcal{O}$ 実現 0 ため、 審 理にお 7 て、 相 互に協力するととも

に、 審 理 手 続  $\mathcal{O}$ 計 画 的 な 進 行を図 5 なけ れ ば ならな

第九 十三条第 一項中 が . 前条」 を 「を第九十二条 (審理手続を経ないでする却下裁決) に、 「却下す

べきものであるとき」を「却下する場合」に、 「第七十五条第二項第一号」 を「第七十五条第二 項 第一

号に係る部分に限る。)」に、 「異議申立て」 を 「再調査 の請求」に改め、  $\overline{\mathcal{O}}$ 副 本」を削 り、 同 条第二

項中 「答弁書」 を 「前項の答弁書」に改め、 同条第三項 から第五項までを削 ŋ, 同 条第六項中 「原処分庁

を 国 |税不服 審判所長は、 原処分庁」に、 国税不服審判所長は、 その 副 本 を 「これ」に改め、 審

査 請 求人」 の 下 に 「及び参加 人 を加え、 同項を同条第三項とする。

第 九 + 匹 条中 答弁 書が 提出されたときは」 を削 り、 行行 なわ せる」 を 「行わ せる」 に改め、 同条に

次の一項を加える。

2 玉 .税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、 次に掲げる者以外の者でなければならない。

審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請公 求人の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督人、 補 助人又は補助監督人

七 第百九条第一項(参加人)に規定する利害関係人

第九 十五条 0 見出しを「 (反論書等の提出) に改め、 同条中 「第九十三条第六項」を 「第九十三条第

三項」 に改め、 「送付された答弁書」 の 下 に 「に記載された事項」 を加え、 「反論書又は証 拠書類若

は 証 拠物」 を 「反論を記載した書面 (以下この条及び第九十七条 (T) 四第二項第一号口 (審 理手続  $\mathcal{O}$ (終結)

に お て 反 論 書」 という。)」に、 「その提出をすべき」 を 反論書を提 出すべ き に 改 め、 同 条に

次の二項を加える。

2 参加 人は、 審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面 (以下この条及び第九十七条の 四第二項

第 号ハにおいて 「参加人意見書」という。)を提出することができる。 この場合において、 担当 判

官が、 参加· 人意見書を提出すべき相当の 期間を定めたときは、 その期間内にこれを提出 しなけ ħ ば なら

ない。

3 担 <u>当</u> 審 判官は、 審査請益 求 人から反論 書 の提出があつたときはこれを参加 人及び原処分庁に、 参加 人か

参加 人意 見 書の 提 出があつたときはこれを審査請求人及び原処分庁に、 それぞれ送付しなけ れば、 なら

ない。

5

第九十五条の次に次の一条を加える。

(口頭意見陳述)

第九十五条の二 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、 担当審判官は、 当該申立てをした者

に . П 頭で審査 請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなけ ħ ばならない。

2  $\Box$ 頭 前 意見陳述」 項の規定による意見の という。)に際し、 陳述 (次項及び第九十七 前項の申立てをした者は、 条の 匹 第二項第二号 担当審判官 (審 の許可を得て、 理 手 続の終結) 審査請求に係 に お 7 て

る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができる。

3 第八十四条第一項ただし書、第二項、 第三項及び第五項 (決定の手続等) の規定は、 第一項の П 頭意

見陳述について準用する。 この場合において、 同条第二項中 「再調・ 查審理庁」 とあるのは 垣担 1,当審 判 官

と 一再 調 査  $\mathcal{O}$ 請求人及び参加人」 とあるのは 「全ての審理関係人」と、 同 条第三項中 一再 調 査 審 理

庁」とある 0) は 「担当審判官」 と、 同 条第五 項中 再 調 査審理庁又は前項の職 I 員 とあ る 0) は 垣担 .当審

判官」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 参 加 審判官は、 担当審判官の命を受け、 第二項の許可及び前項において読み替えて準用する第八十四

条第五項の行為をすることができる。

第九十六条を次のように改める。

(証拠書類等の提出)

第九 十六条 審査請求人又は 参加人は、 証拠書類又は 証 拠物を提出することができる。

2 原処分庁 は、 当 該 処分の 理 由となる事 実を証する 書 1類その: 他  $\mathcal{O}$ 物 件を提出することができる。

3 前二 項の場合において、 担 当審 判官が、 証拠書類若しくは証拠物 又は書 類そ (T) 他の物件 を提出すべき

相当の期間を定めたときは、 その期間内にこれを提出しなければならない。

おいて」に改め、 第九十七条第一項中 同項第二号中 「審査請求人の」を 「に対し」 の 下 に 「審理関係人の」に改め、 相当の期間を定めて」 同項第一号中 を加え、 「以下」を「第四項に 同条の次に次の三条

(審理手続の計画的遂行)

を加える。

第九十七条 か 二 担当 審判 官は、 審 査 請求に係る事件について、 審理すべき事 項が多数で あ ŋ 文は 錯綜

てい るなど事件が複雑であることその他の事情により、 迅速かつ公正な審理を行うため、 第九 + 五条 0

二から前条第一項まで(口頭意見陳述等) に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認め る場

合には、 期日及び場所を指定して、 審理関係人を招集し、 あらかじめ、 これらの審理手続の申立てに関

する意見の聴取を行うことができる。

2 担当 審 判 官は、 審理関係 人が 遠 隔 の地 に居り 住 して *(* ) る場合その 他 相当と認め る場合には、 政 令で定め

るところに ょ り、 担 当 審 判 官及び 審 理 関 係 人が 音声 の送受信 により 通話をすることができる方法に ょ

て、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 担 . 当 |審判| 官は、 前二項 の規定による意見の聴取を行つたときは、 遅滞なく、 第九十五条の二か ら前条

第 項までに定め る審理手 続 の期日及び場所並びに第九十七条の四第一項 (審理 手 ,続の終結)  $\mathcal{O}$ 規定 に

よる審 理手 続 の終結 の予定時 期を決定し、 これらを審理関係 人に通知するものとする。 当該 予 定時 期を

変更したときも、同様とする。

(審理関係人による物件の閲覧等)

第九十七条 か 三 審理 関 係 人は、 次条第 項又は第二 項  $\mathcal{O}$ 規定により 審理手続が終結する ま で 0) 間、 担当

審 判官に対 Ļ 第九 十六条第一項若 しくは第二項 (証 拠 書 類等 *(*) 提 出 又は第九十七条第 項 第二号

審 理 のための質問、 検査等) の規定により提出された書類その他 の物件の 閲覧 (電磁的 記 録 に あつては

記 録 され た 事項を財務省令で定めるところにより表示した ものの 閲覧) 又は当該 書類 の写し若しくは

当該 電 磁的 記 録に記録された事項を記 載した書面 の交付を求めることができる。 この場合に おい て、 担

当審判官は、 第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、 その他正当な理由があるときでなけれ

ば、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 担 当審判官は、 前項の規定による閲覧をさせ、 又は同項の規定による交付をしようとするときは、 当

該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、 担当審判官

が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 担当審判官は、 第一項の規定による閲覧について、 日時及び場所を指定することができる。

4 第 項の規定による交付を受ける審査 請求・ 人又は参加 人は、 政令で定めるところにより、 実費の範囲

内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 担 当審判 官は、 経済的 困 難その他特別 0 理由があ ると認めるときは、 政令で定めるところにより、 前

項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(審理手続の終結)

第九十七条の 兀 担当審判官は、 必要な審理を終えたと認めるときは、 審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほ か、 担当審判官は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 審理手続を終結す

ることができる。

次 0 1 カン らホ までに掲げ る規定  $\mathcal{O}$ 相当の 期間 内に、 当該 イか 5 ホ までに定め る物件が ·提出· 「され<sup>、</sup> な

場合にお いて、 更に一 定 0 期間を示して、 当該: 物件 の提出を求めたにもかかわらず、 当該! 提出 期間内

に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第九十三条第一項前段(答弁書の提出等) 答弁書

ロ 第九十五条第一項後段(反論書等の提出) 反論書

ハ 第九十五条第二項後段 参加人意見書

= 第 九 十六条第三項 (証 拠 書 類等 0 提出) 証 拠 書類若 しくは 証 拠物 又 は 書 1類その 他 0) 物 件

ホ 第九· + 七 条第 項第二 号 (審 理 0 ため  $\mathcal{O}$ 質問、 検査等) 帳 簿 書類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物件

第九十五条の二第一項 頭意見陳述) に規定する申立てをした審査請 求 人又は 参 加 人が、 正当な

理由がなく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 担 当 審判官が 前二項の規定により審理手続を終結したときは、 速やかに、 審理関係人に対し、 審理手

続を終結した旨を通知するものとする。

第九十八条第三項中 「前二項の」 を削り、 「場合」 の 下 に 「(第九十二条 (審理手続を経ないでする却

下裁決) の規定により 当該立 審 査請求を却下する場合を除く。)」 を加え、 同項を同 条第四項とし、 同 条第

二項中「ときは」を「場合には」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項中「ときは」を「場合には

に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

審 査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、 国税不服審判所

長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

第百一条を次のように改める。

(裁決の方式等)

第百一 条 裁決 は、 次に掲げる事項を記載し、 国税不服審判所長が記名押印した裁決書によりしなければ

ならない。

一主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

2 第八十四 条第八項 (決定 の手続等) 0) 規定は、 前 項  $\mathcal{O}$ 殺決に つい て準 用 する。

3 裁決 は、 審查請求人 (当該審査請求が処分の相手方以外の者の したものである場合における第九十八

条第三項 (裁決) の規定による裁決にあつては、 審査請求人及び処分の相手方) に裁決書の謄本が送達

された時に、その効力を生ずる。

4 玉 税 完 服 審 判所長 は、 裁決· 書の 謄本を参 加人及び原処分庁 (第七十五条第二項 (第一号に係る部分に

限る。 (国 税に関する処分につい て 0) 不服申立て) に規定する処分に係る審査 請求に あ つて は、 当該

処分に係る税務署長を含む。)に送付しなければならない。

第百二条第二 項中 「ときは」を 「場合には」 に、 あらためて」 を 「改めて」 に改め、 同条第三 項 中

ときは」を 「場合には」 に改め、 同条第四 |項中 「以外の」 の 下 に 「第百九条第一項 (参加人) に規定する

」を加え、「ときは」を「場合には」に改める。

第百三条中 「すみやかに、 第九十五 条 (証 拠書 1類等の 提出) (第百 九条第五項 (参加人につい ての準用

において準用する場合を含む。 を 「速やかに、 第九十六条第一 項又は第二項 (証拠書類等の (提出)

に、 「又は 証 拠 物 を 若 しく は 証 拠 物 又は 書 類 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 物 件 に 改 Ø る。

は 国 第百 税庁長官」 兀 条第 に、 項 中 「ときは」を「場合に 異 議 審 理 庁 又は 玉 税 は」に改め、 不 服 審 判 所 長 「不服申立て」 を 再 調 査 審 の 下 に 理 庁 又 は 「に係る審 国 税 不服 理手 審 判 続 所 長若 を加え しく

予 等 申 て 五条第 を 立 を 再 第百 同 「場合には」に、 文は 調 条第二項中  $\mathcal{O}$ 示 規 査 五. 差押え を 服申 審理庁 条 第 定に、 項第二号若しくは 一再 <u>\frac{1}{2}</u> よる審 \_ て \_ 調 又は の解除等」 項ただし書中 「あわせて」を 査 国 に  $\mathcal{O}$ 査 「きいたうえ」 請 |税庁| 改 請 求を 求 め、 を 第二 長官」に、 人等」に、 同 L 「第四 「差し押えた」 項 た者 条第三 「併せて」に改める。 (第二号に係 を 項 (次項 項  $\hat{O}$ 「聴 い 「異 「ときは、 中 規定により徴収 に 議 を た上」に改め、 異 申立て」 お る部 議 「差し押さえた」に改め、 1 異議. 審 7 理庁」 分に を 申立 再 限る。 調 の猶予若しく 「不服申立て」 人 を 査 同条第六項中  $\mathcal{O}$ を 再 請 調 求 場場 国 人 査 等」 審理庁 一税に関 は 合には、 滞 に改め、 とい 同条第二項中 納 「前二項 処分 又は する処 う。 再  $\mathcal{O}$ 玉 調 同条第四 分に 続  $\mathcal{O}$ [税庁長官] 査 行 規定に 0) 請 に、  $\mathcal{O}$ つい 「異議 停 項中 求 ょ 人又は 止 7 を求 異 審 ŋ に、 0) 「ときは」 徴 理庁」 不 議 第七 めら 収 服 申 異 申立 立  $\mathcal{O}$ 猶 議 + を 7

又は

前

項の

規定により差押えをしないこと若しくはその差押えを解除すること」

に改め、

同

条に次の一

項を加える。

8 第七 十五五 条第一項第二号又は第二項 (第二号に係る部分に限る。 0) 規定による審査請 求に係る審 理

員 (行政不服審査法第十一条第二項 (総代) に規定する審理員をいう。 第百八条第五項 (総代) にお 1

て同じ。) は、 必要があると認める場合には、国税庁長官に対し、 第二項の規定に基づき徴収を猶予し

若しくは滞納処分の続行を停止すること又は第三項の規定に基づき差押えをせず、 若しくはその差押

えを解除することを徴収 の所轄庁に命ずべき旨の意見書を提出することができる。

第百 七条第二 項中 「代理人は」 を 「前項 の代理人は」 に改め、 同条第三項を次のように改める。

3 代理人の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七条第四項を削る。

第百八条第 項中「こえない」を「超えない」に改め、 同条第五項中 「担当審判官」の下に「及び第七

十五条第一項第二号又は第二項 (第二号に係る部分に限る。) (国税に関する処分についての不服申立て

0 規定による審査請 求に係る審理員」 を加え、 同条第六項中 「ときは」を 「場合には」に改め、 同

七項を次のように改める。

7 総代の権限 の行使に関し必要な事項は、 政令で定める。

第百 九条第 項中 「利害関 係 人 の 下 に (不服· 申 <u>\( \frac{1}{\text{L}} \)</u> 人以外の者であつて不服申立てに係る処分の根拠

となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。 次項にお į١ て 同 じ。 )

して を「当該」に改め、同条第三項を次のように改める。

を加え、

「参加人として」を「当該」に改め、

同条第二項中

「ときは」を

「場合には」に、

「参加人と

 $\mathcal{O}$ 不 服 申立 てへの 参加 に つ **,** \ て準 崩 する。

3

第百七条

(代理人)

の規定は、

参加人

(前二項の規定により当該不服申立てに参加する者をいう。

第百 九 条第 应 項 及び 第 五. 項 を 削 る。

第百 十条第二 項中 「第七十 五 一条第一 五 項 (異議決定」 を 「第七十五条第四項 育 調 査の請り 求に っつい て の決

定 に、 「当該各号に掲げる」 を 「当該各号に定める」に改め、 同項第一号及び第二号中 「異議 審 理庁」

を 「再調・ 査審 理庁」 に、 「異議申立て」を 「再調査 一の請 求」に、 異 議決定書」 を 「再調査決定書」 に改

め、 同 項第三号中 「異議申立て」 を 「再調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に改める。

第百 十一条の見出しを (三月後の教示) に改め、 同条第 一項中 「異議審理庁」 を 「再調査審 理庁」

き に、 れた日)  $\mathcal{O}$ 請 を削 求 異 書 り、 議  $\mathcal{O}$ を加え、 記 申 <u>\f</u> 載 一てが」 直ちに」 事 項 等)  $\neg$ を 当該 の 下 に 0) 一再 規 異 定に 調 査 国 議申立てに係る処分が審 より不  $\mathcal{O}$ 請 税 不服 求 が 備 を 審判所長に対して」 補 に改め、 正すべ きことを求 「された日」 査請求をすることができないものである場合を除 を加え、 めた場合に 0) 下に 異議申立 あ ( 第 つ 八十一 て 人 は を 当 条第三項 該 再 不 調 備 査 が 再 0 補 請 調 正 査 求 さ

に改め、

同

条第二

項 中

「附記」

を

「 付

記

に改い

8

る。

じ 申 異議 査 同 め 立て」 条 一請 第百 第 申 求 を が 十二条第 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> され を 項中 て 初 一再 8 を た場 調 前 一項中 「再 一合を除った。 に改め、 項」 査  $\mathcal{O}$ 調 請 を 査 き 求  $\mathcal{O}$ 「第 同 請 第七十五条第四 に を削 項 求 改め、 を同 項 り、 から に改 条第五項とし、 第三 め、 国 「すみやか 税 項まで」 項第二号 不服審 国 税 ·に異: 不 に、 同 判 服 (教示をしなか 条第 所長」 議 審 申 判 「異議· <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 所 の 下 に 項 長 書」 の次に次の三項 申 0) を  $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 書 下 つた場合 「若しくは 「速や に を 若 か 再 に、 の審 L を加 Š 玉 調 は 再 税 査 査 える。 庁 玉 調 請求)  $\mathcal{O}$ 長官」 請 |税庁| 査 求  $\mathcal{O}$ 請 の規定により審 書 長 を加え、 官 求 に、 書 を加 に、 異 っは 議

2

玉

税

に関い

す

る法律に基づく

·処分

(再調

査

 $\mathcal{O}$ 

請

求をすることができる処分に限

る。

次項に

お

V)

7

同

をし

た行

政機関が、

誤

つて再調

査

一の請

求をすることができる旨を教示しなか

つた場合に

お

į,

て、

国税

不服 審判所長 に審査 |請求がされた場合であつて、 審査 請求人から申 立てがあつたときは、 国 税 デ 服 審判

所長 は、 速 Þ か に、 審査 請 求 書を再 調 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 請 求をすべき行 政 機関 に 送付、 L なけ ħ ばならな \ <u>`</u> ただ、

第九十三条第三項 (答弁書 の提出等) の規定により審査請求 人に答弁書を送付した後においては、 この

限りでない。

3 玉 .税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、 誤つて審査請求をすることができる旨を教示しな

カ つた場合におい て、 税務署長、 国税局長又は税関長に対して再調査 の請が 求がされた場合であつて、 再

調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 人から申立てが あつたときは、 当該税務署長、 玉 税 局 長又は税関 長 は、 速や かに、 再調 査

 $\mathcal{O}$ 

請 求 書 [等を] 玉 税 若 服 審 判 所長に送付 しな け ħ ば なら ない

4 前二 項 0) 規 定に ょ 6り審 查 請 求書 |又は| 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 書等 Ò 送付を受けた行政機関又は国税不服審判所長

は、 速やかに、 その旨を不服申立人及び参 加人に通 知しなければならない。

第八章第一節第四款中第百十三条の次に次の一条を加える。

(国税庁長官に対する審査請求書の提出等)

第百十三条の二 第七十五条第一項第二号又は第二項 (第二号に係る部分に限る。) (国税に関する処分

又は 査 に うい 請 居所及び 求 ての不服申立て) 書 0 提 国 <u>出</u> |税通 0) 則法 規 定 の規定による審 0) (昭和三十七年法律第六十六号) 適用に つ 1 て は、 査 請 同 求をする場合における行政不服審 項第 一 号 中 第百二十四条第三項に規定する番号 「及び 住 所又は居所」 査 法第十-とある  $\mathcal{O}$ 九条第二 は (当該) 項 住 審 番 所

号を有しない者にあつては、

その氏名又は名称及び住所又は居所)」とする。

- 2 請 をした税務署長を経 第七 求 書を提 十五条第二項 出 してするも 由 (第二号に係る部分に限る。) してすることもできる。 のとする。 この場合にお の規定による審査 いて、 審査請益 一請求は、 求人は、 当該 当該 審査請求に係る処分 税務署長に審 査
- 3 4 第二 前 項 項  $\mathcal{O}$ 場合に の場合に は、 おけ 同 る審 項  $\mathcal{O}$ 税 査 務署長 請 求 期 は、 間  $\mathcal{O}$ 計算に 直ちに、 つい 審 ては、 査 請 求 同 書を国税庁長官に送付 項 0 税 務署長に審 査 請 しなけ 求書 れば が 提 出され なら な た時

に

審

査請求がされたものとみなす。

5 決をした場合には、 玉 税 庁長官は、 第七· 裁決書 十五条第二項 の謄本を、 (第二号に係る部分に限る。) 審査請求人のほ か、 参加人及び当該審査請求に係る処分をした税 の規定による審査請求に っつい ての裁

務署長に送付しなけ

ればならない。

中 る処分 分にあつては」及び「それぞれ」を削 の決定又は」 に対して」に改め、 きるものを含む。)を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、 「異議 第百十五条第 ( 審· 申立て 査 を 請 求をすることもできるもの 一項中 (国 「その」 税庁長官に対してされたものに限る。) 「決定又は」 「第八十条第二項」 に改 め、 を削 同条第二 り、 り、 項中 を 同 同項ただし書中「一に」 (異議申立てについ 項第三号中 「第八十条第三項」 耳異 議 申立て」 「異議申 又は」 を て に改め、 0 立てについての決定又は」 一再 を を 決定を経た後審査請求をすることが 調 国 「いずれかに」 査 税 審査請求をすることができる処  $\mathcal{O}$ 異 請 不服 求 議申立てをすることができ 審判所長又は に、 に改め、 異 を削 議決定書」 国 同 |税庁 項第 長 一 号 「そ を で

「再調査決定書」に改める。

(所得税法等の一部改正)

第百条 次に掲 げる法律 の規定中 「異議申立て」 を 「再調査の請求」 に改める。

- 一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十九条
- 二 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第十九条
- 三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二十四条

四 地価税法(平成三年法律第六十九号)第十四条

(通関業法の一部改正)

第百一条 通関業法 (昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ22中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成二

十六年法律第六十八号)」に改める。

(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)

第百二条 清 酒製造業等の安定に関する特別措置法 (昭和 四十五年法律第七十七号) の一部を次のように改

正する。

第七 条第五項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削る。

(自動車重量税法の一部改正)

第百三条 自動 車 重 量税法 (昭 和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第 項第二号中 「第七十五条第一項第五号」を「第七十五条第一 項第三号」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一 部改

第百四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

<b>学</b> 1							T	-	¬ ı
第六十三条第一項の表国税通則法の項中「(以下	条第一項	項及び第八十六	第八十五条第一	条第一項	項及び第八十六	第八十五条第一	項第一号	第七十五条第四	
			所得税			所得税		所得税法	の表国税通則法
「特別措置法」と			所得税、復興特別所得税			所得税、復興特別所得税	項(青色申告)	所得税法、特別措置法第二十条第二	の項中 4
いう。)」を削り、 4	_	に改める。				を			

条第一 第八十五条第 項第一号 第七十五条第四 項及び第八十六 項 法 地方法人税 若しくは法人税 同 法 地方法人税、 法人税法 十八条第二項 法人税法若しくは特別措置法第 復興特別法人税 (青色申告) 五 を

第八章 文部科学省関係

条第一項

第八十五条第

地方法人税

地方法人税、

復興特別法人税

に改める。

項及び第八十六

(学校教育法の一部改正)

第百五条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第百三十九条中「がした」を「がする」に改め、 「処分」の下に「又はその不作為」 を加え、 「行政不

服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請求」 に改 いめる。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第百六条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律 (昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次の

ように改正する。

第十五条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第百七 条 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) の一 部を次のように改正する。

第六十条第八項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求

一に改める。

第六十二条第五項中 「及び同法第二十七条第一項」を削り、 同条第八項中「行政不服審査法による不服

申立て」を「審査請求」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第百八条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) *の* 部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

条の により 法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。 若しくは異議 決又は決定を除く。)は、」を「は、 げる処分若しくはその不作為又は第二号に」に改め、 ある場合にあつては、 同じ。)」を、 第百五十六条の見出し中「不服申立て」を 規定により不備を補 当該審 申 査 「求めて、」の下に 立人 請求を却下する場合を除き、 審査庁とする。 を削 正すべきことを命じた場合にあつては り、 「参加 「審理員 次項及び次条において同じ。) 行政不服審査法 人 0 下に 当該」に、 「審 (同法第十一条第二項に 「 (同 査請求」に改め、同条第一項中「次に」を「第一号に掲 「又は異議申立て」を削り、 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四 法第十三条第 「を受理した日」 当該 不備 应 が」を加え、 規定する審理員をい が 頃に を 都道府県又は市の教育委員 が 補 規定する参加 「がされた日 正され 同条第二項中 「又は決定 、た 日) V. 人をいう。 (同 審 に 法第二十三 (却下の裁 改 条の 査庁 「前項の 規定 会で 以下 (同

意見の聴取を行う者は、

当該」

を「審

理員は、

前項の」に、

「審査請

求人又は異議申立人及び参加人」

を

「全ての審理関係人 (行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、 審査 庁が都道府県又は市

の教育委員会である場合にあつては、 審査請 求 人及び参加人とする。)」 に改め、 同条に次 の 一 項を加え

る。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取については、 同条第二項から第五項まで (同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の規定を準用する。

第百五十七条中

「又は異議申立人」

を削

ŋ,

「当該意見の聴取を行う者」

を

「審理員」

に改める。

第百五十八条中「若しくは異議申立人」を削る。

第百 五十九条の見出 . し 中 「又は決定」を削 り、 同条第一項中 「又は異議申立て」及び「又は決定」 を削

り、同条第二項中「又は異議申立て」を削る。

第百六十条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法」に改め、 及

び異議申立て」を削る。

第百六十一条を次のように改める。

## 第百六十一条 削除

第百八十四条第二項中 「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」 に改める。

(宗教法人法の一部改正)

第百九条 宗教法人法 (昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第七項を削る。

第八十条の二の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「又は異議申立て」及び し「又は

決定」を削る。

第八十七条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「又は異議申立て」及び 「又は決

定」を削る。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第百十条 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「その他の不服申立て」を削る。

第三十六条第一項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条第二項中

「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、 することができない」 に改め、 同 条に

次の一項を加える。

3 共済審査会は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第一項、 第三項及び第四項の

規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第百十一 条 地方教育行政の組 織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五 十五条第 九項中 第三項及び第四項」 を「及び第三項から第七項まで」 に改める。

(著作権法の一部改正)

第百十二条 著作 -権法 (昭和四十五年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

第七十三条の見出し中 「異議申立て」を 「審査請求」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第百十三条 私立学校振興助 成法 (昭和 五 十年法律第六十一号) の 一 部を次のように改正する。

第十二条 の 二 第七 項 中 行行 改不服 審 査法 (昭和三十七年 法律第百六十号) による不服申立て」 を 「 審 査

請求」に改める。

(技術士法の一部改正)

第百十四条 技術 士法 (昭和五十八年法律第二十五号) の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請 求 に改め、 同 . 条 中 行行 改不服? 派審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」 を削 り、 同条に後段として次の ように ·加 える。

この 場合におい て、 文部 科学大臣 は、 行政 不服 審 査 法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条 第

項及び第三 項、 第四 十六条第一 項 及び 第二 項、 第四 十七七 条並 びに 2第四十-九条第三 一項のに 規 定  $\mathcal{O}$ 適用 に 0

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正)

第百十五 条 プ 口 グラ Ĺ の著作物に係る登録の特例に関する法律 (昭和六十一年法律第六十五号)の一部を

次のように改正する。

第二十三条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、文化庁長官は、 行政不服審查法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二

項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につい

ては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正)

第百十六条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) の一部を次のように

改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第九章 厚生労働省関係

(健康保険法の一部改正)

第百十七条 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) の一部を次のように改正する。

第百 八十九条第二項中 「六十日」を「二月」に、 「みなして、 社会保険審査会に対して再審査 請求をす

る」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削る。

第百九十一条中 「審査請求及び」の下に「第百八十九条第一項の」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三

十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節 (第十八条及び第十九条を除く。) 及び第五節」を 「行政

不服 派審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章 (第二十二条を除く。)及び第四章」に改める。

第百 九十二条の見出しを「 (審査請 求と訴訟との 関係)」 に改め、 同条中 「又は第百九十条」 及び 一再

審 査 請求 又は」 を削 かり、 「社会保険審査会 0 裁決」 を 「社会保険審査 官の 決定」 に改める。

(船員保険法の一部改正)

第百十八条 船 員 保険法 (昭 和 + 四年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第百三十八条第二項中 「六十日」を「二月」に、 「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をす

る」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削る。

四十条中 「審査請求及び」の下に「第百三十八条第一項の」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十

七年法律第百六十号) 第二章第一 節、 第二節 (第十八条及び第十九条を除く。 及び第五節」 を 「行政不

服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章 (第二十二条を除く。) 及び第四 章 に改 Ø

第百 匝 + -条の見出 しを (審査 請 求と 訴 訟との 関係)」 に改 め、 同 条中 又 は 第百三十 九 条 及び

再審査請 求又は」 を削 り、 「社会保険審査会の裁決」 を「社会保険 審 査官の 決定」 に改める。

第百五十二条第一 項中「並 びに同項及び同条第二項の」を「及び」に改め、 同条第三項中 「又は第二項

の再審査請求」 を「の審査請求」に、 「労働保険審査会の裁決」を「労働保険審査官の決定」 に改 める。

(労働関係調整法等の一部改正)

第百 干 ·九 条 次に · 掲げ る法 律  $\mathcal{O}$ 規 定中 行行 政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て

」を「審査請求」に改める。

労働 関 係 調 整法 昭昭 和二十 一年法律第二十五号) 第三十五条の五

二 と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第十四条第八項

三 戦没者等 の妻に対する特別給付金支給法 (昭和三十八年法律第六十一号) 第七条

兀 戦傷病者 特 別援護法 韶 和三十八年法律第百六十八号) 第十五条第五

五 戦没者等  $\bigcirc$ 遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭 和四十年 ·法律第百号) 第九条

六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和 四十一年法律第百九号) 第七

七 戦 段者の 父母等に 対する特別給付金支給法 (昭 和 兀 十二年法律第五十七号) 第九 条

八 心 神 喪失等 の状態で重大な他害行為を行った者 の医 療及び観察等に関する法律 (平成十五年法律第百

十号)第八十四条第五項

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百二十条 労働者災害補償保 険法 (昭 和二十二年法律第五十号)の一 部を次のように改正する。

第三十八条第二項中 「当該 審査請求に係る処分について、 決定を経 ないで、 労働 保険 審 査会にご 対 して再

審 査 「請求をする」 を 「労働 者災害補 償保 険 審. 査 官 が 審 査 請求を棄却 Ċ たものとみなす」 に改 め、 同 条第三

項中「前二項の」を削る。

第三十九条中「同 条第一項又は第二項の」を削り、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)

第二章第一節、 第二節 (第十八条及び第十九条を除く。) 及び第五節の規定を」を 「行政不服審 査法

成二十六年法律第六十八号) 第二章 (第二十二条を除く。) 及び第四 章の規定は、」 に改める。

第四十条中 「再審査請求に対する労働保険審査会の裁決」 を 「審査 請求に対する労働者災害補償保険審

査官の決定」 に改め、 同 条ただし書及び各号を削る。

第 匹 干 条を・ 次の ように改 いめる。

第四十一 条 削 除

(児童 福 祉 法  $\mathcal{O}$ 部改正)

第百二十一 条 児童福祉 法 (昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

て次のように加える。

第十八条の十七中

「行政不服審査法

(昭和三十七年法律第百六十号)による」

を削

り、

同条に後段とし

この 場合に お į١ て、 都道· 府県知事は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

項及び第三 項、 第四· 十六条第一 項及び 第二 項、 第四 十七条並びに 第四十二 九条第三 一項の規 定  $\mathcal{O}$ 適用に

7 ては、 指定 試 験機関 の上級行政庁とみなす。

第十九条の二十第五項中 「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五 十九条の 兀 第二項中 「第一号法定受託 事務」 の 下 に 「(次項及び第五十九条の六において 「第一号

法定受託事務」 という。 を加え、 同項の次に次の一項を加える。

指定都市等の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係

る処分をする権限をその補 助 機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合に お

委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 地方自治法第二百五十

五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、 当該裁決に不服がある者は、 同法第二百五十二条

 $\mathcal{O}$ 十七の四第五項から第七項までの規定の例により、 厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることが

できる。

第五十九条の六中 「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」 を削る。

あ ん摩 マツサージ指 圧師、 は り師、 きゆう師等に関する法律の一 部 改正

第百二十二条 あ ん摩マツサージ指圧師、 はり師、 きゆう師等に関する法律 (昭和二十二年法律第二百十七

号)の一部を次のように改正する。

第三条の二十中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として

次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並 びに第四十九条第三項の規定  $\mathcal{O}$ 適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(食品衛生法の一部改正)

第百二十三条 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」 を 「審査請

求」に改める。

第六十八条中 「除く」 の 下 に \_\_ 次項にお いて同じ」を加え、 「次条」 を 「次項及び次条」 に改 め、

内 閣 総 理 大臣」 の 下 に 次項 ĺZ おお 1 て同じ。 を加え、 同 条に次 0 項を加える。

地 方公共団体の長がこの 法 :律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一 号法定受託 事務

に係る処分をする権限をその 補助機関である職員又はその管理に属する行政機関 の長に委任した場合に

おいて、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 地方自治法第二百

二条の十七 五. 十五条の二 0) 四第五項から第七項までの規定の例により、 第二項の再審 查 請求 の裁決が あつたときは、 当該裁決に不服がある者は、 厚生労働大臣に対して再々審 同法第二百 査 請求をするこ 五.

とができる。

(理容師法の一部改正)

第百二十四条 理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「(試験の結果についての処分を除く。)」を削り、 「若しくは」の下に「その」を加

え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加

える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(医師法等の一部改正)

第百二十五条 次に掲げる法律の規定中 同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項」を「及び同法第

二十四条第三項」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第六項

- 一 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第六項
- $\equiv$ 保健 師 助 産 師 看護 師法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第十五条第四項
- 四 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第八条第七項

(歯科衛生士法の一部改正)

第百二十六条 歯科衛生士法 (昭和二十三年法律第二百四号) の一部を次のように改正する。

第八条の十六中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削 り、 同条に後段として

次のように加える。

この 場合におい て、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三 項、 第四十六条第一 項及び 第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用につ

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第百二十七条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次

のように改正する。

第三十七条第三項中 「処分」 の 下 に 「又はその不作為」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律

第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求」 に改める。

(労働組合法 の一部改正)

第百二十八条 労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二十六の見出しを「(審査請求の制限)

」に改め、同条中「した処分」を「する処分」に

改め、 「含む。)」 の下に「又はその不作為」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号

による不服申立て」 を 「審査請求」 に改める。

精 神保 健 及び精神障害者 福 祉に関する法 律 。 の 一 部改正)

第百二十 九条 精神保健及び精神障害者福 祉 に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次の

ように改正する。

第五十一条の十二第二項中「第一号法定受託事務」の下に「(以下「第一号法定受託事務」という。)

を加え、 同条に次の一項を加える。

3 指定都市 の長が第一 項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る

処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合にお いて

委任を受けた職員又は行 政機関の長がその委任 に基づいてした処分につき、 地方自治法第二 百 五 十 五

条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、 当該裁決に不服がある者は、 同法第二百五十二条の

十七 の四第五項から第七項までの規定の例により、 厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることがで

きる。

第五十一条の十三第一項中 「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」及び「(次項及び第三項にお

いて「第一号法定受託事務」という。)」を削る。

(生活保護法の一部改正)

第百三十条 生活 :保護法 昭 和二十五年法律第百四十四号) の一部を次のように改正する。

第五十三条第五 項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を「審査請

求」に改める。

第六十五条第一項中「あつた」を「された」に、 「五十日以内」 を 「当該審査 請求がされた日 (行政不

服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合に

あつては、 当該不備が補正され 、た 日 ) から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める

期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

- 行政不同 服審查法第四十三条第一 項の規定による諮問をする場合 七十日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

第六十五条第二項中 前 項  $\mathcal{O}$ を 「審査請求をした日 (行政不服審査法第二十三条の規定により不備を

補正すべきことを命じられた場合にあつては、 当該不備を補正 した日。 第一 号にお į١ て同じ。 から次の

各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、 「都道府 県 知 事 が の 下 に 「当該

を加え、同項に次の各号を加える。

当該 審 査 請求をした日 か ら五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受け

た場合 七十日

一 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

第六十六条第一項中 市 町 村長の管理に属 する行政庁が」 を削り、 「基づいて」の下に 「行政庁が」 を

加え、 同条第二 項中 「前条第 項」 の 下 に 「(各号を除く。 \_ を加え、 五十日」 を 「当該審査 請求」

とあるのは 「当該再審査請求」と、 「第二十三条」とあるのは 「第六十六条第一項において読み替えて準

用する同法第二十三条」と、 「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間 内 に

、「、「七十日」を「「七十日以内」に改める。

第八十四条の二第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第百三十一条 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二の二の見出しを 「(審査請求) に改め、 同条中 (試験の結果についての処分を除く。

を削 り、 「又は」 の 下 に 「その」 を加え、 「行政不服審· 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による

を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(狂犬病予防法の一部改正)

第百三十二条 狂犬病予防法 (昭和二十五年法律第二百四十七号)の一 部を次のように改正する。

第二十五条 の <u>-</u> の 見出 しを (不服申立て)」 に改り め、 同条中 「次条」 を 「次項及び次条」 に 改 め、 同

条に次の一項を加える。

2 地 域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理

することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補 助機関である職 員又は

その管理に属する行政機関 の長に委任した場合において、 委任を受けた職員又は行政機関 0 長が っそので 委

任に基づい てした処分につき、 地方自治法第二百五 十五条の二第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 海 審· 査 請求  $\mathcal{O}$ 裁決 が あ つ たとき

は、 当該裁 決に不服 がが あ る者は、 同法第二百五十二条の 十七 の 匹 第五 項から第七 項までの規定  $\mathcal{O}$ 例 によ

り、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(検疫法の一部改正)

第百三十三条 検疫法 (昭和二十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 第一項中 (再審査 請求を含む。 次項及び第三項において同じ。)」 を削 り、 同 条第三項

中 行行 2政不服<sup>2</sup> 審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) に基づき」を削り、 同条第四項及び第五項を削 り、

同条第六項中 「第三項」 を 「前項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条に次 0 項を加える。

5 第三 項 0 審 查請: 求 (隔 離  $\mathcal{O}$ 期間 が三十日 を超えない 者に係るも 0) に . 限 る。 については、 行政不服審

査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章第四節の規定は、 適用しない。

第三十三条の二を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第百三十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二十七年法律第百二十七号) *(*) 部を次のように改正す

る。

目 次中 「不服申立て (第四十条―第四十二条の二) \_ を 「審査請求 (第四十条—第四十二条) に改め

る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求

第四十条の 見 出 I し を (審 查請求期間等)」 に改め、 同条第一項中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に、

· 行政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第四十五条」 を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律

第六十八号) 第十八条第一項本文」に改め、 「以内」 を削り、 同条第二項を次のように改める。

2 行 2政不服 審 査法第十八条第二項の規定は、 前項の対 審査請 求に つい ては、 適用しな 

第四十条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、 「異議申立書又は」及び 「異議申立人又

は」を削る。

第四十一条中「処分」 の下に「又はその不作為」を加え、 「不服申立て」を「審査請求」に、 「決定」

を「裁決」に改める。

第四十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十二条の二及び第五十条第二項を削る。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正)

第百三十五条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次の

ように改正する。

第十七条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第百三十六条 社会保険審査官及び社会保険審査会法 (昭和二十八年法律第二百六号) の一部を次のように

改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条の二」に改める。

め、同条に次の一項を加える。

第三条第一号中

「この条」を

「この項」に改め、

同条第四号中「次条第一項」を「第四条第一項」

に改

2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

審査請公 求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、 若しくは関与す

ることとなる者

一 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請益 求人の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督人、 補助 人又は補 助 完監督人

七 第九条第 一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より通知を受けた保険者以外の 利害関! 係 人

第三条の次に次の一条を加える。

## (標準審理期間)

第三条の二 厚生労働大臣は、 審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要

すべ き標準的 な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、 地方厚生局における備付けそ

の他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第 四 条 の見出 しを ( 審· 査 請 武求期間 に 改 め、 同 条第 項 中 「六十日以内にしなければならない」

を

「三月を経過したときは、することができない」に改める。

第九条第一項中「を受理したときは」を「がされたときは、 第六条又は第七条第二 項本文の規定により

当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第九条の二中 「審査請求人の」を 「審査 請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外

の利害関係人の」 に、 審 査 請求人に」 を 「当該申立てをした者 (以下この条におい て「申立人」という

)に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、 当該申立人の 所在その他 の事 情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認

められる場合には、この限りでない。

第九条の二に次の三項を加える。

2 前 項本文の規定による意見の陳述 (以下この条において「口頭意見陳述」という。) は、 審査官が期

日及び場所を指定し、 審査 請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他 の利害関係

人を招集してさせるものとする。

3  $\Box$ 頭 意見陳述にお いて、 審査官は、 申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相

当でない場合には、これを制限することができる。

4 口 頭意見陳述に際し、 申立人は、 審査官の許可を得て、 審査請求に係る事件に関し、 原処分をした保

険者に対して、質問を発することができる。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(審査請求の手続の計画的進行)

第九条の二 審査請求人及び前条第 項の規定により通知を受けた保険者その他 の利害関係 人並 立びに審立 査

官は、 簡易迅速かつ公正な審理の実現の ため、 審査 請求 の手続において、 相互に協力するとともに、 審

査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

第十条第三項中「六十日」を「二月」に改める。

第十条の二中「審査請求」の下に「の手続」を加える。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(文書その他の物件の提出)

第十条の三 審査 請 求人又は 第九条第一 項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、 証拠と

なるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、 当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することがで

きる。

3 前二項の場合において、 審査官が、 文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、 その

期間内にこれを提出しなければならない。

第十 条第 項 中 「左の各号に」 を 「次に」 に改め、 同項第二号中 「対し」 の下に 相当の 期間を定

めて」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十一条の二 審査官は、 審査 |請求に係る事件について、 審理すべき事項が多数であり又は錯綜している

など事件が複雑であることその他の事情により、 迅速かつ公正な審理を行うため、 第九条の三、 第十条

の三並びに前条第一 項及び第四項に定める審査請求の手続 (以下この条において 「特定審査 請 求手 続

という。) を計画的 に遂行する必要が あると認める場合には 期日 及び場所を指定して、 審査 請求 人 又

は 第九条第 項の 規定により 通知を受けた保険者その 他 の 利 害関係 人を招 集 į あらかじ め、 特定 審 査

請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審 査官は、 審査請 求人又は第九条第一項の規定により 通知を受けた保険者その他の利害関係人が遠隔

 $\mathcal{O}$ 地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、 審査 官及び審 査請

求 人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をするこ

とができる方法によつて、 前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審 査 一官は、 前二 項 の規定に よる意見 の聴取を行 つたときは 遅滞 なく、 特定審 査 請 求 手 <del>,</del>続  $\mathcal{O}$ 期 日

及び

場 所を決定 し、 これ らを審 査 請 求 人 及び 第九 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 通知を受け た保険者そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 利 害関

係人に通知するものとする。

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十一 条の三 審査請求人又は第九条第一項の 規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、 決

定が あ るま で 、 の 間、 審査官に対 Ų 第十条の三第 項若しくは第二 項又は第十一 条第一 項 0 規定により

提 出 された文書そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 閲 覧 (電 磁 的 記 録 (電子 的 方式、 磁気的 方式 そ  $\mathcal{O}$ 他 人の 知 覚 に ょ つて は

認 識 することができな 1 方式 で作 5 れ る 記 録 であ つて、 電子 計 算 機 による情 報 処 理  $\mathcal{O}$ 用 に 供 され るも  $\mathcal{O}$ 

を う。 以下この 項において同 ľ に あ のつて は、 記 録され た事 項 を厚生労働 省令で定めるところに ょ

n 表 示したも 0 0 閲覧) 又は当該文書の写し若しくは当 ]該電 磁 的 記 録に記録され た事項を記 載 L た書 面

 $\mathcal{O}$ 交付を求 めることができる。 この場合にお いて、 審査 官は、 第三者の利益 を害するおそ れが あ ると認

8 その 他 正当な理 一由が あるときでなければ、 その 閲覧又は交付を拒 むことができない。

2 審 査官は、 前項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による閲覧をさせ、 又は同る . 項の 規定による交付をしようとするときは、 当該閲

覧又は交付に係る文書その他 !の物件の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、 審査官が、 その

必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審 査官は、 第一項の規定による閲覧について、 日時及び場所を指定することができる。

項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外

 $\mathcal{O}$ 利害関係 人は、 政令で定めるところにより、 実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めな

ければならない。

5

審

査

一官は、

経済的困難そ

 $\mathcal{O}$ 

他特別

の理由

があると認めるときは、

政令で定めるところにより、

前項の

4

第一

手数料を減額し、又は免除することができる。

第十三条中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加える。

第十四条第 項中「文書をもつて行い、且つ、 理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「、こ

れ に署名押印 しなければ」を「記名押印した決定書によりしなければ」に改め、 同項に次の各号を加える。

## 主文

二 事案の概要

三 審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

四理由

第十七条の二の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、 同条中「基づいて審査官がした処分」を「基

づく処分又はその不作為」に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を

「審査請求」に改める。

第二十九条中 「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、 同条に次の一項を加える。

2 委員長及び委員は、 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様と

する。

第三十二条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「二月を経過したときは、することができ

ない」に改め、 同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、すること

ができない」に改める。

第三十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、第四十四条において読み替えて準用する第六

条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第三十四条に次の二項を加える。

3 再 審· 査 請 求 、又は審・ 査 請 求 ^ の参加は、 代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、 各自、 第一項の規定により当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、 当

該 再審査請 求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、 再審査請求 文は

審査請求への参加の取下げは、 特別の委任を受けた場合に限り、 することができる。

第三十九条に次の三項を加える。

4 第 項のに 規定による意見 の陳述 (以下この条において 「意見陳述」という。) は、 審査会が全ての当

事者を招集してさせるものとする。

5 意見陳述において、 審査 長は、 当事者若しくはその代理人又は第三十条第一項若しくは第二 項の 規定

により指名された者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、

を制限することができる。

6 意見陳述に際し、 当事者 (原処分をした保険者を除く。) 及びその代理人は、 審査長の許可を得て、

再審査請求 又は審査請求に係る事件に関し、 原処分をした保険者に対して、 質問を発することができる。

第四 十条第一項中 「左の各号に」 を 「次に」 に改め、 同項第二号中 「対し」 の 下 に  $\vec{\phantom{a}}$ 相当の 期間、 を定

めて」を加える。

第四十一条第二項中 「利害関係人」を「当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された

者」に改め、同条に次の一項を加える。

3

第十一条の三第一

項後段及び第三項の規定は、

前項の規定による閲覧について準用する。

この場合に

おいて、これらの規定中 「審査官」 とあるのは、 審査会」 と読み替えるものとする。

第四 十三条中 「文書をもつて行い、 且つ、 理由を附 を 「次に掲げ る事項を記載し」 に、 これに

署名押印 しなけれ ば を 記 名押印 L た裁決書によりしなければ」 に、 署名押印する」 を 記 名押 印 す

る」に、 「附記して署名押印しなければ」 を 「付記して記名押印しなければ」に改め、 同条に次の各号を

加える。

主文

二 事案の概要

三 当事者及び第三十条第一 項又は第二項の規定により指名された者の主張の要旨

## 四理由

審査 るの に、 る規定中同表 第四 請求 は に、「、第十二条、第十二条の二、 「規定中」を「規定(第十条の二、 十 「再審査請求又は審査請求」と、 ·四条中 人 とあるのは の中欄に掲げる字句は、 「第五条の二、 「再審査請求 第六条、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」に改め、 人又は審査請求人」と」 」に、「、第十二条、 第十三条」を「、第十条の三、第十一条の二から第十三条まで」 第十五条第三項及び第十七条の二を除く。)中「審査請求」とあ 第七条」を「第三条の二、 を 第十二条の二、第十五条及び第十七条中「 「読 第五条の二から第七条まで、 み替えるほか、 次の表 同条に次の 0 上 表を加え 欄 第九条の に掲げ

第三条の二	厚生労働大臣	審查会
	地方厚生局	厚生労働省
第五条の二第二	審查請求人	再審査請求人又は審査請求人
項及び第七条第		
二項		

る。

条の三		
及び第四十四条において準用する第十		
五項において準用する第十一条第四項	項及び第四項	項
第三十九条、第四十条第一項、同条第	第九条の三、第十条の三並びに前条第一	第十一条の二第
		見出し
特定再審查請求等手続	特定審查請求手続	第十一条の二の
の規定により指名された者		
)又は第三十条第一項若しくは第二項	り通知を受けた保険者以外の利害関係人	項
当事者(原処分をした保険者を除く。	審査請求人又は第九条第一項の規定によ	第十条の三第一
再審査請求若しくは審査請求	審査請求	
審査会	審査官	第十条の二
の規定により指名された者	通知を受けた保険者その他の利害関係人	
当事者及び第三十条第一項又は第二項	審査請求人及び前条第一項の規定により	第九条の二

	特定審査請求手続	特定再審査請求等手続
	審査請求人又は第九条第一項の規定によ	当事者又は第三十条第一項若しくは第
	り通知を受けた保険者その他の利害関係	二項の規定により指名された者
	人	
第十一条の二第	審査請求人又は第九条第一項の規定によ	当事者又は第三十条第一項若しくは第
二項	り通知を受けた保険者その他の利害関係	二項の規定により指名された者
	人	
	審査請求人又は同項の規定により通知を	当事者又は同条第一項若しくは第二項
	受けた保険者その他の利害関係人	の規定により指名された者
第十一条の二第	特定審查請求手続	特定再審查請求等手続
三項	審査請求人及び第九条第一項の規定によ	当事者及び第三十条第一項又は第二項
	り通知を受けた保険者その他の利害関係	の規定により指名された者
	人	

見出し 第十一条の三の	審査請求人等	当事者等
第十一条の三第	審査請求人又は第九条第一項の規定によ	当事者又は第三十条第一項若しくは第
一項	り通知を受けた保険者その他の利害関係	二項の規定により指名された者
	人	
	第十条の三第一項若しくは第二項又は第	第四十条第一項又は第四十四条におい
	十一条第一項	て準用する第十条の三第一項若しくは
		第二項
第十一条の三第	審査請求人又は第九条第一項の規定によ	当事者(原処分をした保険者を除く。
四項	り通知を受けた保険者以外の利害関係人	
第十二条、第十	審查請求人	再審査請求人又は審査請求人
二条の二第一項		
及び第十五条第		
•		

第十七条 審査請求人	保険者	第十五条第四項 第九条第一	当該審査官	決定書	第十五条第三項一、審查	_ 項 
求人	険者その他の利害関係人	(第一項の規定により通知を受けた	查官	I	1 查官	
再審査請求人又は審査請求人		当事者	審査会	裁決書	、審査会	

第三章中第四十六条の前に次の一条を加える。

第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 年以下の懲役又は五十万円

以下の罰金に処する。

(厚生年金保険法の一部改正)

第百三十七条 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第九十条第三項中「六十日」を「二月」に、 「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」

を「みなす」に改め、同条第四項中「及び前項」を削る。

七 行政不服審查法 年法律第百六十号) 第九十一条の二中 (平成二十六年法律第六十八号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、 審 第二章第一節、 査請求及び」 第二節 の 下 に 「 第 (第十八条及び第十九条を除く。) 九十条第一 項の」 を加え、 「行政不服審 及び第五節 査法 の規定を」を (昭 和三十

及び 第九十一条の三の見出しを「 「再審 査 請求又は」 を削 ŋ (審査請求と訴訟との関係) 社会保険審査会の裁決」 を に改め、 「社会保険審査官の決定」 同条中 「又は第九十一条第一項」 に改める。

に改める。

(歯科技工士法の一部改正)

第百三十 ·八 条 歯科技工 士法 (昭 和三十年法律第百六十八号) の一部を次のように改正する。

第九条の十五の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七

年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第百三十九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法 (昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の二」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

審査請公 求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、 若しくは関与す

ることとなる者

一 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督人、 補助人又は補助監督人

七 利害関 係者 (第十三条第一項に規定する利害関係者をいう。)

第七条の次に次の一条を加える。

## (標準審理期間)

第七条の二 厚生労働大臣は、 審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要

すべ き標準的 な期間を定めるよう努めるとともに、 これを定めたときは、 都道府県労働局における備付

けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第八条第一 項 中 「六十日以内にしなければならな \<u>\</u>\ を 「三月を経過したときは、 することができない

に改める。

第十三条第 一項中「を受理したときは」を「がされたときは、 第十条又は第十一条第二項の規定により

当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第十三条の二中 「審査請求人の」 を 「審査 請求人又は第十三条第 一項の規定により通知を受けた利害関

係者の」 に、 「審査請求人に」 を 「当該申立てをした者 (以下この条において 「申立人」という。)に」

に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、 当該申立人の 所在その他 あ事 情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認

められる場合には、この限りでない。

第十三条の二に次の三項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述 (以下この条において「口頭意見陳述」という。) は、 審査官が期

日及び場所を指定し、 審査 請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者 (第五条の規定によ

り指名された者を除く。)を招集してさせるものとする。

3  $\Box$ 頭 意見陳述にお いて、 審査官は、 申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相

当でない場合には、これを制限することができる。

4 口 頭意見陳述に際し、申立人は、 審査官の許可を得て、 審査請求に係る事件に関し、 原処分をした行

政庁に対して、質問を発することができる。

第十三条の二を第十三条の三とし、 第十三条の次に次の一条を加える。

(審査請求の手続の計画的進行)

第十三条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、 簡易迅速かつ公

正な審理の実現のため、 審 査 請求の手 続において、 相互に協力するとともに、 審査請求 の手続の 計 画的

な進行を図らなければならない。

第十四条の二中「審査請求」の下に「の手続」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(文書その他の物件の提出)

第十四条の三 審査請求 人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者 (原処分をした行政庁を除く

は 証拠となるべき文書その他 の物件を提出することができる。

2 原処分をした行政庁は、 当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することがで

きる。

3 前二 項の場合において、 審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、 その

期間内にこれを提出しなければならない。

第十五条第一 項第二号中「対して」を「対し、 相当の期間を定めて、 に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十六条の二 審査官は 審 査 一請求に係る事 件について、 審理すべき事項が多数であり又は錯綜して いる

など事件が複雑であることその他 の事情により、 迅速か つ公正な審理を行うため、 第十三条の三、 第十

匹 条の三並 びに第十五 条第 項及び第四 項に定める審査請求の手続 (以下この条において 特 定審 査

求 手続」という。 を計 画 的 に遂行する必要があると認める場合には、 期 日 及び 場所を指定して、 審 査

請 求 人又は第十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により 通 知を受けた者を招! 集 Ĺ あらかじめ、 特定審 査 請 求 手 続  $\mathcal{O}$ 申

立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審 査 一官は、 審査 請 求 人又は第十三条第一 項の 規定に より 通知を受けた者が遠隔  $\mathcal{O}$ 地 に居住 l 7 1 る場

合その他相当と認める場合には、 政令で定めるところにより、 審査官及び審 査 請求人又は 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 に

ょ ŋ 通 知を受けた者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、 前項に規定する意見

の聴取を行うことができる。

3 審 査官は、 前二 項の規定による意見の聴取を行つたときは、 遅滞 なく、 特定審 查請求手続  $\mathcal{O}$ 期日及び

場所を決定し、 これらを審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に通知するものと

する。

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十六条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、 決定があるまでの間、 審

第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一

項の規定により提出された文書その

査官に対し、

他 <u>(つ</u> 物件の閲覧 (電磁的 記 録 (電子的方式、 磁気的· 方式その他人の 知覚によつては認識することができ

ない 方式で作られ る記録であつて、 電子 計算機による情 報処理 0 用 に供されるも Ō をいう。 以下この項

12 お いて同じ。 にあ つて は、 記録され た を 事 項を厚生労働省令で定めるところにより表示 L た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 閲

覧) 又は当該 文書の写し若しくは当 該 電 磁 的 記 録 にこ 記録された事項を記: 載 した書 面 の交付 !を求 めること

ができる。この場合において、 審査官は、 第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、 その 他正

当な理由があるときでなければ、 その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審 查 官は、 前項の規定による閲覧をさせ、 又は同項の規定による交付をしようとするときは、 当該閲

覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、 審査官が、 その

必要が、 ないと認めるときは、 この 限りでない。

3

4

第一

審 査 一官は、 第一 項の規定による閲覧について、 日時及び場所を指定することができる。

項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係

者は、 政令で定めるところにより、 実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなけれ ばなら

ない。

5 審査官は、 経済的困難その他特別 の理 由 があると認めるときは、 政令で定めるところにより、 前項の

手数料を減額 Ļ 又は免除することができる。

第十七条の二第三項中 「第六十九条第二項」 の 下 に 「の規定に該当する場合において、 労働者災害補償

保険法第三十八条第一 項又は 雇用保険法第六十九条第一項」を加える。

第十八条中「ときは」の下に 一、 遅滞なく」を加える。

第二十二条の二の見出しを「 (審査請求の制限)」に改め、 同条中「基づいて、 審査官がした処分」を

「基づく処分又はその不作為」 に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て

を 「審査請求」 に改める。

第三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条に次の一項を加える。

3 委員は、 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

第三十八条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「二月を経過したときは、することができ

ない」に改める。

第四十条中「を受理したときは」を「がされたときは、 第五十条において読み替えて準用する第十条又

は第十一条第二項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第四十一条に次の二項を加える。

3 再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前 項の代理人は、 各自、 第一項の規定により当該 再審査請求に参加する者のために、 当該再審查請 求

の参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、 再審査請求への参加の取下げは、 特別の委

任を受けた場合に限り、することができる。

第四十五条に次の三項を加える。

3 第 項の規定による意見の陳述 (以下この条において「意見陳述」という。) は、 審査会が全ての当

事者を招集してさせるものとする。

4 のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、 意見陳述 において、 審査 一長は、 当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者 これを制限することがで

5 意見陳述に際し、 当事者 (原処分をした行政庁を除く。) 及びその代理人は、 審査長の許可を得て、

原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

きる。

再審査請求

に係る事件に関し、

第四十六条第一項第二号中「対して」を 「対し、 相当の 期間を定めて、」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

3 おいて、これらの規定中「審査官」とあるのは、 第十六条の三第一 項後段及び第三項の規定は、 前項の規定による閲覧について準用する。 「審査会」と読み替えるものとする。 この場合に

第四十九条第三項中「第六十九条第二項」の下に 「の規定に該当する場合において、労働者災害補償保

険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項」を加える。

第五十条中 「第九条の二、 第十条、 第十一条、 第十四条、 第十四条の二、 第十七条」を 「第七条の二、

第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七

条まで」に改め、 「これらの規定」の下に「(第二十二条の二を除く。)」を加え、 第十七条中

査請求人」とあるのは「当事者」と、第二十条第四項及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「

第四十条」と、第二十条及び第二十二条中「審査請求人」とあるのは 「再審査請求人」と」を「読み替え

るほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」

に改め、同条に次の表を加える。

名された	通知を受けた	
当事者及び第三十六条の規定により指	審査請求人及び前条第一項の規定により	第十三条の二
		第二項
		項及び第十一条
再審查請求人	審查請求人	第九条の二第二
厚生労働省	都道府県労働局	
審査会	厚生労働大臣	第七条の二

第十四条第四項	審査請求人	再審査請求人
第十四条の三第	審査請求人又は第十三条第一項の規定に	当事者(原処分をした行政庁を除く。
一 項	より通知を受けた者(原処分をした行政	)又は第三十六条の規定により指名さ
	庁を除く。)	れた者
第十六条の二の	特定審査請求手続	特定再審查請求手続
 見 出 し		
第十六条の二第	第十三条の三、第十四条の三並びに第十	第四十五条、第四十六条第一項及び第
 可	五条第一項及び第四項	四項並びに第五十条において準用する
		第十四条の三
	特定審査請求手続	特定再審查請求手続
	審査請求人又は第十三条第一項の規定に	当事者又は第三十六条の規定により指
	より通知を受けた	名された
第十六条の二第	審査請求人又は第十三条第一項の規定に	当事者又は第三十六条の規定により指

は第二項		
て準用する第十四条の三第一項若しく	第十五条第一項	
第四十六条第一項又は第五十条におい	第十四条の三第一項若しくは第二項又は	
名された	より通知を受けた	項
当事者又は第三十六条の規定により指	審査請求人又は第十三条第一項の規定に	第十六条の三第
		見出し
再審査請求人等	審查請求人等	第十六条の三の
より指名された	より通知を受けた	
再審査請求人及び第三十六条の規定に	審査請求人及び第十三条第一項の規定に	三項
特定再審查請求手続	特定審査請求手続	第十六条の二第
た	受けた	
当事者又は同条の規定により指名され	審査請求人又は同項の規定により通知を	
名された	より通知を受けた	二項

再審查請求人	審查請求人	第二十二条
		及び第二十一条
第四十条	第十三条第一項	第二十条第四項
		から第三項まで
再審査請求人	審查請求人	第二十条第一項
当事者	審查請求人	第十七条
		四項
再審査請求人又は第四十条	審査請求人又は第十三条第一項	第十六条の三第

第三章中第五十二条の前に次の一条を加える。

第五十一条の二 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円

以下の罰金に処する。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第百四十条 引揚者給付金等支給法 (昭和三十二年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「不服申立て」を「審査請 求 に改 らめる。

第三 章 の章名を次のように改 らめる。

第三章 審査請 求

第十五条の見出しを「(審査請求期間)」に改め、 同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第

六十八号)第十八条第一項本文」に改め、 「以内」を削り、 同 条第二 項を次のように改める。

第十六条中 「 審 査請. 求 に改める。

「不服申立て」 を

2

行

2政不服

審査法第十八条第二項の規定は、

前 項

の審

査

請求

については、

適用しない。

第二十三条第二項を削 る。

(美容師法の一 部改正

第百四十一条 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「 (審査請求)」に改め、同条中「 (試験の結果についての処分を除く。) 」

削り、 「若しくは」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」

を削り、同条に後段として次のように加える。

この 場合におい て、 厚生労働大臣 は、 行政不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用 につ

いては、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(水道法の一部改正)

第百四十二条 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) の 一 部を次のように改正する。

第四十二条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十八条の三の 見出 L を (審査 請 求 に改 め、 同 条中 試 験の結果についての処分を除く。)

を削 り、 「又は」 の下に「その」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)

を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

## 国 |民健康保険法の| 部改正

第百四十三条 国民健 康保険 法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の一部を次のように改正する。

第九十九条中「六十日」を「三月」に改める。

第百条中「を受理したときは」を「がされたときは、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を 「行政不服審査法」

に改める。

国 民年金法  $\mathcal{O}$ 部改正

第百二条中

第百四 十四四 条 玉 民年 金法 (昭 和三十四年法律第百四十一号) の一部を次のように改正 する。

第百 条第二 項中 「六十日」を「二月」に、 「みなして、 社会保険 審査会に対して )再審· 査 請 求をする」

を「みなす」に改め、 同条第三項中「前二項の」を削り、 同条第五項中 「同項又は第二項の」を削り、

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第二章第一節、第二節 (第十八条及び第十九条を除く。

及び第五節 の規定を」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章(第二十二条を除く

及び第四章の規定は、」 に改める。

第百一条の二の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、 同条中 「規定する処分」の下に「(

被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分 (共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の 程度

審査請求に対する社会保険審査官の決定」に改める。

の診査に関する処分を除く。)に限る。)」を加え、

「再審査請求に対する社会保険審査会の裁決」を「

			第百三十八条の表中			_
			一条の二	第五項並びに第百	ら第三項まで及び	第百一条第一項か
処分に不服がある者	九第一項の規定による徴収金に関する	る第二十三条並びに第百三十七条の十	第百三十七条の二十一において準用す	金に関する処分又は第百三十三条及び	年金若しくは一時金に関する処分、掛	加入員及び会員の資格に関する処分、
						前条第一項

第百一条第 一項 か

加入員及び会員の資格に関する処分、

ら第三項まで及び

年金若しくは一時金に関する処分、

掛

		第			Į		用する第百一条第一 第五日	この条において準
		第百一条の二					五項	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
不服がある者	は年金若しくは一時金に関する処分に	加入員及び会員の資格に関する処分又 前条第一項	処分に不服がある者	九第一項の規定による徴収金に関する	る第二十三条並びに第百三十七条の十	第百三十七条の二十一において準用す	金に関する処分又は第百三十三条及び	

いて準用する第百 第百三十八条にお に改める。

条第一項

(中小企業退職 金共済法の一部改正)

第百四十五条 中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号) の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「二月以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができな

い」に改める。

(じん肺法の一部改正)

第百四十六条 じん肺法 (昭和三十五年法律第三十号) の一部を次のように改正する。

第十八条の前の見出しを「(審査請求)」に改め、 同条第一項中「含む」の下に \_\_\_ 次条第一項及び第

項まで及び第五項 律第百六十号) 二項において同じ」を、 第十五条」 (第三号に係る部分に限る。)」に改める。 「決定」の下に「又はその不作為」 を 「行政不服· 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) を加え、 「行政不服 審査法 第十九条第二項 昭 和三十七年法 か ら第四

二条第四項」を に改め、 第十九条第一 同項 を同条第六項とし、 項中「前条第一項」を「第十三条第二項の決定について」に改め、 「第五十一条第四項」に改め、 同 条第三項中 同項を同条第七項とし、 「前条第一項」を「第一項」 同条第四項中 に改め、 同条第五項中 「前項」を 同項を同条第四 「前二項 「第四十 項

とし、

同

項の次に次の一

項を加える。

5 裁決」と、 これらの 第十三条第三項及び第四 規定中 「事業者」とあるのは 「都道府 項 県労働局長」 0) 規定は、 「審査 とあるのは 請求人」と読み替えるものとする。 第二項の審査 「厚生労働大臣」と、 請求があつた場合に準用する。 前 項 の決定」 この場合に とあるのは おお いて

第十九条第二項中 「前条第一 項」を 「第一項」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 第十三条第二項の決定の不作為についての審査請求の裁決は、 地方じん肺診査医の診断又は審査に基

づいてするものとする。

第十九条に次の一項を加える。

8 行政不服 審 查法第四十三条第一 項の規定は、 前条第一項の審査請求については、 適用 しない。 この場

おいて、 当該審査請求についての同法第四十四 条の規定の適用については、 同条中 「行政 不服 審 查

会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一 項の規定による諮問を要しない場合 (同 項第二号又

は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、 同 項第二号又は第三号

に該当する場合にあっては 同 「項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」 とあ るの は、 「じん肺 法

 $\mathcal{O}$ 地 方じんは 肺 診査医 一の診断 話しくい は 審 査を経たとき」とする。

(昭

和三十五

年法律第三十号)

第十九条第

項の中・

央じ

ん肺診・

査医の

診断若

しくは審査

又は

同

条第一

二項

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第百四十七条 障害者の 雇用 の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように

改正する。

第六十五条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみ

なす。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

医 |薬品、 医療 機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律の一 部改正)

第百四十八条 医 工薬品、 医 療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第

百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同項に後段

として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、機構の上級行政庁とみなす。

第十四条の二 一第六 項中 行行 政 不服 審 査法による」 を削り、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみな

す。

第二十三条の二の七第六項中 「行政不服 審査法による」 を削り、 同項に後段として次のように加える。

この場合におい て、 厚生労働大臣 は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四 十六条第

項及び第二項、 第四十七条並 びに第四 十九条第三項 の規定の適用 に ついては、 機構  $\mathcal{O}$ 上級 行政庁とみな

す。

第二十三条の二十三第五項中 「行政不服審査法による」を削り、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみな

す。

第二十三条の二十七第六項中 「行政不服 審査法による」 を削 り、 同項に後段として次のように加 える。 。

この場合に おいて、 厚生労働大臣は、 行政不服審 査法第二十五条第二項及び第三 項、 第 匹 十六 条第

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみな

す。

第四十三条第四項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」に改める。

第八十条の十第五項中 「行政不服審査法による」を削り、 同項に後段として次のように加える。

この 場合におい て、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第

項及び第二項 並 びに第四 十九九 条第三項の規定の適用については、 機 構 の上級行政庁とみな

(児童扶養手当法の一部改正)

第百四十九条 児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号)の一 部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「(審査請求)」に改め、 同条中 「異議申立て」を 「審査請求」 に改める。

第十八条の 見出し中 「決定又は」を削り、 同条第 項 中 「異議申立て又は」を削り、 「あつたときは、

六十日以内」 を 「されたときは、 当該審査請求がされた日 (行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八

号) 第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 当該不備が補正され えた 日)

か ら次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」 に改め、 「決定又は」 を削っ ŋ

、同項に次の各号を加える。

行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第十八条第二項中 「異議申立人又は」を削り、 「前項の」を「審査請求をした日 (行政不服審査法第二

十三条の規定により 不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、 当該不備 だを補一 正 L た 日。 第 一号

にお ζ) て同じ。 から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、 「決定又

は を削り、 「異議申立て又は」を 「当該」 に改め、 同項に次の各号を加える。

当該審 査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受け

た場合 八十日

一 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十条を削る。

しく 第十九条の二中 は 福 祉事 務所を管理する 「市長若しくは福 町 村長の管理に属する行 祉事務所を管理する町村長がした手当の支給に関する処分又は 政 機関 の長が第三十三条第二項の規定による委任 市 長若

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

基づいてした」を「手当の支給に関する」に改め、

第三章中同条を第二十条とする。

第百五十条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十七条 の見出 しを (審査請求) \_ に改め、 同条中 「異議申立て」 を 「審査 請求」 に改める。

削 第二十九条 あつたときは、 0 見出 L 中 六十 「決定又は」 日以内」を「されたときは、 を削 り、 同条第 一項中 当該審査請 異 議申立て、」 求がされた日 及び 「又は再審 (行政不服審 査 査 請求」 法 平 を

成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 当

該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」 に改

め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

一 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十九条第二項中 「異議 申 立人、 及び 「又は再審査請求人」 を削り、 前 項の」 を 審 査 請 求をし

た日 (行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては 当該

不備を補正した日。 第一号において同じ。) から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に

改め、同項に次の各号を加える。

定める」

に改め、

「決定又は」を削り、

「異議申立て、

審査請求又は再審査請求」を

「当該審査

請求」

に

当該審 査 請求をした日 から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受け

た場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十九条に次の一項を加える。

3 第一 項 (各号を除く。) 及び前項 (各号を除く。) の規定は、 次条第二項に規定する再審査 請求につ

1 て準用する。 この 場合において、これらの規定中 「第二十三条」 とあるのは 「第六十六条第 項 にお

7 て読み替えて準用する同法第二十三条」と、 「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号

に定める期間 内 とあるのは 「六十日以内」 と、 前項中 「補正した日。 第一 号にお いて同じ。 とある

のは「補正した日」と読み替えるものとする。

第三十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、 同条中 「指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給

に関する処分、 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当

八条第二 の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関 項の規定による委任に基づいてした」 を 「手当の支給に関する」 に改め、 同条に次の の長が第三十 項を加え

2 指定 都市 の長が 特別児童扶養手当 の支給に関する処分をする権限をその補助機関であ る職 員 文は そ  $\mathcal{O}$ 

る。

管 理に . 属す んる行政 機関 の長に委任した場合において、 委任を受けた職員又は 行政 機関 0 長が その 委任に

基づいてした処分につき、 地方自治法第二百五十五条の二第二項の 再審查請求 の裁決があつたときは

当該裁決に不服がある者は、 同法第二百五十二条の十七 の四第五項から第七項までの規定の例により、

厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三十二条を次のように改める。

## **弗三十二条** 削除

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第百五十一条 石炭鉱業年金基金法 (昭和四十二年法律第百三十五号) の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「前二項に」を「第一項に」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第百五十二条 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号)の一 部を次のように改正する。

第二条第一 項第一号中 異議申立書」 を削り、 同 <u>.</u>項第一 号の三中 異議申-立て を削る。

第十三条の二中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削 ŋ 同条に後段として

次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の八第一項中 「行政不服審査法による」 を削り、 同条第二 一項中 「前項の」 を削り、 同条第三項

を次のように改める。

3 前 項 の場合にお いて、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十

六条第二項の規定の適用については、 連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の九第三項を次のように改める。

3

第一 項の規定により登録を取り消された者は、 当該処分に不服があるときは、 厚生労働大臣に対して

審査請求をすることができる。この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服 審査法第二十五条第二項

及び第三項並 びに第四十六条第一 項の 規定の適用につい 、ては、 連合会の上級行政庁とみなす。

(労働 保 険 の保 険料の 徴収等に関する法 律 (T) 部 改正

第百五十三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号) の一部を次のよう

12 改正する。

「第四章の二 行政手続法との関係 (第三十六条の二)

目次中

第五 章 不服申立て及び訴訟 (第三十七条・第三十八条)

を

「第五章

行政手続法との関係

(第三十七条・第三十八条)」 に改める。

第五章の章名を削る。

第三十七条を削り、第三十六条の二を第三十七条とする。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四章の二を第五章とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法

律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百五· 十四条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料  $\mathcal{O}$ 徴 収等

に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十五号) の一部を次の

ように改正する。

第十九条第三項中「第三十六条の二から第三十八条まで」を「第三十七条」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第百五十五条 柔道整復師法 (昭和四十五年法律第十九号) の一部を次のように改正する。

第八条の十六の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七

年法律第百六十号)による」 を削り、 同条に後段として次のように 加 える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第百 五 十六条 建 築物 にお ける衛生的 環境 0 確保に関する法律 昭 和四十五年法律第二十号)の一 部を次の

ように改正する。

第十三条の二の見出しを (審査請 求 \_\_ に改め、 同条中 「(試験の結果についての処分を除く。

を削り、 「又は」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」 を

削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(児童手当法の一部改正)

第百五十七条 児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(労働安全衛生法の一部改正)

第百五 十八条 労働安全衛 生法 (昭和四十七 年法律第五十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第百十一条の見出しを「(審査請求) に改め、 同条第一 項 中 型式検定又は 免許試 験 を 「又は型

式検定」に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求」 に改

め、 同条第二項中 「(免許試験の結果についての処分を除く。)」及び「行政不服審査法による」 を削 り

同項に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一 項及び第二項、 第 四 十七条並 びに第四 [十九条第三項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適用 に つ

7 ては、 指 定 試 験 機 関 指 定コ ン サ ル タン  $\vdash$ 試験 機 関 又は指定登 録 機関 の上級行 政庁とみなす。

雇 用保険法 の一部改正

第百五十九条 雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

雇 用保 険審査 一官が審 「請求を棄却したものとみなす」に改め、

査

審査

請

求をする」

を

第六十九条第二項中

「当該・

審査請求に係る処分について、

決定を経ないで、

労働

同

[条第三項

中

前二

保険審査会に対して再

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ を削 り、 同 **|**条第| 匹 項 中 同 項又は第二項の」 を削 ŋ 行行 政不服審查法 (昭 和三十-七 年 法 律 -第百六

十号) 第二章 第 一節、 第二節 (第十 八条及び第 十九条を除く。 及び 第五 節  $\mathcal{O}$ 規定を」 を 行行 政 不 服 審 査

法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章 (第二十二条を除く。 及び第四 章 0 規定は、」 に 改 8 る。

第七 十一条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条中 「再審査 請求に対する労働保険審

査会の裁決」 を 「審査請求に対する雇用保険審査官の決定」に改め、 同条ただし書及び各号を削る。

作業環境測 定法 。 の 一 部改正

第百六十条 作業環境測定法 (昭和五 十年法律第二十八号) の 一 部を次のように改正する。

第四十五条中 「行政不服 派審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」 を削り、 同条に後段として次

のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第百六十一 条 高 齢 者 0 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関 する法律 昭 和五十七年法律第八十号) の <u>ー</u> 部を次のように改正す

る。

第 百 五十四条中 「基づいてした」を「基づく」 に改め、 「処分」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え、

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、支払基金の上級行政庁とみなす。

、健康保険法等の一 部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされ た 同

法第七条の規定による改正前の老人保健法の一部改正)

第百六十二条 健 康保険法等の 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条の 規定に

よりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法 (昭和 五. 十七 年法律

第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中 「基づいてした」を 「基づく」 に改め、 「処分」 の下に「又はその不作為」を加え、 行行

政不服審 査法 (昭 和三十 七 年法律第百六十号) による」 を削り、 同条 に後段として次のように 加える。

この 場合に お į١ て、 厚生労働 大臣 は 行政 不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

項及び第三 項、 第四 十六条第一 項及び 第二 項、 第四十七条並びに 第四十二 九条第三 一項の規 定  $\mathcal{O}$ 適用 につ

いては、基金の上級行政庁とみなす。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第百六十三条 社会福祉士及び介護福 祉 士法 (昭和六十二年法律第三十号) の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 昭昭 和三十七年

法律第百六十号)による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 厚生労働 大臣 は、 行政不服 審 査法 平 成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(臨床工学技士法の一部改正)

第百六十四条 臨床工学技士法 (昭和六十二年法律第六十号) の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出 し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 昭 和三十七年

法律第百六十号)による」 を削 り、 同条に後段として次のように ·加 える。

場合において、 厚生労働大臣 は、 行政不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(義肢装具士法の一部改正)

第百六十五条 義肢装具士法 (昭和六十二年法律第六十一号) の 一 部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七

法律第百六十号) による」 を削り、 同条に後段として次のように加 える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第百六十六条 食鳥処 理 の事業  $\mathcal{O}$ 規制及び食鳥検査 に関する法律 (平成二年法律第七十号) の <u>ー</u> 部を次のよ

うに改正する。

第四 十一条第 一項中 行行 政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査 請

求」に改め、 同条第二項中「又は」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法による」を削り、 同 両項に後

段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定検査機関の上級行政庁とみなす。

第四十一条に次の一項を加える。

4 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第三十八条第一項の規定による処分をする権限をその

補 助 機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、 委任を受け た職員又

は 行 改機関 の長がその委任に基づいてした処分につき、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 号) 第

百百 五十五 条 の二第二項  $\mathcal{O}$ 再審査 請 求 の裁決があ 0 たときは 当該 裁決に不服が ある者は、 同 法 第二百

五十二条 0 + 七 0 兀 第 五. 項 か ら第七項までの 規定 の例 により、 厚生労働大臣に対 んして再 々審 査 一請求をす

ることができる。

第四十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(救急救命士法の一部改正)

第百六十七条 救急救命士法 (平成三年法律第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中 「不服: 申立て」 を 「審査請求」 に改 め、 同 . 条 中 「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号) による」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合におい て、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三 項、 第 匹· 十六条第一 項 及び 第二項、 第四十七条並びに第四十二 九条第三項の 規 定 0) 適用 に

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第百六十八条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) の一部を次のように

改正する。

第十 五条第五 項中 「行政不服審査法 昭昭 和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」 を 「審査請求

一に改める。

第五 十条  $\mathcal{O}$ 見 出 I し を (不服申立て)」 に改め、 同条に次の一項を加える。

2 広 島市又は 長崎市の の長が 前項に規定する交付又は支給に関する処分をする権限をその補助 機関である

職 員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、 委任を受けた職員又は 行政 機関  $\mathcal{O}$ 長

が その委任に基づいてした処分につき、 地方自治法第二百五十五条の二第二項 の再審査 請 求 (T) 裁 決が あ

0 たときは、 当該裁決に不服がある者は、 同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定

0 例により、 厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

厚生 年 金保険 法等の 部を改正する法律及び厚生年金保険 制 度及 び 農林漁業団 体職員共済組合制 度の統

合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第百六十九条 次に掲げる法律の規定中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、 「同条第一号」 を

同 「項第一号」に、「この条」を「この項」に、 「同条第三号」を「同項第三号」 に改める。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第八十二号) 附則第七条第二項

厚生年金保 険 制度及び農林 漁業団体職 員 《共済組 合 制 度の 統 合を図 るための 農 林漁業団体 職員共済組合

法等を廃 止す る等  $\mathcal{O}$ 法 律 平 成十三年法律第百 号) 附則第九条第 二項

(介護保険法の一部改正)

第百七十条 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第百七十四条中「基づいてした」を「基づく」に改め、 「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、支払基金の上級行政庁とみなす。

第百九十二条中「六十日」を「三月」に改める。

第百九十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、 行政不服審査法第二十四条の規定により当

該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

健 .康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた同法第二十六条の規定による改正 前 の介護保険法の一 部改正

第百七十一 条 健 康保険法等  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を

有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百七十四条中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成二十六

年法律第六十八号)」に改める。

第百九十二条中「六十日」を「三月」に改める。

第百九十三条中 「を受理したときは」 を「がされたときは、 行政不服審査法第二十四条の規定により当

該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第百七十二条 精神保健福 祉士法 (平成九年法律第百三十一号) の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四十六条第一項及び 第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(言語聴覚士法の一部改正)

第百七十三条 言語聴覚士法 (平成九年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四· 十六条第一 項及び第二項、 第四 十七条並 びに第四 [十九条第三項の規定  $\mathcal{O}$ 適用に つ

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

、感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第百七十四条 感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号)

の <u>ー</u>

部を次のように改正する。

第二十五条第 二項中 「 再· 審 査請求」 の 下 に 「及び再々審査請求」 を加え、 同条第三項中 「行政不服審 査

法 昭昭 和三十 七 年 法 (律第百六十号) に基づき」 を削 り、 同条第四 項中 「行政不服 審査法に基づき」 を削 n

. 同条に次の一項を加える。

7 第十 九条第三項又 は 第五 項 の規定による入院 の措置 に係る審 査請求については、 行政不服審査法 平

成二十六年法律第六十八号) 第二章第四 節  $\mathcal{O}$ 規定は、 適用しない。

第四十条第七項中 「行政不服審査法による不服申立て」を 「審査 請求」に改める。

第六十五 条 心見出い しを (不服申立て)」 に改め、 同条中 「第一号法定受託 事 務 の 下 に 「(次項及び

次条に において 第一号法定受託事務」 という。 \_ を加え、 同条に次の一 項を加える。

第 号法定受託 事 務 に係る処分をする権限をその 補 の規定によりその 助 機 関 で あ る 職 員 文 処理することとされ は そ の管理 一に属す る行 た を 事 務 政 のうち 機 関  $\mathcal{O}$ 

長に委任した場合において、 委任を受けた職員又は行政 、機関の長がその委任に基づいてした処分につき

地 方自治法第二百五十五条の二第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 再審査請求の裁決があったときは、 当該裁決に不服 が ある者

は、 同法第二百五十二条の十七の 四第五項 から第七項までの規定の例により、 厚生労働大臣に対して再

Þ 審 査請求をすることができる。

第六十五条 の二中 地 方自 治法第二条第九項第一 号に規定する」 を削る。

児 童 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第百七十 五. 条 児 童 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止 等に関す る法 律 (平成十二年 法 (律第八十二号) の <u>-</u> 部を次のように 改 正する。

第十条の五  $\mathcal{O}$ 見出しを \_ (審査請 求 の制 限) に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七 年法律第

百六十号)による不服申立て」 を 「審· 査 請 求 に改める。

独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 一行政法 人医薬品 医療機器総合機構法  $\mathcal{O}$ 部 改正

第百七十六条 独立 ·行政法· 人医薬品医療機器 総合機構法 (平成十四年法律第百九十二号) の 一 部を次のよう

に改正する。

第三十五条第二項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみ

なす。

、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の 部改正

第百七十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律 (平成十七年法律第百二十三

号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を「審査請

求」に改める。

第百一条中「六十日」を「三月」に改める。

第百二条中 「を受理したときは」を「がされたときは、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号

第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

(社会保障協 定 の実施 に伴う厚生年金保険法等の 特例 等に関する法 律 : の 一部: 改正)

第百七十八条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四

号)<br />
の一部を次のように改正する。

目次中 「不服申立てに関する特例等」を「審査請求に関する特例等」に改める。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節 審査請求に関する特例等

第四十七条第二項中 行行 政 不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第十五条第一項及び第二項」 を

行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十九条第二項及び第四項」に改める。

第九章第二節の節名を次のように改める。

第二節 審査請求に関する特例等

第五十一条第二項中 「第十五条第一 項及び第二項」を「第十九条第二項及び第四項」に改める。

第十章第二節の節名を次のように改める。

# 第二節 審査請求に関する特例等

第五 十六条第二項 中 第十 五. 条第 項及び第二項」 を 「第十九条第二項及び第四 項 に改 8

第五十八条第二項中 審 査 請 求の 期間 又は」 を 「審査請求期間 又は」に、 「再審査請 求  $\mathcal{O}$ 期 間 を 一再

審査請求期間」に改める。

厚 生年金保 険 の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一 部改正)

第百七十九条 厚生年金保険 0 保険給付及び保険料の納 付 の特例等に関する法律 (平成十九年法律第百三十

一号)の一部を次のように改正する。

第十 条 中 第九 十 一 条の二及び第九 + 条の三」 を 「及び第九 十一条の二」 に改める。

厚 生 车 金保 険 0 保険 給付 及び 国民年金 0 給付 の支払 0 遅延に係る加算金 の支給に 関する 法 律 .. の 一 部改 正

第百八十条 厚生年金保険 の保険 給付及び国 民年金の給付の支払 の遅延に係る加算金 の支給に関する法律

平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中 「六十日」を「二月」に、 「みなして、 社会保険審査会に対して再審査請求をする」 を

「みなす」に改める。

第十条中 「審査請求及び」の下に 「第八条第一項の」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七 年法 律第

百六十号)第二章第一 節、 第二節 (第十八条及び第十九条を除く。) 及び第五節の 規定を」を 行行 政 不服

審査法 (平成二十六年法律第六十八号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、」に改める。

第十一条の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、同条中「規定する処分」の下に「(保険

給付遅延特別加算金の支給又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分に限る。)」 を加え、 「再審査請

「対する」の下に「社会保険審査官の決定又は」を加える。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一 部改正)

求又は」を削り、

第百八十一条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十九号) 0)

一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一 部改正)

第百八十二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百七

号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

(公的年金制 度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一 部改正)

第百八十三条 公的. 年金制度の健全性及び信 頼 性  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ ための 厚生年金保険法等の 部を改正する法律

平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百二十二条第二項中 第三条第二号」を「、 第三条第一項第二号」に、 「審査会法第三条第二

号」を「同号」に改め、 同条第三項中「及び第三項」を削り、 「並びに附則第六十八条」を「及び附則第

六十八条」に改める。

附則第百四十一条第四項中 第九十一条の二及び第九十一条の三」を「及び第九十一条の二」に改め

同条第六項中「第三項並びに」を削る。

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第百八十四 条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成二十五年法律第八十五号) の一部を次のよ

うに改正する。

第三十八条第五項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、 厚生労働大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用に

いては、機構の上級行政庁とみなす。

(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)

第百八十五条 難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のように

改正する。

第二十五条第六項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請

求」に改める。

## 第十章 農林水産省関係

(農業災害補償法の一部改正)

第百八十六条 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会の組合員は、 保険に関する事項について不服があるときは、 都道府県農業共済保

険審査会に審査を申し立てることができる。

第百四十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会は、 再保険に関する事 ·項について不服があるときは、 農漁業保険審査会に審査を

甲し立てることができる。

(農薬取締法の一部改正)

第百八十七条 農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中 「異議申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、 「申立てを受けた日から二箇

月 を 審 査請求がされた日 (行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三条の規定により

不備 影を補一 正すべきことを命じた場合にあつては、 当該 不備が補 正され 、た 日 ) から二月」に、 「決定」 を

裁決」に改める。

第十四条第五項を削る。

(土地改良法の一部改正)

第

九

条第三項

中

行

政不服

審査法

昭昭

和三十七年法律第百六十号)

中処分につい

7

0

異

議

申立て」

を

第百八十八条 土 地改良法 法 (昭 和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

行 政 不 服 審 査 法 伞 成二十六年法律第六十八号) 中審・ 査 請 求 に、 第四 十 五. 条 並 び に 同法 第四 十八 条で

準 甪 す る同 法 第 十四四 [条第一 項ただし 書、 第二項及び第三項」 を 「第十八条第 項及び: 第二 項 並 び に 第 几 +

三条」 に 改 め、 同 条第 五項中 却 下 の 下 に 「又はこれらの 不作為」 を加え、 行行 了政不服<sup>1</sup> 審 査法に よる不

服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条第 五. 項 中 「行政 **不服** 審 査法による不服申立て」を 「審査請 求」に改める。

第四 1十六条  $\bigcirc$ 見出し中 示 服 申立て」 を 「審査 請 求 に改め、 同 条第 項 中 第六条第 号 を 「第二

条及び第四条第一号」に、 「異議申立て」 を 審査 請 求 に改め、 同 条第二項中 「異議申立て」 を 審 査

請 求 に、 「第四 十五条」 を 「第十八条第一 項本文」 に改め、 「以内」 を削 る。

第四 十 九条第二項及び第五 十二条の 兀 第三 項 中 行行 政 不 服審 査法に よる不 服 申 立て を 「 審 査 清 求 に

改める。

第 八十七条第六項中 「異議申立て」を「審査請求」に、 「第四十五条」を 「第十八条第一項本文」 に改

め、 「以内」 を削り、 同条第十 -項を削 り、 同条第九項中 「行政不服 審査法による不服申立て」 を 審 査

求 に改め、 同 頂を同 条第十項とし、 同 条第八項中 「異議申立て」 を 「審査 請 求 に、 「すべて」 を 「 全

て に、 「決定」 を 裁裁 決 に 改め、 同 項 を同 条第 九 項とし、 同 条第 七 項 中 「前 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る異 議 申立

てを受けた」 を 「第六項 の審 査 請求 がされ た に、 異 議 申立 てに を 審 査 請 求 に に、 「きい て を

聴 いて」に、 「決定 しなけ れば」 を 「裁決しなけ れば」 に改め、 同 項 を同条第八項とし、 同条第六項 0

次に次の一項を加える。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 審 查 請求については、 行政不服審査法第四十三条の規定は、 適用しない。

第八十七条の三第十 ·四項中 「第七 項まで」 を 「第八項まで」 に改める

第八十八条第二項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 審 査 請求」 に改める。

第八十九条の二第四項中 「第八十七条第七 項」を 「第八十七条第八項」 に、 「きい て を 聴 1 て に

同 条第八項」 を 同 条第 九項」 に、 同 . 条 第 九項」 を 同 条第十 ·項 」 に改め る。

第九十条第十一項中 「異議申立て」を「審査請求」に、 「第四十五条」を「第十八条第一項本文」 に改

め、 「以内」を削り、 同条第十二項中 「前項の異議申立てを受けた」を「第十一項の審査請求がされた」

に、 「決定しなければ」 を 「裁決しなければ」 に改め、 同項を同条第十三項とし、 同条第十一項の次に次

の一項を加える。

12 前 項  $\mathcal{O}$ 審 査 請求 については、 行政不服 審査法第四十三条の規定は、 適用 しない。

第 九 十条 の 二 第八 項及び第九 + 条 の二第六項中 「異 議 申立 \_ て を 「審査請 求 に、 「及び第十二項

を「から第十三項まで」に改める。

第九十六条の三第六項中「第七項」を「第八項」に改める。

第 九 十八条第六項中「を受理したとき」を 「がされたとき」に、「を受理した日」を「がされた日 **企**次

項に お いて準 用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあ つて

は、 当該 不備 が補正された日)」 に改め、 同条第七項中 「処分につい ての異議申立て」 を 「再調 査 一の請求

に、 第十四条第一 項本文及び第四十五条」 を 「第十八条第一項本文、 第四十三条及び第五 十四条第

項本文」 に改 め、 同 条第十二項中 「又は第六項」 を 「若しくは第六項」に、 「又は 裁決」 を 「若しく は裁

決又はこれらの不作為」に、 「行政不服 審査法による不服申立て」を 「審査請求」 に改める。

第九十九条第九項中「処分についての異議申立て」を「審査請求」に、 「第四十五条」を「第十八条第

項本文及び第四十三条」に改め、 同条第十三項中「決定」 の下に「又はその不作為」を加え、 「行政不

服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(漁業法の一部改正)

第百八 十九 条 漁 業法 (昭 和二十四年法律第二百六十七号) の一部を次のように改正 する。

第九 + 匹 条中 「すべて」 を 「全て」 に改 め、 同条の表第二十四条第二 項  $\mathcal{O}$ 項 0 次 ĺZ 次 のように 加 える。 ったる。

第二十四条第三項 / ハ

公職選挙法

漁業法第九十四条において準用する公職選

学法

第百三十四条の二の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法の適用の特例)

第百三十四条の三 第三十四条第四 項の規定による制限若しくは条件の付加、 第三十八条第三項の規定に

規定の適用 命令に よる取消 つい し又は第六十七条第十一項 については、 て 0) 審査 請 求に関する行 当該制限若しくは条件の付加、 政不服審査法 (第六十八条第四項にお (平成二十六年法律第六十八号) 取消 いて準用する場合を含む。) し又は命令は、 同項第一号に規定する議を 第四十三条第 の規定による 項  $\mathcal{O}$ 

作為」 第百三十五条の見出しを「 に、 「行政不服審査法 (審査請求の制限)」に改め、同条中「がした処分」を「の処分又はその不 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求」 に改め

経て行われたものとみなす。

第百三十五条の二を削 り、 第百三十五条の三を第百三十五条の二とする。 る。

(肥料取締法の一部改正)

第百九十条 肥料 取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

を 第三十四条の見出しを「 「処分若しくはその不作為、」に改め、 (審査請求)」に改め、同条第二項中 「(第三十一条第二項の規定による販売業者に対する処分を 「農林水産大臣は、」を削り、 「処分、

除く。 を削り、 「又は異議申立てを受けたときは」を 「に対する裁決は、 行政不服審査法 (平成二十

六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該審 査 請求を却下する場合を除 き に改め、 「又は異 議

申立 人 を削 り、 「あ らかじ 8 期日及び場 所を通知して、」 を 同 法第十 条第二 一項に 規定す る審 理 員

が に、 「行わなければ」を 「した後にしなければ」に改め、 同条第三項を次のように改め る。

3 前 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の聴

取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(漁港漁場整備法の一部改正)

第百. 九 + 条 漁 港漁場 整 備 法 (昭 和二十五 年法律第百三十七号)の一 部を次のように改正する。

第 四 十三条 0 見出 L を (審査請 求 に改 め、 同 条第二項中 「処分」 0) 下 に 「又はそ の 不 -作為」 を加

え、 「又は異 議 申立て」及び 「又は決定」 を削 り、 同 条第三項中 「若しくは異議申立 人 を削 る。

(植物防疫法の一部改正)

第百九十二条 植 物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第 一項中 「植物防疫官の」 を削り、 「行政不服審査法 (昭和三十七 年法 律第 百六十号) によ

る不服申立て」 を 「 審 査請求」 に改め、 同条第二項中 「六十日」を 「三月」に、 「申し立て、 再検査の結

果に不服があるときは、 その取消しの訴えを提起する」 を 「申し立てる」 に改め、 同条第三項を次のよう

に 改 8 る。

3 前 項に規定する検査又は再検査の結果については、 審査請求をすることができない。

漁 船法の一 部改正

第四十八条の見出しを

(審査請

求

」に改め、

同条第一

項 中

「農林水産大臣又は都道府県知事

は、」

第百九十三条 漁船法 (昭和二十五年法律第百七十八号) の一部を次のように改正する。

を削 かり、 「処分」の下に 「又はその不作為」 を加え、 異 議 申立てに対する決定をしようとするときは、

あら か じ め、 異議申 立人 を 「 審· 査 請 求に対する裁決 は、 行政 不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号

第二十四条  $\mathcal{O}$ 規定により当該 審查 請 求を却下する場合を除っ き、 審 査 請求人」 に、 「期日」 及び場 派を通, 知

を 同 法第十一条第二項に規定する審理員が」に改め、 「聴取を」の下に「した後に」を加え、

異議. 申立人は」 を 「審査請求人は」に改め、 同条第三項中「処分又は」の下に「その」を加え、 「行政不

服 審 査法による」 を削り、 同項に後段として次のように加える。

この 場合におい て、 農林水産大臣又は都道府県知事 は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項

第四十六条第一 項及び第二項、 第四· 十七条並びに第四十九条第三 項の 規定の適用については、 指定認

定機関又は指定検認機関の上級行政庁とみなす。

第四十八条第三項を同条第四項とし、 同条第二項中「処分」の下に「又はその不作為」 を加え、 「行政

不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、 同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の聴

取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第百九十四 条 家畜改良 増 殖 法 (昭和二十五年法律第二百九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを 「(審査請求の制限)」 に改め、 同条中 「掲げる処分」の下に「又はその不

作為」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請求」に

改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第百九 十五条 農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第十 条 中 「すべて」を「全て」に、 「因る」を「よる」に、 「次表」 を 次 0 表の」 に、 同 表 を

同 表 の」に改め、 同条の表第二十四条第二項の項の次に次のように加える。

第二十四条第三項 公職選挙法

農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公

職選挙法

(農産物検査法及び持続的養殖生産確保法の一部改正)

第百九 十六条 次に掲げる法律の 規定中 「 行 政不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立

て」を「審査請求」に改める。

農産 物検 査 法 (昭 和二十六 年法律第百四十四号) 第三十五条第五 項

持続的第 養 殖 生産確保法 (平成十一年法律第五十一号) 第八条第三 項

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第百九十七条 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) の一部を次のように改正する。

第五十二条の三の見出しを (審査請求 の制限) に改め、 同条中 「行政不服審査法 昭 和三十七年法

律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(森林法の一部改正)

第百九十八条 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の十一 の五第一項及び第十条の十一の六第三項中「異議申立て」を「審査請求」に、 「決定」を

「裁決」に改める。

第十条の十一 の七第三項中 「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百九十条第一項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請

求 に改め、 同条第二項中 「行政不服審査法第十八条」を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六 十八

第二十二条」に、 「処分庁」を 「処分をした行政庁」 に、 「異議申立て」 を 「再調査 の請求」に改め

同条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第百九十九条 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の三」を「第三十五条の二」に改める。

第三十五条を削り、 第三十五条の二を第三十五条とし、 第三十五条の三を第三十五条の二とする。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二百条 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第百三十八条の二十二の見出しを「(審査の申立て)」に改め、同条第一項を次のように改める。

組 合又は中央会は、 政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があると

きは、 農漁業保険審査会に対し、 審査を申し立てることができる。

(農地法の一部改正)

第二百一条 農地 法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) の一部を次のように改正する。

第五 十三条第一項中 「についての異議申立て」を削 り、 同条第三項中 行行 政不服 派審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条第四項中 「行政不服審査法第十八条」

を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁

」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五十四条を次のように改める。

#### 第五十四条 削除

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第二百二条 飼料 の安全性 の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次

のように改正する。

第六十二条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、 同条中「した」を「行う」に改め、 「処分」 の 下

に 「又はその不作為」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」 を削 ŋ 同 条

に後段として次のように加える。

この場合に . お į١ て、 農林 水産大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条 第

二項及び第三 項、 第四十六条第一 項及び第二 項、 第四十七条並びに第四十九条第三 一項の規定 定  $\mathcal{O}$ 適用 に

いては、センターの上級行政庁とみなす。

第六十三条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条第一項中「基づく処分」の下に 又

はその不作為」 を加え、 「又は異議申立て」 及び 「又は決定 (却下の裁決又は決定を除く。) を削り り、

「当該処分に係る者」を 「行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、

削 審 査 請 求 同 人 条第三 に改め、 項 中 「 第 一 Ę 項 を の 下 に 前 項 同 に、 法第十一 「当該. 条第二項に規定する審理員 処分に係る者」 を 審 査請求 が 人 を加え、 に改 め、 同 条第二 同 項 一項を を同

条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一 項に規定する審査 請 求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取については、 同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(農業機械化促進法の一部改正)

第二百三条 農業 機 械 化促 進 法 (昭和二十八年法律第二百五十二号)の 部を次のように改正する。

求がされた」 十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 第十三条 に、 0 「決定」を「裁決」に、 に、 見 出 L 「異議· を 申 審 立ての日」 査 請求  $\mathcal{O}$ 「異議申立人」 (処理) を「審査 請 に改 求がされた日 を め、 「審査請求人」 同 条第一項中 **行** 政 に改め、 不服審 「異議申立てが 査 同条第二項中 法 平 当該不備 成二十六年 あつた」 が 「農 を 補正 林 法 「 審 立された 水産. 律 第 査 大 六 請

臣は、

前項の決定をする場合には、

異議申立人」を

「前項

の裁決は、

行政不服

審査法第二十四

条の

規定に

より

同

関の審査

査請求を却下する場合を除き、

審査請求人」

に、

「あらかじめ、

期日及び場所を通知して」

を 同 法 第十一条第二項に規定する審理員 が」に、 「行わ なければ」 を 「した後に しなけ れ ば に、 異

議 申 <u>i</u> 人又はそ の代理・ 人 を 「 審 査 請 求 人 に改り め、 同 条に次 の 一 項 くを加える る。

3 第 項に規定する審査請 求については、 行政不服 審查法第三十一 条の が規定は対 適用せず、 前項の意見の

聴 取 については、 同条第二項から第五項までの規定を準用する。

日本中央競 馬会法 の 一 部改正)

第十四条第四号中

「異議申立て」

を

「審査請求」に、

「決定」を

「裁決」

に改める。

第二百四条 日 本 中 -央競 **馮会法** (昭和二十九年法律第二百五号) の 一 部を次のように改正する。

第二十条第三号中 行行 政不 服 審 査 法 (昭 和三十七年法律第百六十号) による異議申立て」 を 「審査請 求

に、 「決定」 を 「裁決」 に改 らめる。

(家畜取引法 .. つ 部改正)

第二百五条 家畜取引法 (昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 の見出し中 「異議申立て」 を 「審査請求」に改め、 同条第一項中 「都道 足府県知 事 は、 を削

り、 「処分」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え、 「異議申立てを受理したときは、 異議申立 人 を 審 査

請求に対する裁決は、 行政不服 派審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四 条の規定により当該 審 査

請 求を却下する場合を除 き、 審査請与 求 人 に改め、 上、 の 下 に 同同 法第十一条第二項に 規定する審 理

員 「が」を加え、 「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、 同 条第二項を削り、 同 条第三 |項中

第一 項」を 前 項」に、 「異議申立人」を 「審査請求人」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一

項を加える。

3 第 項に規定す る審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百六条 厚生 年 金保証 険 制 度及び農 林 漁業 寸 体 職員共済組 合制 度の統 合を図るため の農林漁業団 体 職 員 共

済組合法等を廃 止する等の法 律附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ る同

法 第一 条の規定による廃 止前 の農林漁業団体職員共済組合法 (昭和三十三年法律第九十九号) *の* 部を次

のように改正する。

第六十六条第一項中 「行政不服審査法 韶 和三十七年法律第百六十号) による」 を削り、 同条第二 一項中

定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 五. 「六十日以内にしなけ 項中 「を受けた日」 を ればならない」を「三月を経過したときは、 「がされた日 (行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 当該不備が補正された日)」に改め、 することができない」 に改 第二十三条 め、 同条に次 同 条第 0 規

7 審 査会は、 行政不服審査法第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、 同条第一 項 第

二号に掲げる機関とみなす。

の一項を加える。

(入会林野等に係る権利関係 の近代化の助長に関する法律の 部 改正)

第二百七条 入会林野等に係る 権 利 関係 の近 代化の 助長に関する法律 (昭和四十一年法律第百二十六号) (T)

部を次のように改正 立する。

行政不服審査法 第七 条第四項中 (平成二十六年法律第六十八号)中審査請求」に、 「行政不服 審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 「第四十五条、 中処分についての異議申立て」を「

同法第四十七条第三項

並 びに 同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、 第二項及び第三項、 同法第三十七

条 並 び に同法第四十条第六項」 を「第十五条、 第十八条第一項及び第二項、 第四十三条、 第四十五条第三

項 並 びに第四十六条」に改め、 同条第五項中 「第四十七条第一項」 を 「第四十五条第一項」 に、

を 「裁決」 に、 「同法による不服申立て」 を 「 審 査 請 求 に改める。

第十条第三項中「却下」 の下に「又はその不作為」を加え、 「行政不服審査法による不服申立て」を

審査請求」に改める。

第十一条第 項中「すべて」を「全て」に、 「第四十七条第一項」 を 「第四十五条第一項」に、 「決定

を 「裁決」 に、 「ととのつた」を 「調つた」 に、 「ととのい」 を 「調い」 に改め、 同条第四 項中 「行政

不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第二百八条 農業 振 興 地 域の整 備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) の一部を次のように改正す

る。

に お 第 十 一 V) て準用する行政不服 条第六項中「を受理したとき」を「がされたとき」に、 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三条の規定により不備 「を受理した日」を「がされた日 を補 ( 次 項 正

べきことを命じた場合にあつては、 当該不備が補正された日)」に改め、 同条第七項中 「行政不服審査法

韶 和三十七年法律第百六十号) 中異議申立て」を 「行政 不服審査法 中再調査 の請求」に、 「第十四条第

項 本文及び 第四十五 条」 を 「第十八条第一 項本文、 第四十三条及び 第五十四 兀 条第 項本文」 に 改  $\Diamond$ 同

条第九項中 「又は第六項」を 「若しくは第六項」に、 「又は裁決」を 「若しくは裁決又はこれらの不 作為

に、 行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、 「不服申立てに」を 「審査請求に」 に改

める。

(種苗法の一部改正)

第二百九条 種苗 法 (平成十年法律第八十三号) の 一 部を次のように改正する。

第  $\dot{+}$ 匝 条第 四 項中 行行 政不 服 審 査 法 (昭 和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立て」 を 「審査請

求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五十一条の見出 し中 「異議申立て」を「審査請求」 に改め、 同条第一項を次のように改める。

밆 種登録 に . つ い ての審査請求については、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条

の規定は、適用しない。

第五十一条第二項中 「行政不服審査法に基づく異議申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第三項中 「農

林水産大臣」 を 「行政不服 審 査法第十 条第二 項に規定する審 理 員 に、 異 議 申立 て を 審 査 請 求

に 改 8 る。

独 <u>T</u> 行 政法 人農業者年金基金法の一 部改正)

第二百十条

独立 行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第百二十七号) の一部を次のように改正する。

「六十日 以内 にしなけ ればなら ない」 を 「三月を経 過 したときは、 することができない」 に改 め、 同 条に

次  $\mathcal{O}$ 項 を加 え へる。

第五

十二条第

一項中

行行

政

不服.

審査

法

(昭

和三十七

年法律第百六十号)

による」

を削り、

同

条第二

項

中

6 審 査 会 は 行政 不 服 審査 法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九 条第 項、 第三項及び第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

 $\mathcal{O}$ 適 用に つい ては、 同 条第一 項第二号に掲げ る機関とみなす。

旧 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法 乙人緑資 源 機 構 法 の 一 部 改正

第二百十一 条 独 <u>T</u> 一行政 法 人森林総合研究所法 平 -成十一年法律第百九十八号) 附則第七条第三項及び第九

項 の規定 により なおその 効力を有するものとされ る独立行 政法 人緑資 源 機 構 法を廃っ 止 立する法 平

成二十年法律第八号) による廃 止 前 の独立行 政法人緑資源機構法 平 成十四年法律第百三十号) 0 部を

次のように改正する。

第 + 五. 条第: 六 項 及び 第十八条第二項中 第十条第五項並びに第八十七条第十項」 を 「並びに第十

五項」に改める。

第十九条第四項中「、 第四十八条第四項」を「並びに第四十八条第四項」に改め、 「並びに第八十七条

第十項」 を削 り、 「第十一条第一項第七号イ又は」を 「同号イ又は」 に改める。

第二十一条第三項中

「行政不服審査法

(昭

和三十七年法律第百六十号)

による異議申立て」

を

「審査請

五.

項中

求 に改め、 同 条第四 項中 「異 議申立て」 を 審 査 請 求 に、 行行 . 政不服: 審 査法第四 十五条」 を 行行 政不

服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第 一項本文」 に改 め、 以以 内 を削 り、 同 条第

異 議 申立てが かっ た を 「審査請 求がされた」に、 「決定」 を「裁決」 に改める。

第十一章 経済産業省関係

(鉱山保安法の一部改正)

第二百十二条 鉱 Щ 保安法 (昭 和二十四年法律第七十号) の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「処分」 の 下 に 「又はその不作為

を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求」 に改め

る。

(工業標準化法の一部改正)

第二百十三条 工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) の一部を次のように改正する。

第六十九条の五中「又は」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)

による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合におい て、 主務大臣は、 行政不同 服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項

及び第三項、 第四 十六条第一 項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構 の 上

級行政庁とみなす。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二百十四条 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七章の二の章名を次のように改める。

#### 第七章 · --審査 請 求

を加え、

「異議申立て又は」

を削り、

「を受理したときは、

異議申立人又は」を

「に対する裁決は、

行

第五 十六条  $\mathcal{O}$ 見出、 L を削 り、 同 条第 項中 「主務大臣 は、 を削 り、 「処分」 の 下 に 「又はその不作

政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該審査 請求を却下する場合を除

に改め、 上、 の 下 に 「同法第十一条第二項に規定する審 理員が」 を加え、 「行わなければ」 を

申立人又は」  $\overline{\mathbb{U}}$ た後にしなければ」 を削 ij 同 に改め、 項を同条第二項とし、 同条第二項を削り、 同項  $\mathcal{O}$ 同 次に次の一 条第三項中 項 加 第一項」 元える。 を 前 項」に改め、 「異議

を

3 第 項に 規 定す る審査は 請 求について は、 行 政 不 服 審 查法第三十一 条の 規定 は適用せず、 同 項の意見

0

聴 取 に つい て は、 同 条第二 項 から 第 五. 項 まで  $\mathcal{O}$ 規定、 を準 用する。

十七条から第六十四条までを次のように改める。

第五 十七条か ら第六十四条ま で 削除

第五

火 薬類取締 法 の 一 部改 正

第二百十五条 火薬類 放取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号) の一部を次のように改正する。

第五 十四条の二中 (試験 の結果についての処分を除く。)」及び 「行政不服審査法 昭 和三十七年法

律第百六十号) による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定

試験機関の上級行政庁とみなす。

第五 十五条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中「による処分」 の下に「又

はその不作為」 を加え、 「又は異議申立て」 を削り、 「又は決定は、 その 処分に係る者」を 「は、 行政不

服 審 査 法 第二十 应 条の 規定により当該審 査 請求を却下する場合を除き、 審査請 求人」 に改め、  $\mathcal{O}$ 

下に 「同法第十一条第二項に規定す る審理員が」 を加え、 同条第二項を削り、 同条第三項中 「 第 項 を

「前項」に、 「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一 項を

加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十六条の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法による不服申立

て」を「審査請求」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第二百十六条 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第百 五十九条第六項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」 を 「審査

請求」に改める。

第二百八条中 「行政不服審査法による」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合におい て、 主務大臣は、 行政不服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第二項

及び第三項、 第四十六条第一 項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 協会の上

級行政庁とみなす。

(鉱業法の一部改正)

第二百十七条 鉱業法 (昭 和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求等」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

### 第七章 審査請求等

第百二十六条 不の前の 見出しを 「 (意見の聴取) 」 に改め、 同条中「についての審査請求又は異議申立て

を 「又はその不作為についての審査請求」に、 「これ」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十

八号) 第二十四条の規定により当該審査請求」に、 「審査請 求又は異議申立てを受理した日」 を 「当該・

査 請 求 がされ た 日 (同 法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 当該一 不

備 が 補 正され た 日 ) 」 に改め、 「以内に、」 の 下 に 審 理員 (同法第十一条第二項に規定する審理員をい

う。第百二十八条において同じ。)による」を加える。

第百二十七条 第一 項 中 「又は異議 申 立人 を削 り、 同 条に次の一 項を加える。

3 前条に規定する審 査請求については、 行政不服審査法第三十一 条  $\mathcal{O}$ 規定 は 適 用 せず、 前条の意見の聴

取 については、 同法第三十一 条第三項から第五項までの規定を準 用する。

第百二十八条中 「又は異議申立人」 を削 り、 「経済産業大臣」を 「審理員」 に改める。

第百二十九条中「又は異議申立人」を削る。

第百三十条中 「行政 不服 審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第三十四条」 を 「行政不服 審査 **弘**第二

十五条」 に改 め、 又は 同 法第四十八 条に お いて準 用する同法第三十四条  $\mathcal{O}$ 規定により 兾 議 申 立て に係

る処分の執行停止をしたとき」及び 「又は異 (議申立人) を削り、 「第三十五条 (同法第四十八条にお

準用する場合を含む。)」を「第二十六条」に改める。

第百三十一条の見出し及び同条第一項中「又は決定」 を削り、 同条第二項中 「又は決定書」

を削る。

第百三十四条の見出 し中 「不服申立て」 を 「 審 査 請 求 に改め、 同 条第一 項中 「行政不服 審 査法による

不服 申立て」 を 「 審 査 請 求 に 改め、 同 条第二項中 「第十八条」を「第二十二条」 に、 「処分庁」 を 処

分をした行政庁」 に、 「異議 申 立て を 「再調」 査 一の請 求 に改め、 同条第三項中 「又は異議申立て」 を削

る。

第百三十五条を次のように改める。

第百三十五条 削除

(採石法の一部改正)

第二百十八条 採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号) の 一 部を次のように改正する。

第三十四条 の 五 0 見出 し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第 一項中 「による処分」 0) 下に

、又はその不作 .; 為 \_ を加 え、 「又は異 議申 立て を削 り、 「又は 決定 (却下 の裁決又は決定を除く。 は

その処分に係る者」を「は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条 Ď 規定により

審査請求を却下する場合を除き、 審査請求人」に改め、 上、 の 下 に 「同法第十一条第二 項に規定

を 審 查請: 求人」 に改め、 同項を同 条第二項とし、 同条に次の一 項 を加える。

する審

[理員が]

を加え、

同条第二項を削り、

同条第三項中

「第一項」

を

「前項」に、

「その処分に係

る者

3 第 項に 規定す うる審査な 請 求 につ ١ ر ては、 行政不同 服 審 査法第三十 条の 規定は済 適 用 だせず、 同 項 の意見の

聴 取 じこ つ ١ ر て は、 同条第二 項 カコ ?ら第 五項 分まで  $\mathcal{O}$ 規定 を準 用する。

八条中 「を除く。)」 の 下 に 「又はその不作 .: 為 \_ を加え、 同法第百三十五条 の規定は、 これ

らの 処分の取消 しの訴えに」を削り、 「又は異議申立人」 とあるのは  $\Box$ を 「審査請求人」 とあるのは

審査請求人」に、「又は異議申立人及び」を「及び」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第二百十九条 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) の一部を次のように改正する。

第七十七条中 行行 政 不服 審 査法 ( 試 (昭 験 和三十七年法律第百六十号) の結果についての処分を除く。)」 による」 を削り、 を削 り、 「不作為」 同条に後段として次 を 「その不作為」 のように に 改 加え  $\dot{\aleph}$ 

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第 る。

項及び第三項、 指定試験機関、 指定容器 第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 検査機関 容器検査 所の登録を受けた者、 指定特定設備検査 機関又は指定設 協会

備認定機関の上級行政庁とみなす。

に その 審査法第二十 第七 同 不作為」 法第十一条第二項に規定する審理員が」 十八条 を加え、 匝 O見出 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、 L 中 「又は 示 異議申立て」 服申立て」 を を削り 「審査請 を加え、 り、 求 又は決定は、 同条第二項を削り、 に改め、 同条第 その 審査請求人」 処分に係る者」を 項中 同条第三項中 「除く。 に改め、 第一 「は、 上、 の下に 項」 行 政 「又は を の 下 不服

える。

前項」

に、

「その処分に係る者」を

「審査請求人」に改め、

同項を同条第二項とし、

同条に次の一項を加

3 第 項に規定する審査 請求については、 行政不服: 審査法第三十一 条の 規定は適用せず、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 意見  $\mathcal{O}$ 

聴 取 に つい 7 は、 同条第二 項 から 第 五項 ま で 0) 規定 を準 用する。

第七十八条の二の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」に改め、 同条中 「行政不服審査法による不服

申立て」を 「審査請求」 に改める。

(航空機製造事業法の一 部改正)

第二十条の

見

出

L

中

耳異

議申立て」

を

「審査請

求

に改め、

同条第

項中

「経済産業大臣

は、

を

削

り

第二百二十条 航空機製造事業法 (昭和二十七年法律第二百三十七号) の一部を次のように改正する。

「処分」の下に 「又はその不作為」 を加え、 「異議申立てを受理し たときは、 異議申立 人 を 「 審 査 請

求 に対する裁決は、 行 ;政不服: 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十 ・四条の 規定により 当 該 審 査 請

求を却下する場合を除き、 審査請求人」 に改め、「上、」 の下に「同法第十一条第二項に規定する審 理員

が を加え、 「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、 同条第二項を削り、 同条 第三項中 「第

項」 を「前項」に、 「異議申立人」 を「審査請求人」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一項

を加える。

3 第 項に規定す ,る審査は 請求については、 行政不服審査法第三十一 条の 規定は適用せず、 同 項の意見  $\mathcal{O}$ 

聴 取 に つい 7 は、 同 条第二 項 から第 五項 までの規定を準用する。

、輸出入取引法の一 部改正)

第三十九条の見出し中

「行為」を

「行為等」

に改め、

同条中

「がその事務の処理として行つた」を「の

第二百二十一条 輸出入取引法 (昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

その事 務 の処理としての」 に改め、 「行為」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え、 「行政不服審 査法 昭 和

三十七年法律第百六十号)による」 を削 り、 同 条に後段として次のように加 える。

この 場合に おい て、 経 済 産 業大臣 は 行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条 第

二項及び第三 項、 第四 十六条第一 項及び第二項並びに第四十九条第三項の 規定の対 適用につい ては、 輸出

組合の上級行政庁とみなす。

第三十九条 の 二 の 見出し中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条第一項中 「による処分」 の 下 に

「又はその不作為」 を加え、 「が規制命令に係る事務の処理として行つた」 を 「の規制命令に係る事 務

処理としての」 に改め、 「行為」 の下に「又はその不作為」 を加え、 「異議申立て又は」 を削り、 「決定

加え、 又は 下する場合を除 裁決は、 同 条第二 その処分に係る者」 き、 項を削 審 ŋ 査 請 同条第三 求 人 に改 を 項中「第一 「裁決は、 め、 上 上 項」を 行政不服審査法第二十四 0) 下に 「前項」に、 同 法第 + 「その処分に係る者」 条第二項に 条の規定により当該審査 規定する を Ś 審理 「審査請 員 請求を却 が 求 人 を

」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 聴 取につい 第 項に規定する審査請求については、 て は、 同 条第二項から第五項までの規定を準用する。 行政不服: 審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見の

第三十九条の三を削る。

(商工会議所法の一部改正)

第二百二十二条 商 工 会 議 所法 (昭和二十八年 法律第百四十三号) 0) 部を次のように 改正する。

はその不作為」 第八十三条の を加え、 見出し中 「不服申立て」を 「又は異議申立て」 「審査請求」 を削り、 「又は決定は、 に改め、 同条第一項中 これ」 を「は、 「による処分」 行政不服 の 下 に 審 査法 又 平

請求人」

に改め、

上 、

\_

の下に「同法第十一

条第二項に規定する審理員が」

を加え、

同条第二

|項中

「そ

成二十六年法律第六十八号)

第二十四条の規定により当該審査請求」

に、

「その処分に係る者」

を

「審査

 $\mathcal{O}$ 処分に係る者及び 利害関係者」 を 審 査 請 求 人及び利害関係 人 に 改 め、 同 条に次の一 項を加え える。

3 第 項に 規 定す る審・ 査 請 求に 0 1 て は、 行 政 不 服 審査 法第三十 条の 規 定は 適 用 せ ず、 同 項 0) 意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(武器等製造法の一部改正)

第二百二十三条 武器等製造法 (昭和二十八年法律第百四十五号)の一 部を次のように改正する。

第三十条の見 出し中 「 異 議 申立て」 を 審 查請: 求 に改 め、 同 条 第 一項中 「による処分」 の 下 に 「又は

その 不 -作為」 を加え、 異 議 申 立て を 審 査 請 求 に、 「決定は、 その 処分に係る者」 を 「裁 決 は 行

政 不 服 審 査法 伞 成二十六年 法 :律第六十八号) 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定によ り当 該 審 査 請求を却下する場 の合を除

き、 審 査 請 求 人 に改め、 一 上 \_\_ の 下 に 「同法第十 <del>--</del> 条第二項に規定する審理員 が を加 え、 同 条 第二

項を削 ŋ 同 条第三 一項中 第一 項」 を 「前項」 に、 「その処分に係る者」を 「審査請求 人 に改め、 同 項

を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第 項に規定す る審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見  $\mathcal{O}$ 

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

## ガ る事 業法 $\mathcal{O}$ 部改正)

第二百二十 ·四 条 ガ ス 事 業法 (昭 和二十九年法律第五十一号) の一部 を次のように改 正する。

第四十二条第五 項第二号中 「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第四十九条の二中「 (試験 の結果についての処分を除く。)」及び「行政不服審査法 (昭和三十七 年法

律第百六十号) による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この

場合におい て、 経済 産業大臣は、 行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二十五条第

項及び第三 項、 第四· 十六条第一 項及び 第二 項並 びに第四十九条第三項の規定 の適用 に つい 7 は、 機構

又は 指 定試 験 機 関  $\mathcal{O}$ 上 級 行 政 分庁とみ んなす。

第五 十条 O見 出 し中 「不服 申立て」 を「審 査 請 求 に 改め、 同条第一項中 「による処分」 の 下 12 又 は

その不作為」 を加え、 「又は 異議申立て」 を削り、 「又は決定は、 その処分に係る者」を 「は、 行政 不服

審 查法第二十四 条の規定により当該審 査請求を却下する場合を除き、 審査請求人」に改め、 上、 0 下

に 同 法第十一 条第二項に規定する審 理員が」 を加え、 同条第二項を削り、 同 条第三項中 第一 項」 を

前項」 に、 「その処分に係る者」 を 「審査請求人」 に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一 項を加

3 第 項に 規定する審査請 求に つい ては、 行政不服審査法第三十一 条の 規定は 適 用 せず、 同項 の意見の

聴 取については、 同条第二項から第五項 までの規定を準用する。

(工業用水法の一部改正)

第二十七条の

見出し中

「異議申立て」

を

「審査請求」

に改め、

同

条第一項中

「による処分」

の 下 に

又

第二百二十五条 工業用水法 (昭和三十一 年法律第百四十六号) の一部を次のように改正する。

はその不作為」 を加え、 「異議· 申立て」 を 「審· 査請 求 に、 「決定は、 その処分に係る者」 を 裁 決 は、

行 政 不 服 審 査 法 平 成二十六年 法律第六十八号) 第二十四 条 0) 規定に より当該 審 査 請 求を却下す る場場 合を

除 き、 審 査 請 求 人 に改め、 「 上、 」 の 下 に 「同法第十一 条第二項に 規定す る審理員 が を加 え、 同 条 第

二項を削 り、 同 1条第三 項中「第一項」を「前項」に、 「その処分に係る者」 を「審査請求人」 に改 め、 同

項を同条第二項とし、 同条に次の一項を加える。

3 第 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取につい て は、 同条第二 項 から第五項までの規定を準用する。

## (工業用水道事業法の一部改正)

第二百二十六条 工業 用 水道 事 業法 (昭和三十三年法律第八十四号) の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中 異 議申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中 「による処分」 の下に「又

はその不作為」を加え、 「異議申立て」を「審査請求」に、 「決定は、その処分に係る者」を「裁 淡決は、

行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該 審査請求を却下する場 合を

除き、 審査請求人」に改め、 「上、」の下に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、 同 条第

二項を削 り、 同 条第三項中 第一 項」 を 「前 項」に、 「その処分に係る者」 を 審 直 査 請 求・ 人 に改 め、 同

項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第 項に 規定する る審・ 査 請 求につい て は、 行 政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取につい て は、 同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(特許法の一部改正)

第二百二十七条 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による異議申立て」 を 「行政不服

審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の規定による審査請求」に改める。

第百三十一条の二第四項、 第百四十三条第三項及び第百四十九条第五項中 「決定」 の 下 に 「又はその不

作為」を加える。

第百八十四条の二を次のように改める。

第百八十四条の二 削除

第百 九十五条 の四の見出し中 「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に改め、 同条中 「又は

審決」 を 「若しくは審決」に、 「請求書又は」 を 「請求書若しくは」 に改め、 「処分」の下に「又はこれ

らの不作為」を加え、 「による不服申立て」 を「の規定による審査請求」 に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二百二十八条 実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第四項中「決定」の下に「又はその不作為」 を加える。

第四十八条の二を次のように改める。

第四十八条の二 削除

第五十五条第五項中 「による不服申立て」を 「の規定による審査請求」に、 「又は」を「若しくは」 に

改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

(意匠法の一部改正)

第二百二十九条 意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二を次のように改める。

第六十条の二 削除

第六十八条第七項中 「による不服申立て」を 「の規定による審査請求」 に、 「又は」を「若しくは」に

改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

(商標法の一部改正)

第二百三十条 商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

第六十三条の二を削る。

第六十八条第五項中 「第五十七条から第六十三条の二まで」を「前章」 に改める。

第七 十七条第 七 項 中 「による不服 申立て」 を 「の規定による審 査 請 求 に、 「又は」 を 「若しくは」 に

改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二百三十一条 小 売商 業調 整 特別措置法 (昭和三十四年法律第百五十五号) の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを 審 査 請求 の手 続における意見の聴 取) に改め、 同 条第 項を削 り、 同 · 条第二

項中 審 査請. 求 又は異議 申立て」を 「この法律 の規定による処分又はその不作 : 為 に · *(* ) 7 0) 審 査 請 家」に

又は決定 **知** 下  $\mathcal{O}$ 裁 決又は決定を除く。 は を 「は、 行 政不 服 審 査 法 (平成二十六年 法 律 -第六· 十八

第二十四 条 0 規定により 当 該 審 査 請 武求を却て 下する場合を除 き に 改 め、 「又は」 異 議申 立 人 を 削 り、

0 下 に 同 法 第十一 条第二 項に規定する審 理員 が を加え、 同 |項を| 同 条第 項とし、 同 条第 三項

を削り、 同条 第 匹 項中 「第二項」 を 「前項」 に改め、 「又は異議申立 人 を削 り、 同 項を同条第二項とし

同条に次の一項を加える。

3 第 項に 規 定す うる審査な 請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

## 商 工会法 0) 部改正

第二百三十二条 商工 会法 (昭 和三十五年法律第八十九号) *⑦* 部を次のように 改正 する。

第五 十九条の見出し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中 「による処分」 の 下 に 又

はその不作為」 を加え、 「又は異議申立て」を削り、 「又は決定は、 これ」を「は、 行政不服 審 査法 平

成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求」 に、 「その処分に係る者」 を 「審·

請求人」 に改め、 工 <u>
</u> 」の下に 「同法第十一 条第二項に規定する審理員が」を加え、 同 条 第二 一項中 ーそ

0 処分に係る者及び利害関係者」 を 審 査 請 求 人及び利害関係 人 に 改 め、 同 条に次 の — 項 を加 える。

3 聴 取 第 項に つい て 規 定す は、 る審査な 同 条第二 請 求につ 項 から第五項 1 . T は、 までの規定を準 行 政 不服 審 査法第三十一 用する。 条の 規定 は 適 用 せず、 同 項  $\mathcal{O}$ 意見

 $\mathcal{O}$ 

電 気工 事士 法 の 一 部 改正

に

第二百三十三条 電気工事 士法 (昭和三十五 年法律第百三十九号)の一 部を次のように改正する。

第七 条の十六の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同 条中 試 験 の結果につい ての処分

を除く。)」 及び 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」 を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この 場合に、 . お い て、 経済 産 業大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定

試験機関の上級行政庁とみなす。

(割賦販売法の一部改正)

第四

十

匹

条の

見出

し中

「不服申立て」を

「審査請求」

に改め、

同条第一

項 中

「による処分」

の 下 に

又

第二百三十四条 割賦 販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) の一部を次のように改正する。

はその 不作為」 を加え、 「又は異議申立て」 を削り、 「又は決定は その 処分に係る者」 を 「は、 行 政不

服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当 該 審査 請求を却下する場合を除

審査請求人」に改め、 「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二 一項中

第四十二条第二項及び第三項」を「第四十二条第三項」に改め、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、 同条第三項中 「当該処分に係る者」とあるのは、 「審査請求人」 と読み替えるも

のとする。

第四十四条に次の一項を加える。

3 第 項 に 規 定す Ź 審 査 請 求 に 0 V 7 は、 行政不服審査法第三十一 条の 規定は 適 用 だせず、 同項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(電気用品安全法の一部改正)

第二百三十五条 電気用品安全法 (昭和三十六年法律第二百三十四号) の一部を次のように改正する。

第五 十条中 「処分又は」 の下に「その」 を加え、 「行政不服審 査法 (昭和三十 七 年 法律第百六十号) に

よる」を削り、同条に後段として次のように加える。

この 場合に お V て、 経 済 産 業大臣 は 行政 不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

二項及び第三 項、 第四 十六条第一 項 及び 第二 項並 びに第四十九条第三項の 規定の 適用につい て は 研究

所又は機構の上級行政庁とみなす。

第五 十一条 0 見出 し中 「不服申立て」を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中「による処分」 の 下 に 乊又

はその不作為」 を加え、 「又は異議申立て」 を削り、 「又は決定は、 その 処分に係る者」 を 「は、 行 政不

服審 査 |法第二十四条の規定により当該審 査 請 「求を却下する場合を除き、 審査請 求人」 に改め、 上 上  $\mathcal{O}$ 

下に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二項を削り、 同条第三項中 「第 項」 を

前 項」 に、 「その処分に係る者」 を 「審査請求 人 に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の 項を

加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取については、 同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(電気事業法の一部改正)

第二百三十六条 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) の一 部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条第五項第二号中 「又は異議 申 立て」及び 「又は決定」 を削る。

第百九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中 (試験の結果についての処分

を除く。 及 び 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この場合におい て、 経済産業大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四 十六条第一 項及び 第二 一項並 びに第四十 九条第三項の規定  $\mathcal{O}$ 適用 に 0 ١ ر 7 は 指定

試験機関の上級行政庁とみなす。

第百 1十条 0 見 出 し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条第一項中 「による処分」 の 下 に 「又は

その不作為」を加え、 「又は異議申立て」 を削り、 「又は決定は、 その処分に係る者」を 「は、 行政 不服

審 査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、 審査請益 求人」 に改め、 工 上 」  $\mathcal{O}$ 下

に 同 法第十一 条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二項を削り、 同 条第三項中 「第一項」 を

前 項 に、 「その処分に係る者」 を 審 査 請 求 人 に改 め、 同 項 くを同り 条第二項とし、 同 条に 次  $\mathcal{O}$ 項 を加

える。

3 第 項に 規定す る審査請求につい て は、 行政不服審査法第三十一 条の 規定は 適用 せず、 同 項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

液 化 石油ガスの保安の確保及び取 引 の適 正 化に関する法律の一部改 更

第二百三十七条 液化石 油 ガ ス  $\mathcal{O}$ 保安の 確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九

号) の一部を次のように改正する。

第九十一条中 行行 政 **不服** 審 査法 (試験 (昭 の結果についての処分を除く。)」 和三十七年法律第百六十号)による」 を削 を削 ŋ り、 「不作為」を 同条に後段として次 「その 不作為」 のように に改め 加え

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第 る。

二項及び第三項、 協会又は指定試 第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 験機関の上級行政庁とみなす。

機構

審  $\mathcal{O}$ は その 査請求人」に改め、 処分に係る者」を 第九十二条の 不作為」 見出 を加え、 「は、 し中 上、 示 「又は異議申立て」 行 政 服申立て」を の下に 不服 審 查法第二十四条 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」 「審査請 を削 り、 求 (T) 「又は決定 規定により に改め、 同条第一 却 当 該 下 審. 'n 項 中 裁決又は決定を除く。)は、そ 査 請 求を却下する場合を除 「による処分」 を加え、 同 の 下 に 条第二 頂を同 一項を 又

削 条第二項とし、 同条第三項中 同条に次の一項を加える。 「第一項」 を「前項」に、 「その処分に係る者」 を「審査請求人」 に改め、 同

3 第 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(砂利採取法の一部改正)

第三十条第三項中「、

鉱業法第百三十五条の規定は、

当該決定の取消しの訴えに」

を削り、

「お

いて、

第二百三十八条 砂利採 取法 (昭和四十三年法律第七十四号) の一部を次のように改正する。

同法」を「おいて、 鉱業法」に、「「又は異議申立人」」 を「「審査請求人」」 に、 「及び処分」を「審

査 請求 人及び処分」 に、 「又は異議申立人及び」を「及び」に改める。

第三十 九条  $\mathcal{O}$ 見出 L 中 「不服申立て」を 「審査請 求 に改 め、 同 条第一 項中 「の決定を除く。)」 の 下

に 「又はその不 -作為」 を加え、 「又は異議 申立て」 を削 り、 又 は 決定 (却 下 0 裁 決 又は 決定を除く。)

は、 その 処分に係る者」を「は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四 条の 規定によ

り当 該 審 査請求を却下する場合を除き、 審査請求人」に改め、 「上、」の下に「同法第十一条第二項 に規

定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、 同条第三項中「第一項」を「前項」に、 「その処分に係る

者」 を 「審査 請求人」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の 項を加える。

3 第 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第四 十条第 項 中 「行なつた」 を 「行つた」 に、 行行 政不服 審査 法 (昭和三十七年法律第百六十号) に

よる不服申立て」を 「審査請 求」に改め、 同条第二項中「第十八条」を「第二十二条」に、「処分庁」 を

「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を 「再調査 の請求」 に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百三十九条 情報処 理 の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) の一部を次のように改正する。

第七 条第八項 中 試 験 の結果に つい て 0 処分を除く。)」及び 「行政不服 審 査 法 昭 和三十七 年法律

第百六十号) による」 を削 り、 同項に後段として次のように加 える。

この場合において、 経済 産 業大臣 は、 行政 不服: 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 独立

行政法人情報処理推進機構の上級行政庁とみなす。

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第二百四十条 電気工事 業の業務の適正化に関する法律 (昭 (和四十五年法律第九十六号) の — 部を次のよう

に改正する。

審理員が」を加え、 審査請求を却下する場合を除き、 の処分に係る者」を「は、 はその不作為」を加え、 第三十一条  $\bigcirc$ 見出、 同条第二項を削り、 し中 「不服申立て」 「又は異議申立て」 行政不服審査法 審査請求人」に改め、 を 同条第三項中「第一 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四 「審査請 を削り、 求 「又は決定 「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する に改め、 項」を「前項」に、 同条第一 (却下の 項 中 裁決又は決定を除く。) 「による処分」 「その処分に係る者」 条の規定により当該 の 下 に は、 乊又 を そ

3 聴 取 第 に つい 項に規 て は、 定す る審査な 同条第二 請 項から第五 求については、 項 へま で 行 政不 0) 規定 服 を準 審査法第三十一 用する。 条の 規定は適用せず、 同項の意見 0

審

查請求人」

に改め、

同項を同条第二項とし、

同条

に次の一

項を.

加

える。

、特定工場における公害防止 組 織  $\mathcal{O}$ 整備 に関する法律 .. の -部改正)

第二百四十一条 特定工場に お ける公害防 止 組 織  $\mathcal{O}$ 整備に関する法律 (昭和四十六年法律第百七号) の 一 部

を次のように改正する。

第八条の十六中 「(試験の結果についての処分を除く。)」 及 び 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律

第百六十号) による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 経済 産 業大臣 及び環境大臣 は、 行政不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の 適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(熱供給事業法の一部改正)

第三十条の

見出

し 中

「不服申立て」

を

「審査請求」

に改め、

同条第一項中

「による処分」の下に

「又は

第二百四十二条 熱供 給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) の一部を次のように改正する。

その不作為」 を加え、 「又は異 議申立て」 を削り り、 「又は決定は、 その 処分に係る者」を 「は、 行 政 不服

審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該 審査請 求を却下する場合を除 き、 審

査請求人」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、 同条第二 項を削

り、 同条第三項中「第一項」を「前項」に、 「その処分に係る者」を 「審査請求人」 に改め、 同項を同条

第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第二百四十三条 石油パイプライン事業法 (昭和四十七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条第一 項中「による処分」の下に 了 又

はその不作為」 を加え、 「又は異議申立て」を削り、 「又は決定は、 その処分に係る者」を「は、 行 政不

服 審 査 法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条 の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、

審 査 請 求 人 に改め、 上、」 の 下 に 「同法第十一 条第二 項に規定する審理員 が を加え、 同 条第二 一項を

削 ŋ 同 条第三 項中 「 第 一 項」 を 前 項」 に、 「その処分に係 る者」 を 審 査 請 求 人 に改 め、 同 頂を同

条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一 項に規定する審査請 求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴 取については、 同条第二項から第五項 までの規定を準用する。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第二百四十四条 金属鉱業等鉱害対策特 別措置法 (昭 和 四十八年法律第二十六号) *の* 部を次のように改正

する。

第三十五条中 「前条」 を 前条」 に、 「異議申立てについて、 同法第百三十五条の規定はその処分の

取消しの訴え」を「審査請求」に改める。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第二百四十五条 消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) の一部を次のように改正する。

第四十九条中 「又は」の下に 「その」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) によ

る」を削り、同条に後段として次のように加える。

この 場合に お į١ て、 主務・ 大臣 は、 行 政 不 服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第二項

及び第三項、 第四 十六条第一 項及び第二 項並びに第四十九条第三項  $\mathcal{O}$ 規定 の適用について は、 機構 の 上

級行政庁とみなす。

第五 十条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条第一項中 「による処分」の下に 「又は

その不作為」 を加え、 「又は 異議申立て」 を削り、 「又は決定 (却下の裁決又は決定を除く。 は、 その

処分に係る者」 を「は、 行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、 審

査 請 「求人」に改め、 上、 の 下 に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二項を削

り、 同 条第三項中 「第一項」 を 「前項」 に、 「その処分に係る者」を 「審査請求人」 に改め、 同 項を同条

第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴取については、 同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百四十六条 化学物質  $\mathcal{O}$ 審 査及び製造等  $\dot{O}$ 規制 に関する法律 (昭和四十八年法律第百十七号) の 一 部を

次のように改正する。

第四 十六条中 「行政 不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同条に後段として次

のように加える。

この場合において、 経済産業大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみなす。

第五十一条の見出し中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中 「による処分」 の下に「又

はその不作為」 を加え、 「異議申立て」を 「審査請求」に、 「決定 (却下の決定を除く。) は、 その処分

に係る者」 を 「裁決は、 行政 不 -服審-査法第二十四条の規定により当該 審査請 求を却下する場合を除 き、 審

査請求人」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、 同条第二 項を削

り、 同条第三項中「第一項」を「前項」に、 「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、 同項を同条

第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(石油需給適正化法の一部改正)

第二百四十七 条 石 油 需 給 適 正 化法 昭昭 和 兀 十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)

第二百四十八条 揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のよう

に改正する。

0 審理員が」を加え、同条第二項を削り、 審査請求を却下する場合を除き、 はその不作為」 処分に係る者」を「は、 第二十二条の見出 を加え、 L 中 「不服: 灵 行政不服審査法 八は異議立 申立て」を 審査請求人」に改め、 申立て」 同条第三項中「第一項」を「前項」に、 (平成二十六年法律第六十八号) 「審査請 を削 り、 求 「又は 「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する に改め、 決定 同条第一項中 却 下の 裁決 第二十 又は決定を除く。) 「による処分」 「その処分に係る者」 匹 条の規定により当該 の 下 に は 又 を そ

3 聴 取 第 項に つい て 規 定す は、 うる審査な 同条第二 請 項 求 へから第一 については、 五項 までの 行政不同 規定 服 を準 審 查法第三十一 用する。 条の 規定は適用せず、 同 項の意見の

審

査請求人」

に改め、

同項を同条第二項とし、

同条に次の一項を加える。

じこ

日 本国と大韓 民国と 0) 間  $\mathcal{O}$ 両 玉 に . 隣 接する大陸 棚な  $\mathcal{O}$ 南 部  $\mathcal{O}$ 共 同 開 発 に 関する協定  $\mathcal{O}$ 実施 に伴う石 油 及び

可 燃性 天然ガ ス資源  $\mathcal{O}$ 開 発に関する特 別措 置 法 (T) 部 改正)

第二百四十九条 伴う石 一油及び 可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法 日本国と大韓民国との 間  $\mathcal{O}$ 両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施 (昭和五十三年法律第八十一号) の 一 部を次 に

のように改正する。

除き、 行政不 二項を削 は その 第 匹 審査請 1十六条 服 不作為」 審 り、 査法 求  $\mathcal{O}$ 同 見出 人 条第三項中「第一 を加え、 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該 に改め、 L 中 「不服: 異 議 上 上 申立て」 申立て」 項」 を「前 の 下 に を を 審 審 項」に、 「同法第 査請: 査 請 求 求 十一条第二項に規定する審理員が」 「その処分に係る者」 に、 に改 め、 「決定 同 条第 は、 その 項中 を 処分に係る者」 審 「審査請求人」 「による処分」 査 請求を却下する場合を を加 を に改 え、 0) 下に 裁 め、 同 決 条第 は、 乊 同

3 聴 取 第 に 項に つ 1 規 7 定す は、 ,る審 同 条第二 査 請 項 求 カゝ に たら第一 0 1 五. 7 項 は、 ま で 行  $\mathcal{O}$ 政 規 不 定 服 を準 審 査法第三十一 用する。 条の 規定は適用せず、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 意見

 $\mathcal{O}$ 

項を同

条第二項とし、

同

条に

次の一

項を加える。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第二百五十条 エ ネ j レ ギ ] 0 使用 の合理化等に関する法律 (昭和五 十四年法律第四十九号) の 一 部を次のよ

うに改正する。

第 九 八十条の 及び 見 出 「行政不服審査 し 中 「不服申立て」 法 (昭和) を 三十七年法律第百六十号)による」 「審査請 求 に改め、 同条中 **(試** を削 一験の結果についての り、 同条に後段として次の 処分を除

ように加える。

この 場合に おい て、 経済 産業大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

項及び第三 項、 第四十六条第一 項及び 第二項並びに第四十九条第三項の規定の 適用につい ては、 指定

試験機関の上級行政庁とみなす。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第二百五十一条 深海 底鉱業暫定措置 法 韶 和 五十七年法律第六十四号) の一部を次のように改正する。

第三十八条の 見出 L 中 「異議・ 申立て」 を 「 審 査 請 求 に改 みめ、 同 条第一 項 中 「による処分」 の 下 に 乊又

は その不作為」 を加え、 異 議申立て」 を 審 査 請 求 に、 「決定は、 その処分に係る者」 を 裁 決

行 政不 服 審 査法 (平成二十六年 法律第六十八号) 第二十四 <del>|</del>条 0) 規定に より 当 該 審 査 請 求を却下する! 場 合を

除き、 審 查請 求人」 に改め、 上、 の 下 に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同 条第

二項を削り、 同 条第三項中「第一項」を「前項」に、 「その処分に係る者」を「審査請求人」 に改 かめ、 同

項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同 項 の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百五十二条 半導 体集積回 路の 旦 路配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) の一部を次のよう

に改正する。

第四十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四 十六条第一 項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用につい ては、 登録

機関の上級行政庁とみなす。

特定物質の規 制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第二百五十三条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和六十三年法律第五十三号) (T)

一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第一項中 「による処分」 の 下 に 又

理員が」を加え、 査請求を却下する場合を除き、 はその不作為」 に係る者」を 「裁決は、 を加え、 同条第二項を削り、 行政 「異議申立て」を 不服審 審査請求人」に改め、 査法 同条第三項中 (平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定 「審査請求」に、 「第一項」を「前項」に、 上 上 「決定 の下に「同法第十一条第二項に規定する審 (却下の決定を除く。) は、 「その処分に係る者」 に ょ ŋ その 当 を「 )処分 該 審

審査請求人」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一項を加える。

3 聴 第 取 に つい 項に規定す 7 は、 る審査請求については、 同条第二項から の第五項 までの規定 行政不服 を準 審査法第三十一 用する。 条の 規定は適用せず、 同項の意見の

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二百五十四条 工業 所有権に 関 する手続等 0 特 例に関 する法律 (平成二年法律第三十号) の一部を次のよ

うに改正する。

第四十一条中第三項を削り、 第四項を第三項とし、 第五項を第四項とする。

(資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第二百五十五条 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の一部を次のように改

第三十八条 の見出し中 「不服申立て」を 「審査請 求 に改め、 同条第一項中 「又は異議申立て」 を削 n

号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、 「又は決定 (却下の裁決又は決定を除く。) は」を「は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八 「又は異議申立人」 を削 り、

上 上 の 下 に 「同法第十一 条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二項を削り、 同条第三 一項中「

第一項」 を 「前項」 に改め、 「又は異議申立人」 を削 ŋ 同 頭を同条第二項とし、 同条に次 の 一 項を加え

る。

3 聴 取 第 に つい 項に規定す て は、 る審査請求については、 同条第二 項から第五項までの規定を準用する。 行政不服審査法第三十一 条の規定は適用せず、 同項の意見

0

(計量法の一部改正)

第二百五十六条 計量法 (平成四年法律第五十一号) の一部を次のように改正する。

第百六十三条第一項中 「処分又は」の下に 「その」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百

六十号)による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合におい て、 経済産業大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第

二項及び第三 項、 第四 十六条第一 項 及び 第二項並びに第四 十九条第三項の 規定の 適用に 0 7 7 は 研 究

所、 機構、 日 本電気計器検定所、 指定検定機関、 特定計量証明認定機関又は指定校正機関 0) 上 級 行 政庁

とみなす。

第百六十三条第二項中 「処分又は」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法による」 を削り、 同 項に

後段として次のように加える。

この場合において、 都道 府県知事 又は特定市町村の長は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三

項、 第四十 六 条第 項及び 第二項並 びに第四 十九条第三 一項の 規定 の適 用に つい ては、 指定定期 検 査 機関

又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。

第百六十四条の見出し中 「不服申立て」を 「審査 請 求 に改め、 同条第一項中「による処分」 の下に「

又はその不作為」を加え、 「又は異議申立て」 を削 り、 「又は決定 (却下の裁決又は決定を除く。 ) は、

その処分に係る者」を「は、 行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き

審査請求人」 に改め、 上 上 の下に「同法第十一 条第二項に規定する審理員が」 を加え、 同条第二項

を削 ŋ 同条第三項中 「 第 一 項」を 「前項」 に、 「その処分に係る者」 を 「審査請求人」 に改め、 同項を

同 条第二 項とし、 同条に次の 項を加え える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

同条第二項から第五項までの規定を準用する。

聴取については、

第百六十五条中 「不服申立て」を 「審査請求」に改め、 同条に後段として次のように加える。

この 場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、 同項中 審 査庁に 所属する

職員 (第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、 当該名簿に記載されている者)」 とある  $\mathcal{O}$ 

は、 計 調 査官」 とする。

(化学兵器の禁止及び特定物質 の規制等に関する法律の一 部改正)

第二百五十七条 化学兵器 の禁止及び特定物質 の規制等に関する法律 (平成七年法律第六十五号) の一 部を

次のように改正する。

第三十三条の三中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同条に後段とし

て次のように加える。

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三 項 並びに第四十七条の規定の適用については、 機構 の上級行政庁とみなす。

(弁理士法の一部改正)

第二百五十八条 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中 「異議申立て」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の規定による審査

請求」に改める。

第二十一条の見出 し中 「審査請求」 を「行政不服審査法の規定による審査請求」 に改め、 同 条第 項中

「行政不服 審 査 法 昭昭 和三十七年法律第百六十号)」 を 「行政不服審査法の規定」 に改め、 同 条第三 一項を

次のように改める。

3 前二 項の場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十

六条第二項の規定の適用については、 日本弁理士会の上級行政庁とみなす。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 同条第三項中 「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」 と読み替

えるものとする。

第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、 「第四十六条第一項」と

読み替えるものとする。

第七十五条中「異議申立て」を「行政不服審査法の規定による審査請求」に改める。

(電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正)

第二百五十九条 電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法律第百二号)の一 部を次のように改正

する。

第三十八条中「又は」の下に「その」を加え、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) によ

る」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項

及び第三項、 第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定調査機関の上級

行政庁とみなす。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第二百六十条 特定放射性廃棄物の 最終処分に関する法律 (平成十二年法律第百十七号) の一部を次 のよう

に改正する。

第二十六条第一項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請

求」に改め、 同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八

号) 第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」に、 「異議申立て」 を 「再調査 の請求」 に改め

る。

第三十条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七十二条中 「行政不服審 査法による」 を削 り、 同条に後段として次のように加 える。

この場合において、 経済産業大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、 機構の上級行政庁とみなす。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第二百六十一条 使用済自 動 車 O再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号) の一部を次のよう

に改正する。

第百二十八条の見出しを「(再審査請求等)」に改め、 同条中「第百三十五条」を「地方自治法 ( 昭 和

二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号」に改め、 「第一号法定受託事務」 の下に「 (以 下 「第

号法定受託事務」 という。)」 を加え、 同条に次の一 項を加える。

2 保健所を設置する市又は 特別区の長がこの法律 の規定によりその処理することとされた事務のうち第

号法定受託 事 務に係る処分をする権限をその 補 助機関である職 員 又はその管理に 属する行政 機 関 の長

に委任した場合において、 委任を受けた職員又は行 改機関 の長がその委任に基づい てした処分に

地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請 求の裁決があったときは、 当該: 裁決に不服がある者は

同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、 主務大臣に対して再々 審 査

請求をすることができる。

第百三十五条中 「地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する」 を削る。

(経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一 部改正)

第二百六十二条 経済連携協定に基づく特定原産地 証 明 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 発給等に関 する法律 (平成十六年法律第百四十

三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、

経済産業大臣は、

行政不服審查法

(平成二十六年法律第六十八号)

第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一 項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定

発給機関の上級行政庁とみなす。

第十二章 国土交通省関係

(船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正)

第二百六十三条 次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不

服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三十二条第二項

船舶  $\mathcal{O}$ <u>}</u> ン 数  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 測 没度に 関す る法 律 (昭 和 五. 十五 年法 1律第四· |十号) 第九 条第二項

(水害予防組合法の一部改正)

第二百六十四条 水害予 防 組合法 (明 沿治四 十一年法律第五十号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第五 十九条第 一項中 「行政不服審査法 昭 和三十七 年法律第百六十号) ニ 依 ル異議申立」 を 「審査請 求

」に改め、同条第三項中「異議申立」を「審査請求」に改める。

第七十三条第三項中 行行 政不服審查 法 を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) に改め

る。

(船舶安全法の一部改正)

第二百六十五 条 船舶 安全法 昭昭 和八 年 法 律第十一 号) の 一 部を次 のように改 正する。

第十 条 第 項 中 申 請 シ 再 1検査 又 ハ再検定ニ対シ不服アルトキ ハ 其 ノア取 沿消 ノ 訴 ヲ提起ス ル を 「申請

スル」 に改め、 同条第三項中 同 項\_ の 下 に 「及第二項」 を加え、 同 条第 項 の次に次の 項 を加 がえる。

前 項 ノ検 査 若 ハ検定又ハ再検査若 ハ再検定ニ 対シ不服アル トキ ハ 其 ノ取消 ノ 訴 ヲ 提起 ス ル コ  $\vdash$ ヲ 得

第二十九条ノ五第 項 中 「為シタル」 を 「為ス」 に、 「第四 項 を 「第五項」 に改め、 「行政 不 服 審 查

法 (昭和三十七 年法 :律第百六十号) ニ依 ル を削り り、 同項に後段として次のように加える。

此 場合ニ 於テハ 国土交通大臣 . ハ行: 政不 服 審 査 法 (平成二十六年 法律第六十八号) 第二十五条第 二項

及第三項、 第四十六条第一項及第二項、 第 四 十七条並二第四十九条第三項 ノ規定 ノ適用ニ付テハ登録 検

定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条 ノ五第二項中「為シタル」 を「為ス」 に改め、 「行政不服審査法ニ依ル」 を削り、 同項に後

段として次のように加える。

此 ノ場合ニ於テハ 国土交通大臣 ハ行政不服審査法第二十五条第二 項及第三項、 第四十六条第 項及第

項、 第四 + 七 条並 二 一第四 + 九 条第三項 ノ規力 定 ノ適 用ニ付テ ハ登録 検 査 機関 ノ上 級行 改广 1 看 做 ス

第二十九条 ノ 五 第三 項中「為シタル」 を 「為ス」 に改め、 行行 政不 -服審査 法ニ依 ル を削 り、 同 項 に後

段として次のように加える。

此 ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五条第二項及第三項、 第四十六条第一項及第

二項、 第四十七 条並 二第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上級行政庁ト看做ス

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第二百六十六条 陸上交通事業調整法 (昭和十三年法律第七十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第十条第二項中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(船員法の一部改正)

第二百六十七条 船員法 (昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百条の九第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第百三条第二項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成二十

六年法律第六十八号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百四条第三項中 「審査請求は」の下に 市町村長」 を加える。

(海難審判法の一部改正)

第二百六十八条 海難審 判法 (昭和二十二年法律第百三十五号) の一部を次のように改正する。

第五 十四条の見出しを「 (審査請求) 」に改め、同条中「処分」の下に 「又はその不作為」を加え、

行政不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を「審査請求」 に改める。

(建設業法の一部改正)

第二百六十九条 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) の 一 部を次のように改正する。

第二十七条 の十七中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」 を削り、 同条に後段と

して次のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(通訳案内士法の一部改正)

第二百七十条 通 訳案内士法 (昭 和二十四年法律第二百十号) の 一 部を次のように改正 する。

第十六条の 見出し中 「処分」 を「処分等」 に改め、 同条中  $\neg$ (試験 の結果につい ての処分を除く。

及び「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同条に後段として次のように加

える。

この場合において、 観光庁長官は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定 の適用につい

ては、機構の上級行政庁とみなす。

(建築基準法の一部改正)

第二百七十一条 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) の一部を次のように改正する。

第七十七条の十七中「(行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)第二条第二項に規定する不作

為をいう。 以下同じ。)」及び「同法による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用につ

1 ては、 指定 建築基準 適合判定資格者検定機関 の上 級行政庁とみなす。

第七十七条の五十三中 「行政不服審査法による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定認定機関の上級行政

庁とみなす。

第七十七条の五十六第二項中「が行つた性能評価」 を「の行う性能評価又はその不作為」に、 「第七十

七条の五十一第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第七 十八条第 一項及び第八十二条中 「第九十四条第 一項」 を 「第九十四条第一項前段」 に 改 いめる。

第九十四条第一項中「これに係る」を「その」に、 「不服がある者」を「ついての審査請 求」に、 「第

「審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、

同

項に後段として次のように加える。

庁、

建築主

事

建築監視員

(又は都道

道

府

県

知

事

である場合にあ

つては当該市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

長又は

都

道

府

県

知

事

に

三条第二項」を

「第四条第一号」に、

この 場合におい て、 不作 為についての 審査請求は、 建築審査会に代えて、 当該 不作為庁が、 特定行政

指 定 確 認 検 査 蕿 | 関である る場合にあ つて は当該指 定 確 認 検 査 機関に、 指 定構 造 計 算 適 合 性 判定 機 関 であ

る場合にあつては当該指定 構 造計 算 適合: 性 判定機 関に対してすることもできる。

第九十四条第二項中 「前項」 を 「前項前段」に、 「を受理した場合」を「がされた場合」 に、 「審査請

求を受理した日」を「当該審査請求がされた日 (行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補 正 すべ

きことを命じた場合にあつては、 当該不備が補正された日)」 に改め、 同条第三項中 「お いて は 0) 下に

 $\neg$ 行政不服審査法第二十四条の規定により当該審 査請求を却下する場合を除き」 を加え、 同条に次の一

項を加える。

4 第 項前 段 の規定による審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用 せず、 前項  $\mathcal{O}$ 

 $\Box$ 頭審査については、 同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五 項

までの規定を準用する。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十七条の二第五項中「これに係る」を「その」に、 「不服がある者」を「ついての審査請求」に、

審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、 建築審査会に代えて、 当該不作為に係る市 町村 0

長に対してすることもできる。

(建築士法の一部改正)

第二百七十二条 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条の十八中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この 場合に、 おい て、 国土交通大臣は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四 十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用に

いては、中央指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(港湾法の一部改正)

第二百七十三条 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の十八中「した」を「行う」に改め、 「行政不服審査法 (昭 和三十七年法律第百六十号

)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四 十七条並びに第四十九条第三項の規定の 適用に 0

いては、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

第五十八条の二に後段として次のように加える。

この 場合におい て、 当該審査請求のうち不作為につい ての審点 査請求については、 当該不作為に係る市

町村長に対してすることもできる。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第二百七十四条 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十八条第二項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法 (平成二

十六年法律第六十八号)」に、 「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の三中「行なう」を「行う」に改め、 「行政不服審査法による」を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定試験機関の上級行政

庁とみなす。

(道路運送法の一部改正)

第二百七十五条 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) の一部を次のように改正する。

加え、 第九十五条の三の 行 政不 服審査法 見出 し中 (昭 和三十七年法律第百六十号) 「処分」 を「処分等」 に改 め、 による」 同 条中 を削り、 「処分」 同条に後段として次のように の下に 「又はその不 -作為」 を

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第 加える。

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(道路運送車両法の一部改正)

第二百七十六条 道路 運 送車 両 法 (昭和二十六年法律第百 八十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

第三十七条 の見出しを (審査請 求 期間等の 特例) に改め、 同 . 条 中 「異議申 立て を 審 査 請 求 に

「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第四十 五条の規定を適用せず、 かつ、 同法第四十八

条 の規定にかかわらず、 同法第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない」を 「行政不服審査法

平成二十六年法律第六十八号) 第十五条第六項及び第十八条の規定は、 適用しない」 に改める。

第三十八条の見出し及び同条第一項中 「異議申立て」 を 「審査請求」 に改める。

第百三条の二の見出し中 「処分」 を 「処分等」に改め、 同条中 「した」を「行う」に改め、 処分」 (T)

下に 「又はその不作為」 を加 え、 行 政不 服審査法による」 を削 り、 同条に後段として次のように 加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 協会の上級行政庁とみな

す。

第百 五条中第三項から第五項までを削り、 同条第六項中 「第二項」 を 「前項」 に改め、 同項を同条第三

項とする。

(土地収用法の一部改正)

第二百七十七条 土地 収 用法 昭昭 和二十六年法律第二百十九号) の一部を次のように改正する。

目次及び第十章の章名中 「不服申立て」を 「審査請求」に改める。

第百三十条の見出しを \_ (審査請求期間) に改め、 同条第一項中 「異議申立て又は」 を削り、 「行政

不服 審査法 (昭 和三十七年法律第百六十号) 第四十五条又は第十四条第一項本文」 を 「行政不服 審 査法

平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」に、 「三十日以内」 を 三月」 に改め、 同条第二項

中 「第十四条第一項本文」を 「第十八条第一項本文」に改め、 「以内」 を削る。

第百三十一条の見出しを (審査 請 求に対する裁決) 」に改 め、 同 条第 項中 「異議申立て又は」 及び

決定又は」 を削り、 「聞いた」を「聴いた」 に改め、 同条第二項中 「異議申立て又は」及び「決定又は

」を削る。

第百三十一条の二中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、 「行なつた」を「行つた」 に改める。

第百三十二条の見出しを「 (審査請求の制限)」に改め、 同条第一 項中 「行政不服審査法による不服申

立て を 「 審 査 請求」 に改め、 同条第二項中 「以下第百三十三条」 を 「次条」 に改 いめる。

第百三十五条第一項中 「行政不服審査法による不服申立て」を 「審査請求」 に改 いめる。

(気象業務法の一部改正)

第二百七十八条 気象業務法 (昭和二十七年法律第百六十五号) の一部を次のように改正する。

第二十四条の十九中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段と

して次のように加える。

この場合において、 気象庁長官は、 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二

項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定 の適用につい

ては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二百七十九条 宅地 建 物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の一部を次のように改正する。

第十七条の二中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」を削り、 同条に後段として

次のように加える。

この場合におい て、 国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

項及び第三項、 第四 十六条第一 項及び 第二項、 第四 十七条並びに第四十九条第三項の規定  $\mathcal{O}$ 適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(道路法の一部改正)

第二百八十条 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) の一部を次のように改正する。

第九十六条第 二項中 「本条」 を「この条」に、 「行政不服審査法 (昭和三十七 年法律第百六十号) によ

る不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条第二項中 「者は」 を 「者は、 当該都道府県の知事 又は当該市

町 村 の長に対 L て審査請 求を į その裁っ 決に不服が ある者は」 に、 「審査 請 求 を 「再審 査 請 求 に 改  $\dot{\aleph}$ 

後段 を削 り、 同 条第三項中 「基づき」 の 下 に 都 道 府県、 市 町 村そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他の 公共団 |体である る を、 者 は

0) 下に 「当該公共団体の長に対して審査請求をし、 その 裁決に不服がある者は、 都道府県である」 を

加え、 「である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県」 を削り、 「審査請求」 を 「再 審 查

請求」に改め、後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第 項に規定する処分を除 くほか、 第二十条の規定による協議に基づき他 の工作物の管 理者である主

務大臣 又は そ 0 地方支分部 局  $\mathcal{O}$ 長が 道 路管理者に代わ つてした処分に不服 が あ る者は、 国土交通大臣及

び当該 他  $\mathcal{O}$ 工 一作物に 関 す る主 務大臣 に対 L て 審 査 請 求をすることが できる。

第九十六条第五項中 「なんらの」 を 「何らの」 に、 「不服申立て」 を 「審査 **請求**」 に改める。

(航空法及び鉄道事業法の一部改正)

第二百八十一条 次に掲げる法律の規定中 「異議申立て」を 「審査請求」 に改める。

航空法 (昭 和二十七年法律第二百三十一号) 第四十九条第八

鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第二十二条第十一項

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二百八十二条 臨 時 船 舶 建 造 調 整法 昭 和二十八年法 律第百四十九号) の — 部を次のように改 Ē

第六条第一項中 「国土交通大臣は、」 を削り、 「処分」 の下に「又はその不作為」 を加え、 「 異 議 申立

て又は」を削り、 「を受理したときは、 異議 (申立人又は」を「に対する裁決は、 行政不服 審査法 平 成二

十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該審査請 求を却下する場合を除き、 に、 「これらの

者から」 を 同 法第十一条第二項に規定する審理員が」に、 「より」 を 「よる」に、 「を聴取 しなければ

を  $\neg$ 聴 取 を行つた後にしなけれ ば に改 め、 同条第二 一項を削り り、 同条第三項中 「 第 一 項」 を 「前 項」

12 改 め、 規定 による」 及び 「異議 申 <u>\f</u> 人又は」 を削 り、 審 査 請 求 人  $\mathcal{O}$ 下 に 「及び利害 関 係 を加

え、 三証 拠を提 出する際 機会を与え、 並 び に 利 害関係人に対し、 当該 事 案に つい て を削 り、 同 項 を同 条第

二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第 項に規定する審査請 求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(土地区画整理法の一部改正)

第二百八十三条 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) の 一 部を次のように改正する。

第二十条第四項を次のように改める。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、 第四十一条第三項

及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。 この場合において、 同節中 「審理員」 とあるのは、 都

道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十一条の八第四項を次のように改める。

4 前 項の規定による意見書  $\mathcal{O}$ 内容の審査については、 行政不服審査法第二章第三節 (第二十九条、

第三

十条、 第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の 規定

を準用する。この場合において、同節中 「審理員」とあるのは、 「都道府県知事」と読み替えるものと

する。

第五十五条第五項を次のように改める。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審査法第二章第三節 (第二十九条、 第三

十条、第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項及び第四十二条を除く。) 0 規定

を準用する。この場合において、 同節中「審理員」 とあるのは、 「都道府県都市計画審 ī議会」 と 読 み替

えるものとする。

第六十九条第四項を次のように改める。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、 第三

十条、 第三十二条第二項、第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の 規定

を準用する。 この場合において、 同節中 「審理員」 とあるのは、 「国土交通大臣」 と読み替えるものと

する。

第七十一条の三第九項を次のように改める。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、 行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、 第三

十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。) の規定

を準用する。 この場合において、 同節中 「審理員」 とあるのは、 「国土交通大臣又は都道府県知事」と

読み替えるものとする。

第百十七条の十九 中 「行政不服審査法による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合に おいて、 国土 交通大臣は、 行政不服審 査法第二十五条第二項及び第三項、 第 匹 十六条第

項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 指定検定機関 0 上級行政

庁とみなす。

第百二十三条第二項中 「第百二十六条」の下に「及び第百二十七条の二第一項」を加える。

第百二十七条中 「については、 行政不服審査法による不服申立て」 を 「又はその不作為については、 審

査請求」に改める。

第百二十七条 の 二 一第 項中 「行政不服審査法による」 を削り、 同項に後段として次のように加える。

この 場合において、 都道 府 温泉知事 文は 国土交通大臣 は、 行 政不 服審查法第二十五条第二 項 及び 第三項

第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三 項の 規定の適用については、それぞ

れ 組合若しくは区 .画整理会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第二百八十四条 道路整備 特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) の 一 部を次のように改正する。

第四十六条第 項中 「第五十三条」 を「第五十三条第二項」 に改め、 同項第一号中 「及び」 を

は」に改める。

第五十三条中 「機構等がこの法律に基づいてした」を「この法律に基づく地方道路公社の」 に改め、

地 方道路公社が」を削り、 「関してこの法律に基づいてした」を「関するこの法律に基づく地方道路 公社

(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、

同条を同条第二項とし

、同条に第一項として次の一項を加える。

 $\bigcirc$ 

に改め、

「行政不服審査法

この法律に基づく機構 0 処分その他公権力の行使に当たる行為又はその不作為に不服がある者は、 玉

土交通大臣 に . 対 し て、 審査 請 『求をすることができる。 この場合にお 1 て、 国土交通大臣 は、 行 政 不 服 審

査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二 項、 第

四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 機構 の上級行政庁とみなす。

(都市公園法の一部改正)

第二百八十五条 都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中 「ついて」 の下に「の審査請求の裁決に」 を加え、 「審査請求」 を 「再審査請求」

請 工作 共 団 に改め、 求 物 体 である」 を 0) 管 「再審 後段を削 理者 査 である公共団 を加え、 請 り、 求 同 条第二 に改め、 第 体の長に対して審査請 一項を削 項各号」 後段を削り、 り、 を 同条第三項中 前 同項を同条第二項とし、 項各号」 求をし、 に改 「基づき」 その裁決に不服 め、 者 の 下 に は 同 項 0 「都道· があ 下に の次に次の一項を加える。 府県、 る者は」 当該 市 を 処 町村その 加え、 分をし 他 た 審 の公 他 查  $\mathcal{O}$ 

3 に不 つてした第一 第五条の二 服 が あ る 者は、 項各号に掲げる処分又は第十二条第一 第一項の規定による協議に基づき国 玉 土 交通大臣及び当該 他  $\mathcal{O}$ 工 作 の機関である他の工作: 項の 物 に 関する主務大臣に対して審査請求をすることが 規定による許可を与え、 物 の 管 1理者が 若しくは . 公園: 管 与えな 理者に代わ 1 処分

第三十四条第四項を削る。

できる。

(海岸法の一部改正)

第二百八十六条 海岸法 (昭和三十一 年法律第百一号)の一 部を次のように改正する。

查請 第三十九条 求 に改め、 の二第 同 条第二項中 項 中 「行政不服 「行政不服審査法第十八条」 審 査法 (昭和三十七 年法 を 律第百六十号) 「行政不服審 査法 による不服 (平成二十六年法律第六 申立て」を

十八号) 第二十二条」に、 「処分庁」 を「処分をした行政庁」 に、 「異議申立て」 を 「再調· 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 請求」 に

改め

(高 速 自 動車 国道法の一部改正)

第二百八十七条 高速自 動 車 国 道法 (昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中 「基づき」の下に「都道府県、 市町村その他の公共団体である」を、 「者は」 の 下

に 当該処分をした他の工作物の管理者である公共団 体の長に対して審査請求をし、 その裁決に不 服 が

ある者は」 を加え、 「審査 請 求 を 再 審 査 請求」 に改め、 後段を削 り、 同条第二項を次のように改める。

2 第八条  $\bigcirc$ 規定による協 議 に基づき他 (T) 工 作物 の管 理 者である主務大臣又はその 地方支分部 局  $\mathcal{O}$ 長 が 玉

土交通大臣 に代わつてした処分に不服がある者は、 国土交通大臣及び当該他  $\mathcal{O}$ 工 作 物に関 する主務大臣

に対して審 査請求をすることができる。

(地すべり等防 止法の一部改正)

第二百八十八条 地すべ り等防 止法 (昭和三十三年法律第三十号) の一部を次のように改正する。

第五十条第 項 中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」 を 「審査請求

に改め、 同 条第二 一項中 「行政 不服審査法第十八条」 を 「行政 不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号

第二十二条」 に、 「処分庁」 を「処分をした行政庁」 に、 「異議 申 立て を 再 調 査  $\mathcal{O}$ 請 求 に 改める。

(下水道法の一部改正)

第二百八十九条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第四十四条」を「第四十三条」に、 「第四十五条」 を 「第四十四条」 に改める。

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とする。

第五 章中第四 十五 条を第四 十 四条とし、 第四十六条を第四十五条とする。

第四 十六条の二第二項中 「禁錮」 を 「禁 錮 に改 め、 同 条を第四十六条とする。

第五十条中「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

省 都 圏の近 郊 整備地帯及び都市開 発 区域 の整備 に関する法律等の一 部改正

第二百九十条 次に掲げる法律 の規定中 「行政不服審査法 (昭和三十七 年法律第百六十号) による」 を削る。

首都圏 の近 郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 昭 和三十三年法律第九十八号) 第三十

条

独立行政法 人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) 附則第三十五条第一項の規定によりなおその

効力を有するものとされる同 法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏 0) 近 |郊整備: 地 帯 及び 都. 市 開

発区域の整備に関する法律第三十条

三 近畿圏 の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五

号) 第四十条

(住宅地区改良法の一部改正)

第二百九十一条 住宅 地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号) の一部を次のように改正する。

第三十五条 の見出 L を (再審査請 求)」 に改め、 同 条第 一項中 「処分に」を「処分につい て の審査請

求の裁決に」に、 審 査 請 求 を 「再審査 請 求 に改め、 後段を削 り、 同条第二項を削

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十二条 公共用地の取得に関する特別措置法 (昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように

改正する。

第三十八条の二第一 項 中 「から行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第七条の規定による異

を第五 規定による申立て」に、 議申立て」を 項とし、 「の申立て」に改め、 第三項を第四項とし、 「行なう」を「行う」に改め、 同 同法第五十条第二項の規定にかかわらず」を削り、 条第二項中 前 項」 同項を同条第三項とし、 を 第一 項」 に、 「異議申立て」 同条第一項の次に次の一 同 を 条中第四 同 項 0 項

2 前 項の規定による申立ては、 国土交通省令で定める様式に従い、 書面でしなければならない。

第三十八条の二に次の一項を加える。

項を加える。

6 起業者は、 第一 項の規定による申立てをしたときは、 第二十条第一項の規定による申立てに係る不作

為についての審査請求をすることができない。

第三十八条 の五第三 一項中 「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の二第五項」 に改める。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「不服申立て」 を「審査請求」に改め、 同条第二項中「行なう」

を「行う」に、 「異議申立て」 を 「審査請求」に改め、 後段を削り、 同条中第三項を第四項とし、

の次に次の一項を加える。

3 玉 一土交通大臣は、 特定公共事業の認定又は代行裁決に関する審査請求に対する裁決で、 当該 認定又は

当該 代行裁 決の全部若 しくは 部を取 り消 Ų 又はこれらを変更しようとするときは、 社会資本整備·

議会の議を経なければならない。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十三条 共同 溝 の整備等に関する特別措置法 (昭和三十八年法律第八十一号) の一部を次のように

改正する。

第二十六条第一項中 「者は」 を 「者は、 当該都道府県の知事 又は当該市町村の長に対して審査 請求をし

その裁決に不服がある者は」に、 「この項」 を 「この条」 に、 「審査請求」 を 「再審査 請 求 に改め、

後段を削り、同条第二項を削る。

(河川法の一部改正)

第二百九十四条 河川 法 (昭和三十九年法律第百六十七号) の一部を次のように改正する。

第 九十七条第 二項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請

求 に改め、 同 条第二項中 「基づき」 の 下 に 「都道府県、 市町村その他の公共団体である」を、 「者は、

0) 下に 「当該 公共団体の長に対して審査請求をし、 その裁決に不服がある者は、 都道府県である」 を加

え、 「国若しくは国  $\mathcal{O}$ 機関 又は都道府県であるとき」 を「した処分について」に、 「者であるとき」を

者が した処分について」に、 審査 請 求 を 「再審 査 請 求 に改 め、 後段を削 り、 同 **|**条第| 兀 項中 行行 政不

「処分をした行政庁」に、 「異議申立て」 を 「再調査の請求」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三

(平成二十六年法律第六十八号) 第二十二条」に、「処分庁」を

服審

査法第十八条」を「行政不服審査法

項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二 項

次に次の一項を加える。

3 第十七名 条第 一項の規定による協議に基づき他 の工作物の管理者である国又は 玉  $\mathcal{O}$ 機関 が 河 ĴΪ 管理者に

代わつてした処分に不服 が ある者 は、 国土交通大臣及び当該 他 の エ 作物 に関する主務大臣に対 Ù て審・ 査

請求をすることができる。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二百九十五条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和四十二年法

律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第十四条第 項中 「第十二条第二項」 を 「第十一 条第三項又は第十二条第二項」 に改める。

第十七条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事 が故の防・ 止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年

法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

都市計画法の一部改正)

第二百九十七条 都市 計 画法 (昭和四十三年法律第百号) の 一 部を次のように改正する。

第五十条第 項中「これに係る不作為 (行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第二条第二項

に規定する不作為をいう。)」 を「その不作為」に、 「不服がある者」を「ついての審査請求」に、

査 請求をすることができる」を「するものとする」に改め、 同項に後段として次のように加える。

この 場合において、 不作為についての審査請求は、 開発審査会に代えて、 当該不作為に係る都道府県

知事に対してすることもできる。

当該 条第三項中 条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 を受理した日」 第五 審 査請求を却下する場合を除き」に、 十条第二 「行なう場合においては」を「行う場合においては、 を |項中 「当該審査 前 項」 を 請求がされた日 一前 項前段」 「処分庁」を に、 (行政不服審査法 「を受理した場合」 「処分をした行政庁」に、 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三 行政不服審査法第二十四条の 当該不備が補正された日)」に改め、 を「がされた場合」に、 「行なわなけ 規定により 審 ħ ば 査 を 同 求

4 までの規定を準用する。 口 頭 第 不審理に 項 前 段 つ *(* ) 0 ては、 規定による審査請 同法 第九条第三項の 求 に つ 7 ては、 規定により読み替えられた同法第三十一 行政 不服審査法第三十一 条の規定 足は適用な 条第二 一項から せず、 第 前 五. 項 項 0

行行

わ

なけ

ń

ば

に改め、

同条に次の

項を加える。

八条」 第五 を 十一条第一項中 「第二十二条」 「行政不服審査法による不服申立て」を に、 「処分庁」を 「処分をした行政庁」に改め、 「審査請求」 「審査請求」の下に に改め、 同条第二項 「又は再調 中 第

査

の請求」

を加える。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第七十八条第一項及び第七項中「第五十条第一項」を「第五十条第一項前段」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二百九十八条 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の一部を次のように改正する。

第十六条第四項を次のように改める。

4 前 項の規定による意見書  $\mathcal{O}$ 內容 の審査については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、 第三十条、第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一 条第三項

及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。 この場合において、 同節中 「審理員」 とあるのは、 都

道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「及び同条第三項」を「から同条第四項までの規定」に、 「同項中」を「同条第三

項中」に改める。

第五十八条第三項中 「第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに」 を「第十六条及び」 に改める。

第百二十四条第二項中 「第三項」の下に 「並びに第百二十八条第二項」 を加える。

第百二十七条中 「については、 行政不服審査法による不服申立て」 を「又はその不作為に つい ては、 審

査請求」に改める。

第百二十八条第一項中「行政不服審査法による」を削り、 同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前 項の場合において、 都道府県知事又は国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三

項、 第四十六条第 項及び第二項、 第 四 十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 それ

ぞれ え組合若 しくは再開 発会社又は独立行 政法. 人都市 再生機構 の上級行政庁とみなす。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第二百九十九条 タクシ ] - 業務 適正化特別措置法 (昭和四十五年法律第七十五号) の一部を次のように改正

する。

第三十二条の二中「した」を「行う」に改め、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) によ

る」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三 項、 第四十六条第一 項及び 第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の 規定  $\mathcal{O}$ 適用 に

いては、登録実施機関の上級行政庁とみなす。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三百条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第九条の二十二中「した」を「行う」に改め、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) によ

る」を削り、同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 海上保安庁長官は、 行政不服 派審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条

第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用 に

ついては、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

第十九条の二十中「した」を「行う」に改め、 「行政不服審査法による」を削り、 同条に後段として次

のように加える。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項及び第二項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項 0 規定の適 用 に っつい て は、 機構 0) Ĺ 級 行政庁とみな

す。

第十九条の四十七第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第四十二条の二十九中 「行政不服審査法による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一

項並 びに第四十七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適 用 に つい ては、 指定海上防災機関  $\mathcal{O}$ 上級行政庁とみなす。

新 都 市 基盤 整 備法  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第三百一条 新 都 市 基 盤 整 備 法 昭昭 和 四十七 年 法律第八十六号) の <u>-</u> 部を次のように改正する。

第六十四条第一項中 「については、 行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て

を「又はその不作為については、 審査 請求」 に改め、 同条第二項中「第二章第三節」 を 「前章第三節

に改め、 「行政不服審査法による」 を削る。

(都市緑地法 ... つ 部改正)

第三百二条 都市 禄地法 ( 昭 和 四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第 一項中 行行 政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不 服申立て」を 審 査 請

求」に改め、 同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八

第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、 「審査請求」の下に「又は再調査 の請

求」を加える。

(国土利用計画法の一部改正)

第三百三条 国土 利 用 計 画法 昭昭 和四十九年法律第九十二号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第二十条第二 一項中 「を受理した場合」を 「がされた場合」に、 審査 請 求を受理した日」 を 「当該 査

請 求がされた日 (行政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十三条の規定により不 -備を補 正

べきことを命じた場合にあつては、 当該不備が補正された日)」に改め、同条第三項中 「おいては」の下

12 行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、 「処分庁」

を 「処分をした行政庁」に改め、 同条中第四項を第五項とし、 第三項の次に次の一項を加える。

4 第 項の規定による審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 前項の口頭

審理については、 同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項まで

の規定を準用する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三百四条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十

七号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第九項を次のように改める。

9 前 項の規定による意見書  $\overline{\mathcal{O}}$ 内容  $\bar{\phi}$ 審査については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、 第三十条、第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項

及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、 同法第二十八条中 「審理員」とある

のは 「国土交通大臣等 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給 の促進に関する特別措置法第五十八

条第一 項に規定する国土交通大臣等をいう。 以下同じ。)」と、 同法第三十一条、 第三十二条第三項

第三十三条から第三十七条まで、 第三十九条並びに第四十一 条第一 項及び第二項中 「審理員」 とある  $\mathcal{O}$ 

は「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

第九十七条中「については、 行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、 審査

請求」に改める。

第九十八条第一項中 「行政不服審査法による」を削り、 同項に後段として次のように加える。

この 場合において、 都府県知事又は国土交通大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、

第四十六条第一項及び第二項、 第四十七 条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 それぞれ

組合又は機構の上級行政庁とみなす。

(浄化槽法の一部改正)

第三百五条 浄化槽法 (昭和 五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の十四を次のように改める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第四十三条の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、 主務大臣に対し

審査請求をすることができる。 この場合において、 主務大臣 は、 行政不服 審査法 (平成二十六年法律

第六十八号) 第二十五条第二 項及び第三項、 第四十六条第 一 項 及び 第二項、 第四十七条並びに第四 十九

条第三項の規定の適用については、 指定試验 験機関 の上級行政庁とみなす。

第四十六条の二中「及び第四十三条の十四」を削る。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三百六条 貨物自動 車運送事 業法 (平成元年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出 し 中 「処分」 を 「処分等」 に改め、 同条中 「処分」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え

「 行 1政不服 審 査法 (昭 和三十七年法律第百六十号)による」 を削 ŋ 同 1条に後段として次のように加え

る。

この場合において、 国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三百七条 電線共同 .溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正

する。

第二十七条第一項中「者は」を「者は、 当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし

その裁決に不服がある者は」に、 「この項」を「この条」に、 「審査請求」を 「再審査請求」に改め、

後段を削り、同条第二項を削る。

(密集市街地 に おける防災街 区 の整備 の促進に関する法律の一 部改正)

第三百 八条 密 集 市 街 地 に おける防災街区 一の整備の  $\mathcal{O}$ 促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) の 一

部を

次のように改正する。

第百十六条第二項中 「並びに第九十四条から第九十六条まで」を「、 第九十四条並びに第九十五条」 に

改める。

第百四十条第五項を次のように改める。

5 前 項の規定による意見書の内容 の審査については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、 第三十条、第三十二条第二項、 第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項

及び第四十二条を除く。) の規定を準用する。 この場合にお いて、 同節中 「審理員」 とあるの は、 都

道府県知事」と読み替えるものとする。

第百八十一条第二 項中 「及び同条第四項」を「から同条第五項までの規定」 に、 同 「項中」を 「同条第

四項中」に改める。

第百八十八条第三項中 第三項、 第四項及び第六項」を「及び第三項から第六項まで」に改める。

第二百六十八条第二項中 「第三項」 の 下 に 「並びに第三百六条第二項」を加える。

第三百四条第一項中「行政不服審査法による」を削る。

第三百 五. 条中 「につい ては、 行政不服 審査法による不服申立て」 を 「又はその不作為につい ては、 審 査

請求」に改める。

第三百六条第一項中 「行政不服審査法による」を削り、 同条第二項中 「前項」を「第一項」 に改め、 同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 項、 前 第四十六条第一 項の場合において、 項及び第二項、 都道. 府県知事又は国土交通大臣は、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三 それ

ぞれ事業組合若しくは事業会社又は独立行政法人都市再生機構 の上 級行政庁とみなす。

(国土交通省設置法の一部改正)

第三百九条 国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「についての行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立てに対

する決定等」を「又はその不作為についての審査請求に対する裁決」に改め、 同条第三項及び第四項中

決定等」を「裁決」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第三百十条 大深 度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成十二年法律第八十七号) の 一 部を次 のよう

に改正する。

第四十二条の見出しを「(都道府県知事がした処分等に対する不服申立て)」に改め、 同条に次の一項

を加える。

2 都道府県知 事 が使用の認可に関する処分についての審査請求 の裁決をした場合には、 その裁決に不服

が ある者は、 国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四十三条の見出し中 「決定及び」を削 り、 同条第一項中 「異議申立て又は」 及び 「決定又は」 を削 り

同 条第二項中 「国土交通大臣」の下に 「又は都道府 県知事」 を加え、 「異議· 申 立て又は審 査請求」 を

審査請求又は再審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第四十四条中 「異議申立て又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、 「決定又は」を削る。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第三百十一条 マンシ 彐 ンの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号) の <u>ー</u> 部を次

のように改正する。

第二十六条の見出 L 中 「不服申立て」を 「審査請 求 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号)による」を削り、 同条に後段として次のように加 える。

この場合において、国土交通大臣は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)

第三百十二条 小型船舶 の登録等に関する法律 (平成十三年法律第百二号) の一部を次のように改正する。

第三十条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による」 を削 り、 同条に後段として次の

ように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条第

二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、機構の上級行政庁とみなす。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第三百十三条 都市再生特 別措! 置法 (平成十四年法律第二十二号) の一部を次のように改正する。

第五 十九条中 「者は」 を「者は、 当該市 町村の長に対して審査請求をし、 その裁決に不服 がある者は」

に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による審査請求」を 「再審査請求」に改め、 後段

を削る。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第三百十四条 マンシ 彐 ンの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十一条第四項を次のように改める。

4 前 項の規定による意見書  $\mathcal{O}$ )内容 の審査については、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

第二章第三節 (第二十九条、 第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、 第四十条、 第四十一条第三項

及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、 同法第二十八条中 「審理員」 とある

0) は 「都道府県知事等 (マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府 県

知事 等をいう。 以下同じ。)」と、 同法第三十一条、 第三十二条第三項、 第三十三条から第三十七条 ま

で、 第三十 九条並びに第四十一 条第一項及び第二項中 「審理員」 とあるのは 「都道 府県知事 · 等 \_ と読 4

替えるものとする。

第百五 条第二 項中「並びに第九十四条から第九十六条まで」を「、 第九十四条並びに第九十五条」 に改

める。

第百六十五条の見出しを (審査請求)」に改め、 同条第一項中 「については、 行政不服審 査 法による

不服申立て」 を 「又はその不作為については、 審査請求」 に改め、 同条第二項に後段として次のように加

この 場合におい て、 都道 府県知事等は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、 第四 十六条第

項及び第二項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項の 規定の適用については、 組合又は個 人施行者  $\mathcal{O}$ 

上級行政庁とみなす。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三百十五 条 独立行政法人水資源機構 法 (平成十四年法律第百八十二号) の一部を次のように改正する。

第三十六条中 「基づいてした」を 「基づく」 に改め、 「処分」 の 下 に 「又はその不作為」 を加え、 「 行

政不服審 査法 (昭和三十 七年法律第百六十号) による」 を削り、 同 条に後段として次のように加える。

この 場合において、 主務・ 大臣は、 行政不服 審 査法 (平成二十六年 法律第六十八号) 第二十 五. 一条第一 二項

及び第三項、 第四十六条第一 項及び第二項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項の規定の適用について

は、機構の上級行政庁とみなす。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三百十六条 独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第二十三条中 「した処分」を「する処分又はその不作為」に改め、 「行政不服審査法 昭昭 和三十七年法

律第百六十号)による」を削り、 同条ただし書中 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条に次の一項

を加える。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条

第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用に

ついては、機構の上級行政庁とみなす。

国 |際航 海 船 舶 及び 国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一 部改正)

第三百十七条 国 |際航 海船 舶 及び国 |際港湾施設 の保安の確保等に関する法律 (平成十六年法律第三十一号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法(平成二十

六年法律第六十八号)」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

(高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第三百十八条 高 [齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一

部を次のように改正する。

第五 十五条中「者は」を「者は、 当該市町村の長に対して審査請求をし、 その裁決に不服がある者は」

に、 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求」を 「再審査請求」に改め、 後段

を削る。

地 域における歴史的風致 の維持及び向上に関する法律の一 部改正

第三百十九条 地 域に お ける歴史的 風致 の維持及び向上に関する法律 (平成二十年法律第四十号) の — 部を

次のように改正する。

第二十五条第五項中 「処分」 の 下 に 「についての審査請求の裁決」 を加え、 「行政不服審査法 (昭和三

十七 年法律第百六十号)による審査請求」を 「再審査請求」に改め、 後段を削る。

第十三章 環境省関係

(自然公園法の一部改正)

第三百二十条 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) の 一 部を次のように改正する。

第六十三条第 一項中 行行 政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 審 査 請

求 に 改め、 同 条第二 項中 「 行 政不服審査法第十八条」 を 行行 政不服審査法 平 成二十六年法律第六 十八

号) 第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」に、 「異議申立て」を「再調査 の請求」に改め

る。

(核 原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第三百二十一条 核原料物質、 核 燃料物質及び )原子炉 の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号

)の一部を次のように改正する。

第七十条  $\bigcirc$ 見 出 し を (審 査 益請求) に改 め、 同条第一 項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百

六十号) による」を削 り、 同 項に後段として次のように加える。

この場合において、 原子力規制委員会は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五

条第二項及び第三項、 第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、 指定保障措置検 査

等実施機関の上級行政庁とみなす。

第七十条第二項及び第三項を削る。

(放射性同位元素等による放射線障害 の防 止に関する法律 <u>の</u> 一 部改正

第三百二十二条 放射 性 同 位 元 素等によ る放射 線 障 害  $\mathcal{O}$ 防 正に . 関 する法律 (昭和三十二年法律第百六十七号

)の一部を次のように改正する。

第四 十五条の見出しを「 (審査請求) 」に改め、 同条第一項中 「第五項」を「第四項」に、 「この項及

び次項」 を「この条」に、 「又は」を「若しくは」に、 「処分に」を「処分又はその不作為につい て」に

改め、 行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、 同項に後段として次のように

加える。

この 場合において、 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、 行政不服 審査法 (平成二十六年 法律第六

十八号) 第二十五条第二項及び第三 項、 第四 十六条第一 項及び 第二 項、 第四 十七 条並びに 第四 + 九 条 第

三項の規定 の適用については、 それぞれ登録認証 機 関、 登録: 検査機関、 登 録· 定 期 確認 機関 登 録 運 搬 物

確認機関、 登 録埋 設 確認機関 登録濃度 確認機関、 登録試験機関若しくは登録資格講習機関又は登録 運

搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

第四十五条第二項及び第三項を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三百二十三条 廃棄物の の処理及び清掃 に関する法律 昭昭 和 .四十五年法律第百三十七号) の一部を次のよう

に改正する。

第二十四条の二第二項中「により」の下に「同項の」を加え、「第二十四条の四」を「地方自治法第二

条第九項第一号」に、 「に係る」を「(以下「第一号法定受託事務」という。)に係る」に改め、 同条に

次の一項を加える。

3 第 項の政令で定める市 の長が 「同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事

務に係る処分をする権限をその補 助機関である職員又はその管理に 属する行政機関の長に委任した場合

において、 委任を受けた職員又は行政機関 この長がその委任に基づいてした処分につき、 地方自治法 第二

百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、 当該裁決に不服のある者は、 同法第二百五

十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、 環境大臣に対して再々審査請求をすること

ができる。

第二十四条の四中 「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」を削る。

## (自然環境保全法の一部改正)

第三百二十四条 自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号) の 一 部を次のように改正する。

第三十二条第一項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請

求」に改め、 同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八

号) 第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」に、 「異議申立て」 を「再調査 の請求」 に改め

る。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第三百二十五条 公害健康被害 の補償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一号) の一部を次のように

改正する。

第百六条の見出し中 「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、 同条第一項及び第三項中「異議申立て

」を「再調査の請求」に改める。

第百七条第 項 中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第二十五条」 を「行政不服審査法

(平成二十六年法律第六十八号) 第三十一条」 に改め、 同条第二項中 「第二十条及び第三十一条」 を 「第

九条第四項」 に、 「同法第二十条第二号中 「三箇月」 とあるのは 「二箇月」と、 同法第三十一条中 「そ  $\mathcal{O}$ 

庁  $\mathcal{O}$ 職員」 を 同 項中 「その 職員 (第二項各号 ( 第 一 項各号に掲げる 機関 0) 構成員に しあっ て は、 に、

審査員」を 「公害健 康被害の 補 償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一 号) 第百二十一条第

項に規定する審査員 (第二項各号 に改める。

第百九条中 「行政不服審査法による」を削り、 同条に後段として次のように加える。

行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、

第四十六条第一

項 並

び に第四十 七 条の 規定  $\tilde{O}$ 適 用 たっい ては、 機 構 の上 級行政庁とみなす。

この

場合において、

環境大臣は、

第百 十条を次  $\mathcal{O}$ ように改め る。

第百十 条 削 除

第百二十六条 の見出し中 「副本の」を削り、 同条中「を受理したときは」を「がされたときは、 行政不

服審 査法第二十四条の規定により当該審査 請求を却下する場合を除き」に改め、 \_ の 副本」 を削 る。

第百二十七条中 「参加人」 を「行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加 人 に改める。

第百三十四条の見出しを (審査請 求の制限) に改め、 同条中 「行政不服審査法による不服申立て」

を「審査請求」に改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改

第三百二十六条 水俣病 の認定業務の促進に関する臨 時措 置法 (昭和五十三年法律第百四号) の一部を次の

更

ように改正する。

第六条の見出し中 「異議申立て」 を「審査請求」に改め、 同条中「環境大臣」を「行政不服審査法 伞

成二十六年法律第六十八号) 第十一条第二項に規定する審理員」に、 「行政不服 審査法 (昭 和三十七年法

律第百六十号) に基づく異議申立て」 を 審 查請 求 に、 「第四十八条に お 7 て準 用する同法第二十七条

の規定による」 を 「第三十四条の 規定により、 に、 当 該異議申 立 \_ て を 「当該・ 審査請 求 に改 いめる。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第三百二十七条 湖沼水質保全特別措 置法 (昭和五十九年法律第六十一号) の一部を次のように改正する。

第三十三条第 二項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立て」を 「審査請

求 に改め、 同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を 「行政不服審査法 (平成二十六年法律第六 十八

号) 第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」 に、 「異議申立て」 を 「再調査 一の請り 求 に改め

絶 滅 0 おそれ のある野生動 植 物の 種 の保存に関する法律の一 部 改正)

第三百二十八条 絶滅の おそれ  $\mathcal{O}$ ある野生動 植 物の 種 の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)

部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中 「不服申立て」を「審査請求」 に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年

法律第百六十号) による」 を削 り、 同条に後段として次のように加える。

この 場合におい て、 環境大臣は、 行 政不 服 審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五 条第二項

及び第三項、 第四十六条第 項及び第二 項、 第四十七条並びに第四 十九条第三項の 規定 の適 用 に について

は、登録機関の上級行政庁とみなす。

第三十三条の十二の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」 に改め、 同条中「行政不服審査法による」

を削り、同条に後段として次のように加える。

この 場合において、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三

項、 第四十六条第一 項及び第二項、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につい ては、 認定

機関の上級行政庁とみなす。

第四 十三条第 一項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査 請求」 に改め、 同条第二項中 「第十

八条」を「第二十二条」に、 「処分庁」を「処分をした行政庁」に、 「異議申立て」を「再調査 0 請 求

に改める。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)

第三百二十九条 特定有害廃棄物等の輸出入等の 規制 に関する法律 (平成四年法律第百八号) の一部を次の

ように改正する。

第十八条 0 見 出 し中 「不服申立て」を「審査請 求 に改め、 同条第一項中 「又は異議申立て」 を削 り、

又は決定 (却下の 裁決又は決定を除く。) は」を 「は、 行政 不服審查法 平 成二十六年法律第六十 八 号

第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、 「又は異議申立人」を削 り、

上 の 下 に 「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、 同条第二項を削り、 同条第三項中 意

見 <u>の</u> を 「前項の意見の」に改め、 「又は異議申立人」を削り、 同項を同条第二項とし、 同条に次の一項

を加える。

3 第一 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一 条の 規定は適用せず、 同 項の意見  $\mathcal{O}$ 

聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)

第三百三十条 南極 地 域の環境 の保護に関する法律 (平成九年法律第六十一号) の一部を次のように改正す

る。

第八条第六項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) に基づく異議申立て」を「審査請求

一に改める。

ポ プリ 塩 化ビ フ エニ ル 達棄物 0 適正 な処理 の推進に関する特別措置法 の 一 部改正)

第三百三十一条 ポリ塩: 化ビフ エ ニル 廃 棄物 0) 適正な処 理 一の推 進 に関い す ,る特別 沿措置法 (平成十三年法律第六

十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「により」の下に 同 項の」を加え、 同条に次の一項を加える。

3 第一 項の政令で定める市 の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十六条第 一項の

規定による処分をする権限をその補 助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場

合において、 委任を受けた職員又は行政 機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 地方自 1治法

昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十五条の二 一第二項 の再審 査 一請求の 裁決が、 あったときは、 当該: 裁

決に不服のある者は、 同法第二百五十二条の十七 う の 四 第五項から第七項までの規定の例により、 環境大

臣に対して再々審査請求をすることができる。

第二十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正)

第三百三十二条 特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止 に関する法律 (平成十六年法律第七十八号

)の一部を次のように改正する。

第二十四条 O四の 見出しを (審査請求)」 に改め、 同条中 「行政不服審 査法 (昭和三十七年法律第百

六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第三百三十三条 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号) の一部を次のように改

正する。

第三十八条第一 項 中 「第三十六条の二、 第三十八条」 を 「第三十七条」 に改める。

第七十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、 環境大臣は、 第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法 (平成二十六年法

律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用に つい

ては、機構の上級行政庁とみなす。

第七十五条第二項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)第三十一条」を 「行政不服審査

法第九条第四項」に、 同 . 条 中 「その庁 0 を 「同項中 「その」に、 「審査員又は」 を 「公害」 健 康被 害 0

補 償等に関す る法 律 (昭和四 十 八年法律第百十一号) 第百二十一条第一 項に規定する審査員又は 同 法 第百

十九条の二第一項に規定する」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

第七十七条 の見出しを (審査請求と訴訟との関係) に改め、 同条中「基づいて機構が行った」 の 下

に 「認定又は救済給付の支給に係る」 を加え、 「又は前条に規定する処分」、 「若しくは環境大臣」 及び

「又は 同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣 の決定若しくは同条に規定する処

分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決」を削る。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条 削除

第十四章 防衛省関係

日 本国とアメリカ合衆国との 間 の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国

に おける合衆国 軍 · 隊 0 地 位 に関 する協定の 実施 に伴う土 地等の使用等に関する特別 沿 措 置 法  $\mathcal{O}$ 部 改正)

第三百三十四 日 本国とアメリ カ合衆国 との 間 の相 互協力及び安全保障条約第六条に基づく 施 設及 び 区 域

並 び に 日 本国 に おける合衆 国 軍 隊  $\mathcal{O}$ 地 位 に 関 する協 定  $\mathcal{O}$ 実施に伴う土 地 等  $\mathcal{O}$ 使用 等に ·関す る 特 別 措 置 法

昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「から行政不服審査法 (昭和三十七 年法律第百六十号) 第七条の規定による異議 申

立て を 「の申立て」に改め、 同法第五十条第二項の規定にかかわらず」 を削 り、 同 条 中 第 匹 項 を第

五項とし、 第三項を第四項とし、 同条第二項中 「前項」 を 「 第 一 項 に、 「異議申立て」 を 同 項の規定

による申立て」 に改め、 同項を同 条第三項とし、 同条第一 項の次に次の一 項を加え える。

2 前 項の規定による申立て は、 防 衛省令で定める様式に従 \ <u>'</u> 書 面 でしなけ ħ ば なら

第二十二条に次の一 項を加える。

6 地方防衛局長は、 第一項の規定による申立てをしたときは、 第十九条第一項の規定による申立てに係

る不作為についての 審査請求をすることができない。

第二十九条 第二十三条第二項中 の見出 異 議申立て」 (審査請求 を「同 及び 「項の規定による申立て」 に改め、 条第 に改める。 項 「異 申立て」 審 査

訴 訟

\_

同

中

議

を

請求

しを

に改 め、 同 法第百三十条第二項中 行行 了政不服? 審 査 法第十四 条第 項本文」 とあるのは 行行 政 不 服 査

法第四十五条」 <u>ك</u> を削 る。

日 本国とアメリカ合衆国との 間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍

隊 0 水 面 の使用に伴う漁船 の操 業制限等に関する法律の一 部改正

第三百三十五条 日 本国 [とアメリカ合衆国との 間の相 互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリ

カ合衆国の軍隊 の水面の の使用に伴う漁船 の操業制限等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百四十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第六条第一項中 「第四条第二項」を「第三条第三項又は第四条第二項」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三百三十六条 防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十八条の二第二項中「又は異議申立て」を削る。

第二十七条の八第三項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第十四条第一項又は第四十

五条」 を 行行 政不服審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第十八条第一項本文」 に 改める。

第二十七条の十二第二項中「第十四条第一項又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第三百三十七条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律 (昭和

二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一 項 中 「三十月」 を  $\equiv$ 箇 月 に改める。

第五 一条第一 項 中 「第三条第二 項」 を 「第二条第三項又は第三条第二 項 に改める。

自 衛 隊 法 0 部改正

第三百三十八条 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを 「(審査請求の処理)」に改め、 同条第一項中 「又は異議 申立て」 を削り、 「 行

第二章第一

節

から第三節までの規定を」を

「行政不

服

審

査

政不服

派審査法

(昭和三十七年法律第百六十号)

「六十日」

を

「三月」

に改

め、

同条第三項

中

「又は」

異

(議申立)

\_ て

を

削 り、

同

条第四

項中

又は

異

議

申

立

n

法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章 の規定は、 に改 め、 同 条第二 一項中 又 は 5異議-申立 \_ て を 削

て 及 び 「又は決定」 を削 り、 同 条第六項中 審 査 請 求 又は異議 申立 て を 「 第 一 項に規定す る審 査 求

に 改め、 同条第七 項中 「行政不服審 査法による不服申立て」を 「審査請求」 に改 いめる。

第五 十条の二の見出し中 「不服申立て」 を 「審査請求」に改め、 同条中 「又は異議申立て」 及び 「又は

決定」 を削り

第六十五条の三第四項中 「行政不服審査法による不服申立て」 を 「審査請 求 に改め、 同条第五 項中

不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六十五条 O四第七 項中 「行政不服審査法による不 服申 立て を 「審査請 求 に改め、 同条第八項中

不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第百三条第十八項中「行政不服審査法による不服申立て」を 「審査請求」に改める。

第百五条第七項中「三十日」を「三月」に改め、 同条第九項中 「前項」 を 「第六項又は前 項 に改める。

(連合国占領軍 等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律 .. の 一 部改正

第三百三十九条 連合国 |占領| 軍 等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律 (昭和三十六

年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求

第十六条 (見出しを含む。) 中 「不服申立て」を 「審査請求」に改 いめる。

第十七条の見出し中 「不服申立て」 を「審査請求」 に改め、 同条中 「処分」 の下に「又はその不作為」

を加え、 「不服申立て」を「審査請求」に改め、 「決定又は」 を削 る。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三百四十条 防衛 施設周 辺 0 生活環境 の整 備等に関する法律 (昭和四十九年法律第百一号)の一部を次の

ように改正する。

第十五条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第十七条第一 項 中 「第十五条第二項」を 「第十四条第三項又は第十五条第二項」

に改める。

(武力攻撃事 態 にお ける外国 軍 用品等の 海 上 輸送の 規 制 に関する法律 。 つ 部改正)

第三百四十 条 武力攻 **学事** 態 に おける外 玉 軍 用 品等  $\mathcal{O}$ 海 上輸 送 の規 制に関する法律 (平成十六年法律第百

十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の見出しを「(審査請 求 の制 限) 」に改め、 同条中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第三百四十二条 武力攻撃事態における捕虜等の 取扱 いに関する法律 (平成十六年法律第百十七号) の 一 部

を次のように改正する。

目 次 中 「 第 匹 章 審査 請 求 を 「第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求」 に改める。

第三条第十一号及び第十二号中 「審査請求を」を 「審査の請求を」 に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求

第百八十条の見出しを「(行政不服審査 法 0 規定による審査請求 の制限) に改め、 同条中 「処分」の

下に 「又はその不作為」 を加え、 「行政不服審査法 (昭 和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」

を 行行 政 不服 審 査法 (平成二十六年法律第六十八号) の規定による審査請求」 に改める。

附則

(施行期日)

第 一条 この法律は、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の施行の日から施行する。

(地方公営企業法等の一部改正に伴う調整規定)

第二条 地方公務員法及び地方独立行政法人法 の 一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第三十四号) の施

まで」 企業 とし、 行 を (T) 法 日 「第六項」とあるのは がこの 第百三十五条のうち地方公営企業等 第三十 同法 法 九 条の 律 附則第五項  $\mathcal{O}$ 施 改 行 正 規定 0 日 の改正規定中 「及び第三十九条第一項」を 中 ( 以 下 「第 五 施 項を第六 行 「同条第四項」 日 の労働関 という。 項とし、 係 に関する法律第十七 を 第四 「並びに第三十九条第一項及び第三項 後となる場合には、 「同条第五 項 を第 五 項」とあるのは 項」 とあ 条第一項 第四 る  $\overline{\mathcal{O}}$ 1十五条  $\mathcal{O}$ は 改正! 「同条第三項」 「第 規定中 のうち 兀 項 か を 5 第 地 「第 第 方 五. を 項 五. 五. 公営 項 項

 $\mathcal{O}$ に 地 務員法及び地 正 規定中 改正 方 前 公営· 項 規定中 0) 場合 九 企業: 「第四 条第 方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十二条のうち地方公営企業法第三十 等 に 「同条第三項」 おお 項  $\mathcal{O}$ 項及び第三 労 į١ を第五項とし、 て、 働 関 地 係 に 方 を 項 関 公務員法及び か する 「同条第四 5 第三項を第四 第五項 法 律 第 項 (まで」 地 + 方独立 七 とあるのは 条第 項」 とあ とあるの 一行政法· るの 項  $\mathcal{O}$ は 人法 改正規定 同 は 第 条第四 の — 「第五 五項」 中 部を改正する法 項 項を第六項とし、 「及び第三十 を を 「第六項」 「同条第五項」 九 律 条第 附 と、 第四 :則第: 同 とし、 項 項」 + 法 を第五 附 九 条のうち を 則 条 地 第 並 の改 方公 五. び 項

٢,

「第二項の」

とあるのは

「第三項の」

と、

3

企業職員」

とあ

るの

は

 $\frac{\neg}{4}$ 

企業職員」

とする。

2

同

条第四

項

とする。

刑 法等 <u>う</u> 一 部を改正する法 律 が 一 部改正 に伴う調整 規定)

第三条 刑 法等  $\mathcal{O}$ 部を改正する 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 が 施 行 日 前である場合に は、 第八十 九条のうち更生保 護 法

第七 章第二節 中第九十六条の次に一 条を加える改正規定中 「第五十二条第一 項、 第四 項又 は 第五 項」 とあ

るのは、 「第五 十二条第一項、 第五 項又は第六項」とし、 第九十条の規定は、 適用 しない。

(電 気事業法 の一部改正に伴う調整 規定)

第四 条 電気事業法等の一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第 号) の施 行

 $\mathcal{O}$ 日が 施 行 日 前である

場合には 第二百三十六条のうち電気事業法第百九条 の二の改正規定中 第百九条の二」 とあ る 0 は、

第百 1九条」 とする。

(経 過 措 置 0 原 則

第五 条 行政庁 の処分その他 の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行

政 庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申 請に係る行政庁の不作為に係るものについ ては

0 附 則に 特 別 の定めがある場合を除き、 なお従前 の例による。

訴 訟に関する経過措置

第六条 この法な 律による改正 前 0) 法律 の規定により不服 申立てに対する行政庁の裁決、 決定そ 0 他  $\mathcal{O}$ 行為を

経た後でなけ れ ば 訴えを提起 できないこととされる事 項であって、 当該 不服申立てを提起 L ない でこの 法

律の 施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの (当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁  $\mathcal{O}$ 

を提起しないでこの 法律の施 行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。) の訴えの提起につい

決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、

当該他

の不服申立て

ては、なお従前の例による。

裁決、

2 0 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定による改正 前 の法律の規定 (前条の規定によりなお 従前 の例によることとされる場合を

含む。  $\mathcal{O}$ 規定に によ より 審 ŋ 異 査 (議申・ 一請求に対する 立 てが 提 足起され、 裁決を経た後でなけ た処分その 他 れ  $\mathcal{O}$ ば 行為であって、 取 消 しの訴えを提起することができないこととさ この 法律 の規定による改 É 後  $\mathcal{O}$ 法 律

れ るものの取消 L *O* 訴えの提起については、 なお従前 の例による。

3 不服 申立てに 対する行政庁 の裁決、 決定その他 の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提

起されたものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三十 兀 条の 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 地 方自 治 法 ・ の 規 定 中 異 議  $\mathcal{O}$ 申 Щ 審 査 0 申 <u>i</u> て又 は 審 決 0) 申 請 に

関 す Ź 部 分は、 この 法 律 0 施 行 後にされ た 地 方 公共 寸 体 0 機 関  $\mathcal{O}$ 処 分 その 他  $\mathcal{O}$ 行 為 に 係 る異 議  $\mathcal{O}$ 申 出 審

査 0 申 立て又は 審決の 申請に ついて適用 Ĺ この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 **治行前** にされ た地方公共 寸 体  $\mathcal{O}$ 機 関  $\mathcal{O}$ 処 分その

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

 $\mathcal{O}$ 

行為に係る異議

 $\mathcal{O}$ 

申

出

審

査

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

申立て又は審決の

申

請につい

ては、

なお従れ

前

0

例

に

による。

他

第八条 第三十· 七 条の 規定による改正 後 の公 職 選挙法第二百十六条 (T) 規 定は、 施 行 日 以後にその 期 日 エを告示

され る地 方公共 寸 体  $\mathcal{O}$ 議 会 0) 議 員 及 Ű 長  $\mathcal{O}$ 選 挙に係る不 服 申立てに 0 *(* ) 7 適 用 Ļ 施 行 日 前 に そ  $\mathcal{O}$ 期 日 が

告示され た地 方 公共 団 体  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び 長 0 選挙 に係 る不 服 申 <u>\frac{1}{12}</u> てについ 7 は、 な おお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

(罰則に関する経過措置)

第 九条 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 :の施! 行 前 にした行為並びに附則第五条及び 前二条 の規定によりな お 従前 の例によることと

され る場合に おけるこの法 律  $\mathcal{O}$ 施行後にし た行為に対する罰則の適用については、 なお従前 0 例 による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第一 五. 条から前 条までに定めるも Oのほ か、 こ の 法律 の施 流行に関う し必要な経過措 置 | 罰 則に関す